

# 令和5年度(2023年度) 宝塚市防災会議資料

令和5年(2023年)5月25日  
宝塚市防災会議

# 防災会議資料 目次

I 委員名簿（敬称略） .....	3
II 議 題.....	5
II-1 宝塚市地域防災計画（令和5年度(2023年度)）見直しについて（決議事項） .....	5
1 計画の改正経過、見直し目的 .....	5
2 宝塚市地域防災計画案の主な見直し箇所と内容 .....	5
II-2 宝塚市水防計画(令和5年度(2023年度))見直しについて（諮問事項） .....	9
1 宝塚市水防計画案の主な見直し箇所と内容 .....	9

# I 委員名簿（敬称略）

1 会 長 宝塚市長 山 崎 晴 恵

## 2 委 員

### (1) 条例第3条第5項第1号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	澤 田 昌 利	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	小 竹 利 明	外部
神戸地方気象台長	佐 伯 亮 介	外部

### (2) 条例第3条第5項第2号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県阪神北県民局長	宮 口 美 範	外部

### (3) 条例第3条第5項第3号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県宝塚警察署長	田 村 隆 清	外部

### (4) 条例第3条第5項第4号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部
宝塚市企画経営部長	古 家 健 志	内部
宝塚市財務担当部長	吉 田 恭 子	内部
宝塚市市民交流部長	加 藤 努	内部
宝塚市総務部長	中 出 勝 也	内部
宝塚市都市安全部長	池 澤 伸 夫	内部
宝塚市危機管理監	大 谷 英 次	内部
宝塚市都市整備部長	濱 田 一 二 三	内部
宝塚市健康福祉部長	藤 本 宜 則	内部
宝塚市子ども未来部長	西 垣 早 百 合	内部
宝塚市環境部長	政 処 剛 史	内部
宝塚市産業文化部長	岡 本 直 也	内部

### (5) 条例第3条第5項第5号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市教育長	五十嵐 孝	内部

### (6) 条例3条第5項第6号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市消防長	山 中 毅	内部
宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部

## (7) 条例第3条第5項第7号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	安田 誠	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小森 浩治	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	湯出口 幸久	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名 成利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤 正輝	外部

## (8) 条例第3条第5項第8号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	馬場 美智子	外部

## (9) 条例第3条第5項第9号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市自治会連合会会長	久保田 久男	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田 義博	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	福重 貴之	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山 透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本 芳博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住 美壽	外部
ボランティア活動家	榎本 匡笑	外部
女性の視点で防災を考える 宝塚どないしょネット代表	檜垣 彰子	外部
宝塚市上下水道事業管理者	福永 孝雄	内部
宝塚市議会事務局長	津田 裕司	内部
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田 輝夫	内部
宝塚市病院経営統括部参事（総括担当）	島 廣弘二	内部

## II 議 題

### II-1 宝塚市地域防災計画（令和5年度(2023年度)）見直しについて（決議事項）

#### 1 計画の改正経過、見直し目的

宝塚市は、平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成9年度（1997年度）に、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に市域の防災アセスメントを実施し、地域防災計画を全面改定するとともに、その後も毎年度所要の改定を行い、防災体制の拡充に努めてきました。

特に、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、災害関連法令の改正、国の防災基本計画及び兵庫県の地域防災計画の見直しなどが行われ、これを受けて、平成25年度（2013年度）の本市の地域防災計画についても、宝塚市における災害の規模及び形態並びに市内の都市基盤、社会情勢、生活環境及び市民ニーズの変化を考慮し、前述した国及び県の計画との整合を図るとともに、近い将来に発生が確実視されている南海トラフの巨大地震や、頻発する自然災害に備えるため、地域防災計画の抜本的な見直しを行いました。

また、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけては、全国各地で発生した自然災害による甚大な被害発生を受けて、災害対策基本法、水防法、河川法、気象業務法など災害関連法が相次いで改正されるとともに、兵庫県においては県管理河川の基準水位の見直しが行われ、これに伴い水防警報等の発令基準が変更となったこと、気象庁において流域雨量指数による洪水警報等の取り扱いが更新されたことなどにより、本市の災害対策本部の設置基準や避難勧告等の発令基準及び水害危険予想箇所等を順次見直しました。

一方、平成30年度（2018年度）は、度重なる改正により膨大となった計画の簡潔化を図るため、従前の全5編編成の計画の構成を、法定計画としての「本編」と関連図書としての「マニュアル編」及び「資料・様式編」に抜本的に見直しました。

本年度は主に、①宝塚市役所第二庁舎の建設が完了したことに伴う計画項目の見直し、②地区防災計画の新たな1地区の追加及び1地区の変更、③令和5年度宝塚市組織改正に伴う災害対応体制の見直し、などについて「本編」に追加・更新等を行うとともに、「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」については、本編の見直しに関連する事項とともに、災害予防対策及び応急復旧対策の拡充に向けた所要事項の追加・更新・修正等を行います。

#### 2 宝塚市地域防災計画案の主な見直し箇所と内容

今回の宝塚市地域防災計画の見直しに当たっては、次の項目・施策・事業等を追加、削除又は内容の更新を行うこととします。

別添 **資料2** 令和5年度(2023年度)宝塚市地域防災計画変更前後対照表（案）参照

- \* 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン・太字表示しています。
- \* 変更前後対照表では人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各統計データの更新、記載方法の変更等の軽微な見直し内容は省略しています。

## 【本 編】（法定図書）

### （1）第1部 総則

#### 1) 第1章 第3節 他の計画との関係 第6 宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

##### （変更前後対照表P 1）

- ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことに伴い、修正します。

### （2）第2部 災害予防計画

#### 1) 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第1節 市における応急活動体制の整備・強化 3 計画

##### （2）防災拠点機能の整備（変更前後対照表P 2）

- ・市役所第二庁舎が完成し、災害対策本部を同庁舎2階災害対策本部室に設置することになったことに伴い、本部代替設置場所として市役所本庁舎を追記します。

#### 2) 第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第1節 災害に強い都市の創造 第5 消防水利網の整備 3 計画

##### （2）消火栓・防火水槽の増設・整備（変更前後対照表P 2～3）

- ・宝塚市消防計画第2章基本計画に示される事業内容との整合性を図るため、修正します。

#### 3) 第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画

##### 3 各地区における地区防災計画

##### 1) (1)「中山台コミュニティ地区」地区防災計画（変更前後対照表P 4～5）

- ・当該地区防災計画については、平成28年度（2016年度）に本市域で初めての地区防災計画として本市地域防災計画に規定しました。
- ・これまでの活動を踏まえ、地元から項目「ク：主な活動計画」について計画内容を変更する旨の提案がなされていることから、これを付議します。
  - ・当該項目について、「平常時の取組」として「防災委員会の設立」及び「飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理」を追加、「災害時の取組」として「避難所開設」を追加、そのほか当該地区の現状に応じた内容に見直します。

##### 2) (9)「宝塚市第5地区」地区防災計画【新規追加】（変更前後対照表P 5～6）

- ・宝塚市第5地区（長尾、長尾南、丸橋小学校区）において、地区住民を主体とした防災組織を構築し、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行し、地区防災力を高めることを目的した地区防災計画の地元案が作成されました。同計画について、本市の地域防災計画に規定するよう計画提案がなされていることから、これを付議します。

### (3) その他

#### 1) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱の改正関係

- ・令和5年(2023年)4月1日付の本市の組織改編及び人事異動に伴い見出しの各要綱を改正しているため、地域防災計画に規定するこれらに関連する箇所について、整合を図るための見直しを行います。
- ・当該事項は、計画全編の見直し共通事項となっています。

### 【災害対応マニュアル編】(関連図書)

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報発表等の伝達経路(変更前後対照表P9)

- ・神戸地方気象台からの指摘により、同経路図を修正します。

#### (2) 情報の収集・伝達(変更前後対照表P9~11)

- ・災対企画経営部の調査班の役割・調査内容等について整理を行ったため、修正します。

#### (3) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱の改正関係

##### (変更前後対照表P12~16)

- ・令和5年(2023年)4月1日付の本市の組織改編及び人事異動に伴い見出しの各要綱を改定しているため、地域防災計画に規定するこれらに関連する箇所について、整合を図るための見直しを行います。

### 【資料・様式編】(関連図書)

#### (1) 第1部 地域としての災害危険性

##### 1) 1-2-2 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域(変更前後対照表P17)

- ・令和4年度(2022年度)中に対策工事实施により土砂災害特別警戒区域が解除された2箇所について、修正します。

##### 2) 1-2-3 山地災害危険地区(変更前後対照表P17~19)

- ・兵庫県による山地災害危険地区の危険度の解析、危険度再評価が行われたため、危険地区の追加、危険地区面積の修正等を行います。

##### 3) 1-2-7 特に警戒を要するため池(変更前後対照表P19~20)

- ・令和4年度(2022年度)中に防災工事完了箇所2箇所を除外します。
- ・北部地域における防災重点農業用ため池のうちため池点検による健全度総合評価が「要早期改修」となったもの1箇所を追加します。
- ・この結果、全箇所数は17箇所から16箇所に減少します。

#### (2) 第2部 市民参加による防災まちづくり

##### 1) 2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿(変更前後対照表P20~22)

- ・本市防災会議委員の名簿を本年4月1日現在の内容に更新します。

(3) 第3部 市の非常時組織及び車両・資材等

1) 3-1-2 災害対策本部設置要綱（変更前後対照表P22）

2) 3-1-3 災害警戒本部設置要綱（変更前後対照表P22）

- ・令和5年（2023年）4月1日付の本市の組織改編及び人事異動に伴い見出しの各要綱を改定しているため、地域防災計画に規定するこれらに関連する箇所について、整合を図るための見直しを行います。

(4) 第4部 発災時の対応を中心とした情報連絡体制

1) 4-3-1 気象情報の種類と発表基準（変更前後対照表P24～P25）

- ・神戸地方気象台からの指摘により、「土砂キキクル」「洪水キキクル」の概要、「記録的短時間大雨情報」の説明文、「火災気象通報の基準」について、修正します。

2) 4-4-1 被害認定基準（変更前後対照表P26～P28）

- ・内閣府「災害の被害認定基準について」令和3年6月24日付通知に基づき、整合性を図るため、修正します。

(5) 第6部 個別対策項目別関係資料

1) 6-2 避難・救出対策、支援協力等に関する事項（変更前後対照表P29～30）

ア) 6-2-13-9 災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書

イ) 6-2-13-10 災害時の電気自動車等による電源供給に関する協定書

ウ) 6-2-14-5 宝塚市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

エ) 6-2-14-6 宝塚市とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との包括連携協定書

オ) 6-2-14-7 宝塚市と阪急阪神ホールディングス株式会社との包括連携協定書

カ) 6-2-14-8 宝塚市と大阪ガス株式会社との包括連携協定書

キ) 6-2-14-9 宝塚市と武庫川女子大学との包括連携に関する協定書

- ・新たに締結した見出しの協定を追記します。

2) 6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項（変更前後対照表P30）

ア) 6-10-15 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）

- ・新たに締結した見出しの覚書を追記します。



## II-2 宝塚市水防計画(令和5年度(2023年度))見直しについて(諮問事項)

### 1 宝塚市水防計画案の主な見直し箇所と内容

別添 資料4 令和5年度(2023年度)宝塚市水防計画変更前後対照表(案)参照

- \* 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン表示しています。
- \* 変更前後対照表では人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各統計データの更新、記載方法の変更などの軽微な見直し内容は省略しています。

#### 1) 第2章 水防組織 4 災害警戒本部

##### ア) (1) 警戒本部員の組織構成(変更前後対照表P1)

- ・4月1日付人事異動、組織改編により災害警戒本部員の一部を改正します。

#### 2) 第6章 水防区域等 1 水害危険予想箇所 (変更前後対照表P2~P8)

##### ア) 特に警戒を要するため池

##### イ) 山崖くずれ等による宅地危険箇所

- ・「特に警戒を要するため池」については、令和4年度(2022年度)中に防災工事完了箇所2箇所を除外し、北部地域における防災重点農業用ため池のうち平成4年度のため池点検による健全度総合評価が「要早期改修」となったもの1箇所を追加します。この結果、全箇所数は17箇所から16箇所に減少します。
- ・「山崖くずれ等による宅地危険箇所」については、対策工事実施により土砂災害特別警戒区域が解除された2箇所を削除します。
- ・なお、「水防区域(河川危険区域(重要水防箇所))」、「道路途絶予想箇所」、「宅地危険箇所」、「低地帯」については変更ありません。

#### 3) 第7章 観測・監視及び報告 2 河川堤防の監視

##### ア) (2) 樋門の監視(変更前後対照表P8~P9)

##### イ) (4) 排水水門の監視(変更前後対照表P9)

- ・地元役員の改選等に伴い、一部の開閉責任者を更新します。

#### 4) 別表1 災害対策本部の構成の変更(変更前後対照表P9)

- ・本年4月1日の人事異動等に伴い宝塚市災害対策本部の構成の一部を見直します。

#### 5) 別表2 宝塚市消防隊水防計画編成(変更前後対照表P10~P13)

- ・消防本部における、本年4月1日付組織改正、人事異動に伴う体制等の変更を同計画に反映します。

#### 6) 資料2 宝塚市防災会議委員名簿(変更前後対照表P13)

- ・本年4月1日時点の委員の区分、職名に更新します。

#### 7) 資料5 浸水想定区域内の要配慮者施設(変更前後対照表P14)

- ・同域内に所在する要配慮者施設(病院、幼稚園、各種福祉施設等)について最新の情報に更新します。

# 宝塚市地域防災計画変更前後対照表

(案)

○本編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1～8
○マニュアル編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	9～16
○資料・様式編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	17～30

令和5年度(2023年度)

宝塚市防災会議

資料2

変更前後対照表 本編（法定図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																												
9	<p>○全編共通変更事項 (前) 障碍→(後) <u>障碍 (がい)</u></p> <p>第1部 総則 第1章 計画策定の方針 第3節 他の計画との関係 第6 宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係</p> <p>宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、平成24年(2012年)に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び兵庫県行動計画との整合を図りながら、社会的影響が大きい新たな感染症を含め、宝塚市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示したものである。</p> <p>自然災害、大規模事故災害等を対象とする宝塚市地域防災計画とは異なり、感染症対策を目的とした計画であるが、これらが重複する複合的災害発生時には両計画の整合性を図りながら事態への的確な対処を図ることとなる。</p> <p>令和元年(2019年)末に中国での発症が確認された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、その後全世界に蔓延しパンデミックを引き起こしており、現在この撲滅が全世界的な喫緊の課題となっている。</p> <p>本市においても<u>新型コロナウイルス感染症への</u>対策を最重要課題と位置づけ、当該行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するための取り組みを実施した。<u>令和5年5月に5類感染症となり、警戒レベルは引き下げられるが、引き続き兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するためその動向に注視し適切に対応していく。</u></p>	<p>○全編共通変更事項 (前) <u>障碍</u>→(後) 障碍 (がい)</p> <p>第1部 総則 第1章 計画策定の方針 第3節 他の計画との関係 第6 宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係</p> <p>宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、平成24年(2012年)に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び兵庫県行動計画との整合を図りながら、社会的影響が大きい新たな感染症を含め、宝塚市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示したものである。</p> <p>自然災害、大規模事故災害等を対象とする宝塚市地域防災計画とは異なり、感染症対策を目的とした計画であるが、これらが重複する複合的災害発生時には両計画の整合性を図りながら事態への的確な対処を図ることとなる。</p> <p>令和元年(2019年)末に中国での発症が確認された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、その後全世界に蔓延しパンデミックを引き起こしており、現在この撲滅が全世界的な喫緊の課題となっている。</p> <p>本市においても<u>この</u>対策を最重要課題と位置づけ、当該行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するための取り組みを実施している。</p>																												
12	<p>第1部 総則 第1章 計画策定の方針 第5節 市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置 (説明文略)</p> <table border="1"> <tr><td>指定地方行政機関</td><td>略</td></tr> <tr><td>自衛隊</td><td>略</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>略</td></tr> <tr><td>指定公共機関</td><td>略</td></tr> <tr><td>指定地方公共機関</td><td>略</td></tr> <tr><td>公共団体・防災上重要な施設の管理者</td><td>一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会、病院等経営者、輸送協力協定締結団体・企業、みなと観光バス株式会社、阪急タクシー株式会社、土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体、JA兵庫六甲(各支店)、宝塚商工会議所、宝塚市商店連合会、生活物資等供給協定締結団体・企業、燃料供給協定締結団体・企業、市内金融機関、危険物・有毒物等保管施設の管理者、社会福祉施設管理者、大学・専修学校その他民間教育機関等管理者、宝塚防犯協会、宝塚交通安全協会、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会、特定非営利活動法人宝塚NPOセンター、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西、宝塚市赤十字奉仕団、宝塚市婦人会、福祉関係団体等、各農業水利組合、自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、株式会社エフエム宝塚、兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市電器商組合、山本園芸流通センター、<u>アクティオ株式会社</u></td></tr> <tr><td>市民・事業所</td><td></td></tr> </table>	指定地方行政機関	略	自衛隊	略	兵庫県	略	指定公共機関	略	指定地方公共機関	略	公共団体・防災上重要な施設の管理者	一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会、病院等経営者、輸送協力協定締結団体・企業、みなと観光バス株式会社、阪急タクシー株式会社、土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体、JA兵庫六甲(各支店)、宝塚商工会議所、宝塚市商店連合会、生活物資等供給協定締結団体・企業、燃料供給協定締結団体・企業、市内金融機関、危険物・有毒物等保管施設の管理者、社会福祉施設管理者、大学・専修学校その他民間教育機関等管理者、宝塚防犯協会、宝塚交通安全協会、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会、特定非営利活動法人宝塚NPOセンター、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西、宝塚市赤十字奉仕団、宝塚市婦人会、福祉関係団体等、各農業水利組合、自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、株式会社エフエム宝塚、兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市電器商組合、山本園芸流通センター、 <u>アクティオ株式会社</u>	市民・事業所		<p>第1部 総則 第1章 計画策定の方針 第5節 市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置 (説明文略)</p> <table border="1"> <tr><td>指定地方行政機関</td><td>略</td></tr> <tr><td>自衛隊</td><td>略</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>略</td></tr> <tr><td>指定公共機関</td><td>略</td></tr> <tr><td>指定地方公共機関</td><td>略</td></tr> <tr><td>公共団体・防災上重要な施設の管理者</td><td>一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会、病院等経営者、輸送協力協定締結団体・企業、みなと観光バス株式会社、阪急タクシー株式会社、土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体、JA兵庫六甲(各支店)、宝塚商工会議所、宝塚市商店連合会、生活物資等供給協定締結団体・企業、燃料供給協定締結団体・企業、市内金融機関、危険物・有毒物等保管施設の管理者、社会福祉施設管理者、大学・専修学校その他民間教育機関等管理者、宝塚防犯協会、宝塚交通安全協会、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会、特定非営利活動法人宝塚NPOセンター、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西、宝塚市赤十字奉仕団、宝塚市婦人会、福祉関係団体等、各農業水利組合、自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、株式会社エフエム宝塚、兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市電器商組合、山本園芸流通センター</td></tr> <tr><td>市民・事業所</td><td></td></tr> </table>	指定地方行政機関	略	自衛隊	略	兵庫県	略	指定公共機関	略	指定地方公共機関	略	公共団体・防災上重要な施設の管理者	一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会、病院等経営者、輸送協力協定締結団体・企業、みなと観光バス株式会社、阪急タクシー株式会社、土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体、JA兵庫六甲(各支店)、宝塚商工会議所、宝塚市商店連合会、生活物資等供給協定締結団体・企業、燃料供給協定締結団体・企業、市内金融機関、危険物・有毒物等保管施設の管理者、社会福祉施設管理者、大学・専修学校その他民間教育機関等管理者、宝塚防犯協会、宝塚交通安全協会、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会、特定非営利活動法人宝塚NPOセンター、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西、宝塚市赤十字奉仕団、宝塚市婦人会、福祉関係団体等、各農業水利組合、自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、株式会社エフエム宝塚、兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市電器商組合、山本園芸流通センター	市民・事業所	
指定地方行政機関	略																													
自衛隊	略																													
兵庫県	略																													
指定公共機関	略																													
指定地方公共機関	略																													
公共団体・防災上重要な施設の管理者	一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会、病院等経営者、輸送協力協定締結団体・企業、みなと観光バス株式会社、阪急タクシー株式会社、土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体、JA兵庫六甲(各支店)、宝塚商工会議所、宝塚市商店連合会、生活物資等供給協定締結団体・企業、燃料供給協定締結団体・企業、市内金融機関、危険物・有毒物等保管施設の管理者、社会福祉施設管理者、大学・専修学校その他民間教育機関等管理者、宝塚防犯協会、宝塚交通安全協会、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会、特定非営利活動法人宝塚NPOセンター、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西、宝塚市赤十字奉仕団、宝塚市婦人会、福祉関係団体等、各農業水利組合、自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、株式会社エフエム宝塚、兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市電器商組合、山本園芸流通センター、 <u>アクティオ株式会社</u>																													
市民・事業所																														
指定地方行政機関	略																													
自衛隊	略																													
兵庫県	略																													
指定公共機関	略																													
指定地方公共機関	略																													
公共団体・防災上重要な施設の管理者	一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会、病院等経営者、輸送協力協定締結団体・企業、みなと観光バス株式会社、阪急タクシー株式会社、土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体、JA兵庫六甲(各支店)、宝塚商工会議所、宝塚市商店連合会、生活物資等供給協定締結団体・企業、燃料供給協定締結団体・企業、市内金融機関、危険物・有毒物等保管施設の管理者、社会福祉施設管理者、大学・専修学校その他民間教育機関等管理者、宝塚防犯協会、宝塚交通安全協会、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会、特定非営利活動法人宝塚NPOセンター、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西、宝塚市赤十字奉仕団、宝塚市婦人会、福祉関係団体等、各農業水利組合、自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、株式会社エフエム宝塚、兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市電器商組合、山本園芸流通センター																													
市民・事業所																														

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																				
22	<p>第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震 (前文略) (1) 略 (2) 海溝型地震 ア 南海トラフ (南海トラフの地震) (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (第二版) <b>令和5年(2023年)1月1日現在</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域及び地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">地震後経過率</th> <th>平均発生間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフの地震</td> <td>南海トラフ M8~M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70~80%程度</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> <td><b>0.87</b></td> <td>次回までの標準的な値 88.2年 <b>77.0</b>年前</td> </tr> </tbody> </table>	領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)	南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	30%程度	70~80%程度	90%程度もしくはそれ以上	<b>0.87</b>	次回までの標準的な値 88.2年 <b>77.0</b> 年前	<p>第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震 (前文略) (1) 略 (2) 海溝型地震 ア 南海トラフ (南海地震) (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (第二版) <b>令和3年1月1日現在</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域及び地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">地震後経過率</th> <th>平均発生間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフの地震</td> <td>南海トラフ M8~M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70~80%程度</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> <td><b>0.86</b></td> <td>次回までの標準的な値 88.2年 <b>76.0</b>年前</td> </tr> </tbody> </table>	領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)	南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	30%程度	70~80%程度	90%程度もしくはそれ以上	<b>0.86</b>	次回までの標準的な値 88.2年 <b>76.0</b> 年前
領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)			地震発生確率				地震後経過率	平均発生間隔 (上段)																													
		10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)																																	
南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	30%程度	70~80%程度	90%程度もしくはそれ以上	<b>0.87</b>	次回までの標準的な値 88.2年 <b>77.0</b> 年前																																
領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔 (上段)																																
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)																																
南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	30%程度	70~80%程度	90%程度もしくはそれ以上	<b>0.86</b>	次回までの標準的な値 88.2年 <b>76.0</b> 年前																																
41	<p>第2部 災害予防計画 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第1節 市における応急活動体制の整備・強化 3 計画 (1) 略 (2) 防災拠点機能の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>本部代替設置施設の整備</td> <td><input type="checkbox"/>本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備 <b>【本部代替設置場所】</b> <b>市役所本庁舎 (第一位)、</b>消防本部 (第二位)、教育総合センター (第三位)、スポーツセンター (第四位)</td> <td>都市安全部 各施設担当部</td> </tr> <tr> <td>商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備</td> <td><input type="checkbox"/>市役所第二庁舎、市役所本庁舎、消防本部・署、市立病院等の防災拠点並びに本部代替設置場所における自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化</td> <td>都市安全部 各施設担当部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備	略	略	本部代替設置施設の整備	<input type="checkbox"/> 本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備 <b>【本部代替設置場所】</b> <b>市役所本庁舎 (第一位)、</b> 消防本部 (第二位)、教育総合センター (第三位)、スポーツセンター (第四位)	都市安全部 各施設担当部	商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備	<input type="checkbox"/> 市役所第二庁舎、市役所本庁舎、消防本部・署、市立病院等の防災拠点並びに本部代替設置場所における自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化	都市安全部 各施設担当部	<p>第2部 災害予防計画 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第1節 市における応急活動体制の整備・強化 3 計画 (1) 略 (2) 防災拠点機能の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>本部代替設置施設の整備</td> <td><input type="checkbox"/>本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備 <b>【本部代替設置場所】</b> 消防本部 (第一位)、教育総合センター (第二位)、スポーツセンター (第三位)</td> <td>都市安全部 各施設担当部</td> </tr> <tr> <td>商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備</td> <td><input type="checkbox"/>市役所本庁舎、消防本部・署、市立病院等の防災拠点並びに本部代替設置場所における自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化</td> <td>都市安全部 各施設担当部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備	略	略	本部代替設置施設の整備	<input type="checkbox"/> 本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備 <b>【本部代替設置場所】</b> 消防本部 (第一位)、教育総合センター (第二位)、スポーツセンター (第三位)	都市安全部 各施設担当部	商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備	<input type="checkbox"/> 市役所本庁舎、消防本部・署、市立病院等の防災拠点並びに本部代替設置場所における自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化	都市安全部 各施設担当部												
計画名	計画のあらまし	主担当																																				
宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備	略	略																																				
本部代替設置施設の整備	<input type="checkbox"/> 本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備 <b>【本部代替設置場所】</b> <b>市役所本庁舎 (第一位)、</b> 消防本部 (第二位)、教育総合センター (第三位)、スポーツセンター (第四位)	都市安全部 各施設担当部																																				
商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備	<input type="checkbox"/> 市役所第二庁舎、市役所本庁舎、消防本部・署、市立病院等の防災拠点並びに本部代替設置場所における自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化	都市安全部 各施設担当部																																				
計画名	計画のあらまし	主担当																																				
宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備	略	略																																				
本部代替設置施設の整備	<input type="checkbox"/> 本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備 <b>【本部代替設置場所】</b> 消防本部 (第一位)、教育総合センター (第二位)、スポーツセンター (第三位)	都市安全部 各施設担当部																																				
商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備	<input type="checkbox"/> 市役所本庁舎、消防本部・署、市立病院等の防災拠点並びに本部代替設置場所における自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化	都市安全部 各施設担当部																																				
62	<p>第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第1節 災害に強い都市の創造 第5 消防水利網の整備 3 計画 (1) 略 (2) 消火栓・防火水槽の増設・<b>整備</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防水利整備事業</td> <td><input type="checkbox"/>既存防火水槽の適正な維持管理を図る <input type="checkbox"/>防火水槽保有量の最適化を進める</td> <td>消防部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	消防水利整備事業	<input type="checkbox"/> 既存防火水槽の適正な維持管理を図る <input type="checkbox"/> 防火水槽保有量の最適化を進める	消防部	<p>第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第1節 災害に強い都市の創造 第5 消防水利網の整備 3 計画 (1) 略 (2) 消火栓・防火水槽の増設・<b>強化</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防水利整備事業</td> <td><input type="checkbox"/>消防水利の不十分な地域や開発地域等の無水利地域への水道消火栓及び防火水槽・耐震性貯水槽の整備、消防水利の充実・強化</td> <td>消防部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	消防水利整備事業	<input type="checkbox"/> 消防水利の不十分な地域や開発地域等の無水利地域への水道消火栓及び防火水槽・耐震性貯水槽の整備、消防水利の充実・強化	消防部																								
計画名	計画のあらまし	主担当																																				
消防水利整備事業	<input type="checkbox"/> 既存防火水槽の適正な維持管理を図る <input type="checkbox"/> 防火水槽保有量の最適化を進める	消防部																																				
計画名	計画のあらまし	主担当																																				
消防水利整備事業	<input type="checkbox"/> 消防水利の不十分な地域や開発地域等の無水利地域への水道消火栓及び防火水槽・耐震性貯水槽の整備、消防水利の充実・強化	消防部																																				

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																													
64	<p>第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進  第2節 都市公共施設の災害対応力の強化  第1 市の施設及びその他公共公益施設  3 計画  (1) 災害に強い防災拠点機能の整備・強化</p> <table border="1" data-bbox="210 510 1371 947"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域ステーション整備事業 (再掲)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地区防災拠点整備事業 (再掲)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小・中学校プールの改築・ 改修事業</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市の施設における情報連絡 拠点としての整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鉄道駅・ホテル・競馬場・ 劇場等施設における情報連 絡拠点としての整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	地域ステーション整備事業 (再掲)	略	略	地区防災拠点整備事業 (再掲)	略	略	小・中学校プールの改築・ 改修事業	略	略	市の施設における情報連絡 拠点としての整備	略	略	鉄道駅・ホテル・競馬場・ 劇場等施設における情報連 絡拠点としての整備	略	略	<table border="1" data-bbox="1537 170 2689 317"> <tbody> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>重要地域における耐震性防火水槽の配備 <input type="checkbox"/>老朽化水槽の耐震化の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>林野火災用防火水槽の整備</b></td> <td><b>■消防水利確保困難地区への防火水槽の整備</b></td> <td><b>消防部</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進  第2節 都市公共施設の災害対応力の強化  第1 市の施設及びその他公共公益施設  3 計画  (1) 災害に強い防災拠点機能の整備・強化</p> <table border="1" data-bbox="1537 510 2689 982"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域ステーション整備事業 (再掲)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地区防災拠点整備事業 (再掲)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小・中学校プールの改築・ 改修事業</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市の施設における情報連絡 拠点としての整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鉄道駅・ホテル・競馬場・ 劇場等施設における情報連 絡拠点としての整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><b>新庁舎への移設準備</b></td> <td><input type="checkbox"/>新たな都市防災拠点の整備</td> <td><b>都市安全部</b></td> </tr> </tbody> </table>		<input type="checkbox"/> 重要地域における耐震性防火水槽の配備 <input type="checkbox"/> 老朽化水槽の耐震化の推進		<b>林野火災用防火水槽の整備</b>	<b>■消防水利確保困難地区への防火水槽の整備</b>	<b>消防部</b>	計画名	計画のあらまし	主担当	地域ステーション整備事業 (再掲)	略	略	地区防災拠点整備事業 (再掲)	略	略	小・中学校プールの改築・ 改修事業	略	略	市の施設における情報連絡 拠点としての整備	略	略	鉄道駅・ホテル・競馬場・ 劇場等施設における情報連 絡拠点としての整備	略	略	<b>新庁舎への移設準備</b>	<input type="checkbox"/> 新たな都市防災拠点の整備	<b>都市安全部</b>
計画名	計画のあらまし	主担当																																													
地域ステーション整備事業 (再掲)	略	略																																													
地区防災拠点整備事業 (再掲)	略	略																																													
小・中学校プールの改築・ 改修事業	略	略																																													
市の施設における情報連絡 拠点としての整備	略	略																																													
鉄道駅・ホテル・競馬場・ 劇場等施設における情報連 絡拠点としての整備	略	略																																													
	<input type="checkbox"/> 重要地域における耐震性防火水槽の配備 <input type="checkbox"/> 老朽化水槽の耐震化の推進																																														
<b>林野火災用防火水槽の整備</b>	<b>■消防水利確保困難地区への防火水槽の整備</b>	<b>消防部</b>																																													
計画名	計画のあらまし	主担当																																													
地域ステーション整備事業 (再掲)	略	略																																													
地区防災拠点整備事業 (再掲)	略	略																																													
小・中学校プールの改築・ 改修事業	略	略																																													
市の施設における情報連絡 拠点としての整備	略	略																																													
鉄道駅・ホテル・競馬場・ 劇場等施設における情報連 絡拠点としての整備	略	略																																													
<b>新庁舎への移設準備</b>	<input type="checkbox"/> 新たな都市防災拠点の整備	<b>都市安全部</b>																																													
70	<p>第2部 災害予防計画  第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進  第3節 被害の軽減・防止  3 計画  (2) 消防水利の充実と科学消防力の強化等</p> <table border="1" data-bbox="210 1182 1371 1409"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>消防水利の充実と防火 水槽の整備</b></td> <td><input type="checkbox"/>水道施設の耐震化による消火栓の機能拡大 <input type="checkbox"/>既存防火水槽の適正な維持管理を図る <input type="checkbox"/>防火水槽保有量の最適化を進める</td> <td>消防部 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>科学消防力の強化</td> <td>略</td> <td>消防部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	<b>消防水利の充実と防火 水槽の整備</b>	<input type="checkbox"/> 水道施設の耐震化による消火栓の機能拡大 <input type="checkbox"/> 既存防火水槽の適正な維持管理を図る <input type="checkbox"/> 防火水槽保有量の最適化を進める	消防部 上下水道局	科学消防力の強化	略	消防部	<p>第2部 災害予防計画  第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進  第3節 被害の軽減・防止  3 計画  (2) 消防水利の充実と科学消防力の強化等</p> <table border="1" data-bbox="1537 1182 2689 1444"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>消防水利の充実と耐震性 防火水槽の増設</b></td> <td><input type="checkbox"/>水道施設の耐震化による消火栓の機能拡大 <input type="checkbox"/>消防水利の基準に基づく年間計画による消防水 利の増設 <input type="checkbox"/>重要地域への耐震性貯水槽の配備</td> <td>消防部 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>科学消防力の強化</td> <td>略</td> <td>消防部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	<b>消防水利の充実と耐震性 防火水槽の増設</b>	<input type="checkbox"/> 水道施設の耐震化による消火栓の機能拡大 <input type="checkbox"/> 消防水利の基準に基づく年間計画による消防水 利の増設 <input type="checkbox"/> 重要地域への耐震性貯水槽の配備	消防部 上下水道局	科学消防力の強化	略	消防部																											
計画名	計画のあらまし	主担当																																													
<b>消防水利の充実と防火 水槽の整備</b>	<input type="checkbox"/> 水道施設の耐震化による消火栓の機能拡大 <input type="checkbox"/> 既存防火水槽の適正な維持管理を図る <input type="checkbox"/> 防火水槽保有量の最適化を進める	消防部 上下水道局																																													
科学消防力の強化	略	消防部																																													
計画名	計画のあらまし	主担当																																													
<b>消防水利の充実と耐震性 防火水槽の増設</b>	<input type="checkbox"/> 水道施設の耐震化による消火栓の機能拡大 <input type="checkbox"/> 消防水利の基準に基づく年間計画による消防水 利の増設 <input type="checkbox"/> 重要地域への耐震性貯水槽の配備	消防部 上下水道局																																													
科学消防力の強化	略	消防部																																													
84	<p>第2部 災害予防計画  第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進  第4節 要配慮者の安全環境整備  2 基本方針</p> <p>要配慮者の安全環境整備を以下のとおり総合的に進める。  第1に、都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等人にやさしいまちづくり  第2に、住宅及び公共施設・福祉施設等建築物の耐震性の向上による人的被害の防止  第3に、要配慮者優先の非常時ルール確立  第4に、要配慮者相互扶助組織、ボランティア団体、事業所等との連携強化や近隣及び遠隔地市町村との相互応援協定の締結  <b>第5に、要配慮者利用施設等利用者の避難確保のための措置</b></p>	<p>第2部 災害予防計画  第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進  第4節 要配慮者の安全環境整備  2 基本方針</p> <p>要配慮者の安全環境整備を以下のとおり総合的に進める。  第1に、都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等人にやさしいまちづくり  第2に、住宅及び公共施設・福祉施設等建築物の耐震性の向上による人的被害の防止  第3に、要配慮者優先の非常時ルール確立  第4に、要配慮者相互扶助組織、ボランティア団体、事業所等との連携強化や近隣及び遠隔地市町村との相互応援協定の締結  <b>(新規追記)</b></p>																																													



現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																												
93	第2部 災害予防計画 第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実 第3節 安全避難の環境整備 3 計画 (2) 指定避難所等の指定・整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所の指定・整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>予備避難所の指定・整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の指定・整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>避難所等開設のための必要な備品類の備蓄等</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>指定管理者制度導入施設との協定締結等</td> <td>□予備避難所となる共同利用施設等会館における避難所等の運営に関する協定締結など円滑な避難所等の開設運営に向けた仕組み作り</td> <td>都市安全部 市民交流部 <b>教育部</b></td> </tr> <tr> <td>以下、略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> (3) 避難所等予定施設における「住」環境整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設における避難所等としての「住」環境整備</td> <td>□小・中学校空き教室の有効活用の一環としてのクラブハウスの整備に関する検討 □避難所等として使用されることを想定した体育館への電源設備等必要な設備の整備に関する検討 □避難所等予定施設におけるトイレの改善、出入口その他の段差の解消、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児への対応など要配慮者への配慮した環境整備 <b>□避難所における感染症対策の実施</b></td> <td>都市安全部 教育部</td> </tr> <tr> <td>その他市施設の避難所等としての「住」環境整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	指定避難所の指定・整備	略	略	予備避難所の指定・整備	略	略	福祉避難所の指定・整備	略	略	避難所等開設のための必要な備品類の備蓄等	略	略	指定管理者制度導入施設との協定締結等	□予備避難所となる共同利用施設等会館における避難所等の運営に関する協定締結など円滑な避難所等の開設運営に向けた仕組み作り	都市安全部 市民交流部 <b>教育部</b>	以下、略	略	略	計画名	計画のあらまし	主担当	学校施設における避難所等としての「住」環境整備	□小・中学校空き教室の有効活用の一環としてのクラブハウスの整備に関する検討 □避難所等として使用されることを想定した体育館への電源設備等必要な設備の整備に関する検討 □避難所等予定施設におけるトイレの改善、出入口その他の段差の解消、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児への対応など要配慮者への配慮した環境整備 <b>□避難所における感染症対策の実施</b>	都市安全部 教育部	その他市施設の避難所等としての「住」環境整備	略	略	第2部 災害予防計画 第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実 第3節 安全避難の環境整備 3 計画 (2) 指定避難所等の指定・整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所の指定・整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>予備避難所の指定・整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の指定・整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>避難所等開設のための必要な備品類の備蓄等</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>指定管理者制度導入施設との協定締結等</td> <td>□予備避難所となる共同利用施設等会館における避難所等の運営に関する協定締結など円滑な避難所等の開設運営に向けた仕組み作り</td> <td>都市安全部 市民交流部</td> </tr> <tr> <td>以下、略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> (3) 避難所等予定施設における「住」環境整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設における避難所等としての「住」環境整備</td> <td>□小・中学校空き教室の有効活用の一環としてのクラブハウスの整備に関する検討 □避難所等として使用されることを想定した体育館への電源設備等必要な設備の整備に関する検討 □避難所等予定施設におけるトイレの改善、出入口その他の段差の解消、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児への対応など要配慮者への配慮した環境整備 <b>(新規追記)</b></td> <td>都市安全部 教育部</td> </tr> <tr> <td>その他市施設の避難所等としての「住」環境整備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	指定避難所の指定・整備	略	略	予備避難所の指定・整備	略	略	福祉避難所の指定・整備	略	略	避難所等開設のための必要な備品類の備蓄等	略	略	指定管理者制度導入施設との協定締結等	□予備避難所となる共同利用施設等会館における避難所等の運営に関する協定締結など円滑な避難所等の開設運営に向けた仕組み作り	都市安全部 市民交流部	以下、略	略	略	計画名	計画のあらまし	主担当	学校施設における避難所等としての「住」環境整備	□小・中学校空き教室の有効活用の一環としてのクラブハウスの整備に関する検討 □避難所等として使用されることを想定した体育館への電源設備等必要な設備の整備に関する検討 □避難所等予定施設におけるトイレの改善、出入口その他の段差の解消、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児への対応など要配慮者への配慮した環境整備 <b>(新規追記)</b>	都市安全部 教育部	その他市施設の避難所等としての「住」環境整備	略	略
計画名	計画のあらまし	主担当																																																												
指定避難所の指定・整備	略	略																																																												
予備避難所の指定・整備	略	略																																																												
福祉避難所の指定・整備	略	略																																																												
避難所等開設のための必要な備品類の備蓄等	略	略																																																												
指定管理者制度導入施設との協定締結等	□予備避難所となる共同利用施設等会館における避難所等の運営に関する協定締結など円滑な避難所等の開設運営に向けた仕組み作り	都市安全部 市民交流部 <b>教育部</b>																																																												
以下、略	略	略																																																												
計画名	計画のあらまし	主担当																																																												
学校施設における避難所等としての「住」環境整備	□小・中学校空き教室の有効活用の一環としてのクラブハウスの整備に関する検討 □避難所等として使用されることを想定した体育館への電源設備等必要な設備の整備に関する検討 □避難所等予定施設におけるトイレの改善、出入口その他の段差の解消、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児への対応など要配慮者への配慮した環境整備 <b>□避難所における感染症対策の実施</b>	都市安全部 教育部																																																												
その他市施設の避難所等としての「住」環境整備	略	略																																																												
計画名	計画のあらまし	主担当																																																												
指定避難所の指定・整備	略	略																																																												
予備避難所の指定・整備	略	略																																																												
福祉避難所の指定・整備	略	略																																																												
避難所等開設のための必要な備品類の備蓄等	略	略																																																												
指定管理者制度導入施設との協定締結等	□予備避難所となる共同利用施設等会館における避難所等の運営に関する協定締結など円滑な避難所等の開設運営に向けた仕組み作り	都市安全部 市民交流部																																																												
以下、略	略	略																																																												
計画名	計画のあらまし	主担当																																																												
学校施設における避難所等としての「住」環境整備	□小・中学校空き教室の有効活用の一環としてのクラブハウスの整備に関する検討 □避難所等として使用されることを想定した体育館への電源設備等必要な設備の整備に関する検討 □避難所等予定施設におけるトイレの改善、出入口その他の段差の解消、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児への対応など要配慮者への配慮した環境整備 <b>(新規追記)</b>	都市安全部 教育部																																																												
その他市施設の避難所等としての「住」環境整備	略	略																																																												
130	第2部 災害予防計画 第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画 3 各地区における地区防災計画 (1) 「中山台コミュニティ地区」地区防災計画 ア～キ 略 ク 主な活動計画 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平常時の取組</td> <td><b>防災委員会の設立</b></td> <td><b>・コミュニティ役員と各自治会の防災担当で構成。 ・コミュニティエリアにおける防災の各取組を推進する。</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災意識の普及啓発</td> <td>・自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 <b>・コミュニティエリア内の指定避難所開設運営訓練等を可能な限り年に一回程度実施する。</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災訓練の実施</td> <td>・コミュニティの支援のもと、自治会エリアごとに防災訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災機器材の整備・点検</td> <td>・地区や<b>指定避難所</b>で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の取組	<b>防災委員会の設立</b>	<b>・コミュニティ役員と各自治会の防災担当で構成。 ・コミュニティエリアにおける防災の各取組を推進する。</b>		防災意識の普及啓発	・自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 <b>・コミュニティエリア内の指定避難所開設運営訓練等を可能な限り年に一回程度実施する。</b>		防災訓練の実施	・コミュニティの支援のもと、自治会エリアごとに防災訓練を実施する。		防災機器材の整備・点検	・地区や <b>指定避難所</b> で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。	第2部 災害予防計画 第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画 3 各地区における地区防災計画 (1) 「中山台コミュニティ地区」地区防災計画 ア～キ 略 ク 主な活動計画 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平常時の取組</td> <td><b>(新規追記)</b></td> <td><b>(新規追記)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災意識の普及啓発</td> <td>・自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 <b>(新規追記)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災訓練の実施</td> <td>・コミュニティの支援のもと、自治会エリアごとに防災訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災機器材の整備・点検</td> <td>・地区で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の取組	<b>(新規追記)</b>	<b>(新規追記)</b>		防災意識の普及啓発	・自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 <b>(新規追記)</b>		防災訓練の実施	・コミュニティの支援のもと、自治会エリアごとに防災訓練を実施する。		防災機器材の整備・点検	・地区で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。																																				
平常時の取組	<b>防災委員会の設立</b>	<b>・コミュニティ役員と各自治会の防災担当で構成。 ・コミュニティエリアにおける防災の各取組を推進する。</b>																																																												
	防災意識の普及啓発	・自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 <b>・コミュニティエリア内の指定避難所開設運営訓練等を可能な限り年に一回程度実施する。</b>																																																												
	防災訓練の実施	・コミュニティの支援のもと、自治会エリアごとに防災訓練を実施する。																																																												
	防災機器材の整備・点検	・地区や <b>指定避難所</b> で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。																																																												
平常時の取組	<b>(新規追記)</b>	<b>(新規追記)</b>																																																												
	防災意識の普及啓発	・自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 <b>(新規追記)</b>																																																												
	防災訓練の実施	・コミュニティの支援のもと、自治会エリアごとに防災訓練を実施する。																																																												
	防災機器材の整備・点検	・地区で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。																																																												

現頁	新 計 画 案 (変更後)			現 計 画 (変更前)			
	飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>コミュニティで水出しマニュアルとともに補完する。</u></li> </ul>		<u>(新規追記)</u>	<u>(新規追記)</u>	
	情報伝達網の構築		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中山台各地区組織間の情報連絡網を整備する。</u></li> <li>・ すみれ防災スピーカーの活用。</li> <li>・ 情報伝達手段はあらゆる方法を使用する。</li> </ul>	情報伝達網の構築		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>(新規追記)</u></li> <li>・ すみれ防災スピーカーの活用。</li> <li>・ 情報伝達手段はあらゆる方法を使用する。</li> </ul>	
	災害時の取組	災害対策総本部の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総本部は、中山台コミュニティセンター（使用不能の場合は、中山五月台中学校）に置き、宝塚市に通知する。</li> <li>・ 総本部は、中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。</li> <li>・ <u>災害情報、安否情報、支援情報等の確認を実施。</u></li> <li>・ 自主防災組織などと連携する。</li> <li>・ 宝塚市との連絡窓口となる。</li> </ul>	災害時の取組	災害対策総本部の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総本部は、中山台コミュニティセンター（使用不能の場合は、中山五月台中学校）に置き、宝塚市に通知する。</li> <li>・ 総本部は、中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。</li> <li>・ <u>(新規追記)</u></li> <li>・ 自主防災組織などと連携する。</li> <li>・ 宝塚市との連絡窓口となる。</li> </ul>	
	各自治会エリア防災組織の活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者同士の安全確認を実施</li> <li>・ 災害対策本部へ集約する。</li> <li>・ <u>避難所への誘導を主導する。</u></li> <li>・ <u>状況に応じて安否確認名簿および避難先名簿を作成する。</u></li> </ul>	各自治会エリア防災組織の活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者同士の安全確認を実施</li> <li>・ 災害対策本部へ集約する。</li> <li>・ <u>(新規追記)</u></li> </ul>	
	<u>避難所開設</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>宝塚市地域防災計画に基づきエリア内の指定避難所を開設する。</u></li> <li>・ <u>総本部・自治会エリア・避難者が協力して避難所運営を行う。</u></li> <li>・ <u>在宅避難者の要請を可能な限り集約し、総本部に連絡する。</u></li> <li>・ <u>各自治会エリアで在宅避難者分の物資の受け取りを行う。</u></li> <li>・ <u>必要に応じて飲料用兼用耐震性貯水槽の飲料水を使用できるようにする。</u></li> </ul>		<u>(新規追記)</u>	<u>(新規追記)</u>	
	災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	避難行動要支援者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生・児童委員などを中心に地域と連携して担う。</li> </ul>	災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	避難行動要支援者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生・児童委員などを中心に地域と連携して担う。</li> </ul>	
<p>(2)～(8) 略</p> <p><u>(9)「宝塚市第5地区」地区防災計画</u></p> <p><u>ア 計画の名称</u></p> <p><u>宝塚市第5地区地区防災計画</u></p> <p><u>イ 活動の基本方針</u></p> <p><u>地区住民を主体とした防災組織を構築し、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行し、地区防災力を高めることを目的とする。</u></p> <p><u>ウ 計画の対象範囲（範囲）</u></p> <p><u>宝塚市第5地区（長尾、長尾南、丸橋小学校区）</u></p>				<p>(2)～(8) 略</p> <p><u>(新規追記)</u></p>			

エ 活動主体及び活動団体

宝塚市第5地区防災委員会

宝塚市第5地区自治会連合会、宝塚市第5地区民生児童委員協議会、  
宝塚市長尾地区まちづくり協議会

オ 地区の特性

農地の宅地化が進み、流入人口の増加とともに子どもの数も増えており、他地区に比べて高齢化率が低く若い世代が多い一方で、都市基盤の整備が追いつかず、道路の交通渋滞などが課題となっている。

また、第5地区は長尾小学校、長尾南小学校、丸橋小学校の3つの小学校区で構成され、小学校区ごとに災害特性が異なる。

●長尾小学校区

- ・長尾山に連なる傾斜地が多く、土砂災害警戒危険区域に指定された場所がある。
- ・危険ため池に指定された池がある。
- ・最明寺川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・活断層が存在する。

●長尾南、丸橋小学校区

- ・比較的平らな地形で、集中豪雨などで周辺地区が浸水したことがある。
- ・天神川が過去に大雨で氾濫したことがある。

カ 対象とする災害

集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による土砂災害、川の氾濫や堤防の決壊、家屋への浸水、地震による家屋の倒壊や火災、液状化、暴風による家屋や電柱の倒壊

キ 主な活動計画

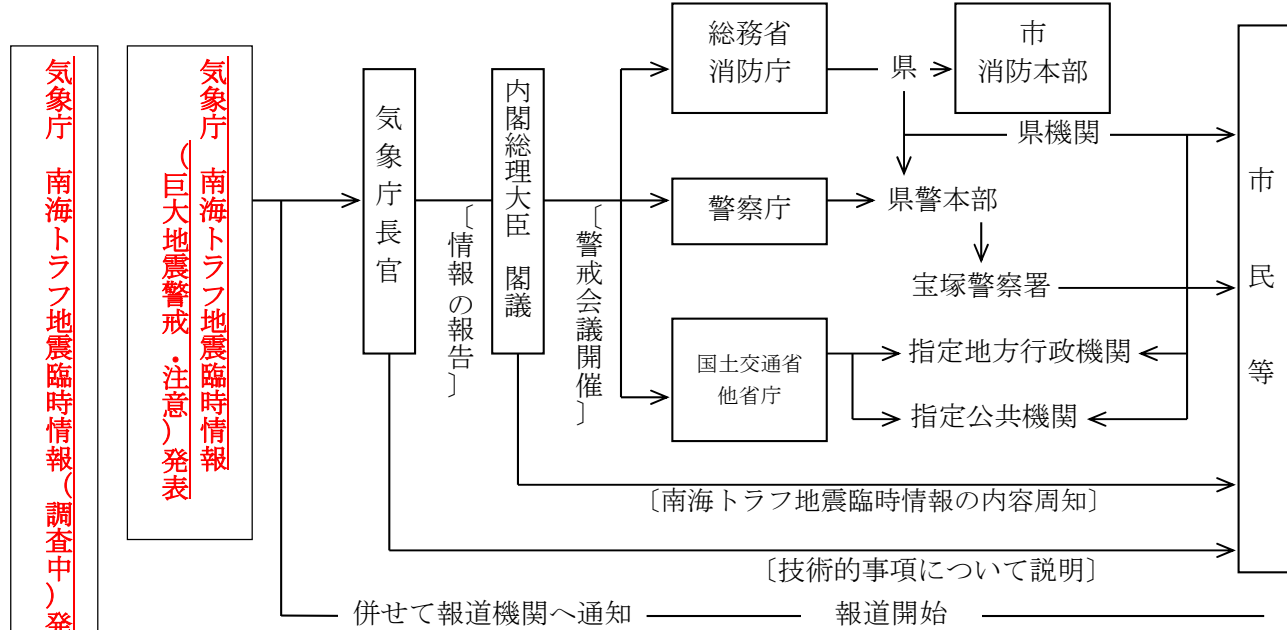
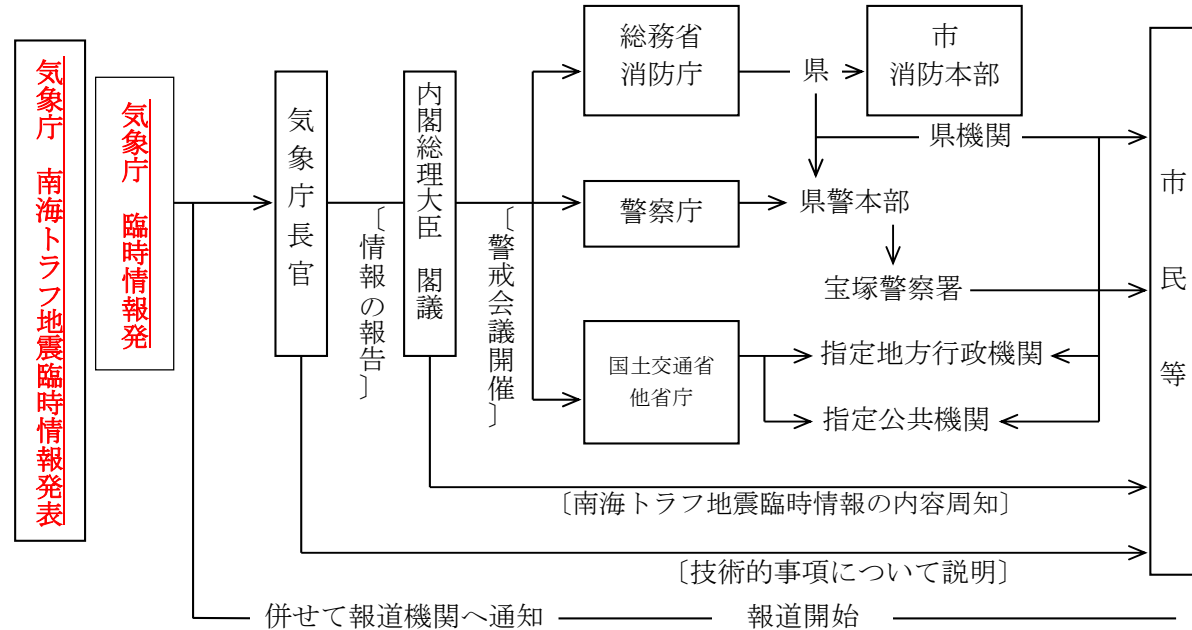
平常時の取組	防災知識の普及啓発	・防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。
	地区の安全点検	・地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。
	防災資器材の整備	・地区で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認する。
	防災訓練	・いざというとき、あわてず、的確に対応するため、地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行う。
災害時の取組	情報の収集・伝達	・公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民へ伝達。 ・地区の被災状況等を取りまとめ、防災機関へ報告。
	救出・救助活動	・自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行う。
	初期消火活動	・消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。
	救護活動	・医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送する。
	避難誘導活動	・地区住民を安全な避難場所などへ誘導する。
	避難所運営活動	・地域で避難所を運営するために作成した避難所運営マニュアル、活動班のためのハンドブック、



現頁	新 計 画 案 (変更後)			現 計 画 (変更前)																																														
<p>避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援</p>	<p>避難行動要支援者の支援体制の構築</p>	<p>施設利用計画に基づき避難所を運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者(災害時要援護者)の身になって、防災環境の点検・改善を行う。</li> <li>・一人の避難行動要支援者(災害時要援護者)に複数の避難支援者を決め、避難時はしっかり誘導する。</li> <li>・困ったときこそ温かい気持ちで接する。</li> <li>・日頃から積極的に避難行動要支援者(災害時要援護者)とのコミュニケーションを図る。</li> </ul>																																																
<p>第3部 災害応急対策計画 第1章 非常時活動体制に関する基本指針 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制 第1 災害警戒対策 1、2 略 3 警戒本部 (1) 略 (2) 警戒本部の長等各級責任者となる職員のためやす</p>				<p>第3部 災害応急対策計画 第1章 非常時活動体制に関する基本指針 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制 第1 災害警戒対策 1、2 略 3 警戒本部 (1) 略 (2) 警戒本部の長等各級責任者となる職員のためやす</p>																																														
149	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td><input type="checkbox"/>危機管理監</td> <td><input type="checkbox"/>警戒本部配備職員の指揮監督</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> <td><input type="checkbox"/>都市安全部長 <input type="checkbox"/>都市整備部長 <input type="checkbox"/>上下水道局長</td> <td><input type="checkbox"/>警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/>警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> <td><input type="checkbox"/>危機管理室長 <input type="checkbox"/>生活安全室長 <input type="checkbox"/>建設室長 <input type="checkbox"/>都市整備室長 <input type="checkbox"/>建築住宅室長 <input type="checkbox"/>北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/>上下水道施設部長</td> <td><input type="checkbox"/>警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/>警戒副本部長が不在時等の代理</td> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">警戒本部員</td> <td><input type="checkbox"/>広報課長</td> <td rowspan="16"><input type="checkbox"/>宝塚市災害警戒本部設置要綱による(職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td> <td rowspan="16">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>公園河川課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>生活安全室課長(治山・治水担当)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>道路管理課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>建設室課長(道路維持管理担当)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>開発審査課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>住まい政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>北部振興企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>警防課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>下水道課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>総合防災課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>企画政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>市民相談課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>建設室課長(公共交通担当)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>子ども政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>環境政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>商工勤労課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>教育委員会教育企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>教育委員会学校教育課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>市立病院経営統括部課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>上下水道局経営管理部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>上下水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>上下水道局工務課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 警戒本部配備職員の指揮監督		警戒副本部長	<input type="checkbox"/> 都市安全部長 <input type="checkbox"/> 都市整備部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局長	<input type="checkbox"/> 警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理	警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制	警戒本部員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による(職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制	<input type="checkbox"/> 公園河川課長	<input type="checkbox"/> 生活安全室課長(治山・治水担当)	<input type="checkbox"/> 道路管理課長	<input type="checkbox"/> 建設室課長(道路維持管理担当)	<input type="checkbox"/> 開発審査課長	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長	<input type="checkbox"/> 警防課長	<input type="checkbox"/> 下水道課長	<input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 企画政策課長	<input type="checkbox"/> 市民相談課長	<input type="checkbox"/> 総務課長	<input type="checkbox"/> 建設室課長(公共交通担当)	<input type="checkbox"/> 地域福祉課長	<input type="checkbox"/> 子ども政策課長	<input type="checkbox"/> 環境政策課長	<input type="checkbox"/> 商工勤労課長	<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長	<input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長	<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長	<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長						
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																															
警戒本部長	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 警戒本部配備職員の指揮監督																																																
警戒副本部長	<input type="checkbox"/> 都市安全部長 <input type="checkbox"/> 都市整備部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局長	<input type="checkbox"/> 警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理																																																
警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制																																															
警戒本部員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による(職場待機・巡視等による警戒を行う体制)		第2警戒体制																																														
	<input type="checkbox"/> 公園河川課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 生活安全室課長(治山・治水担当)																																																	
	<input type="checkbox"/> 道路管理課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 建設室課長(道路維持管理担当)																																																	
	<input type="checkbox"/> 開発審査課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 警防課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 下水道課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 総合防災課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 企画政策課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 市民相談課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 総務課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 建設室課長(公共交通担当)																																																	
	<input type="checkbox"/> 地域福祉課長																																																	
<input type="checkbox"/> 子ども政策課長																																																		
<input type="checkbox"/> 環境政策課長																																																		
<input type="checkbox"/> 商工勤労課長																																																		
<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長																																																		
<input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長																																																		
<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長																																																		
<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長																																																		
<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長																																																		
<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長																																																		
4 略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td><input type="checkbox"/>危機管理監</td> <td><input type="checkbox"/>警戒本部配備職員の指揮監督</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> <td><input type="checkbox"/>都市安全部長 <input type="checkbox"/>都市整備部長 <input type="checkbox"/>上下水道局長</td> <td><input type="checkbox"/>警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/>警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> <td><input type="checkbox"/>危機管理室長 <input type="checkbox"/>生活安全室長 <input type="checkbox"/>建設室長 <input checked="" type="checkbox"/>北部地域整備担当次長 <input type="checkbox"/>都市整備室長 <input type="checkbox"/>建築住宅室長 <input type="checkbox"/>北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/>上下水道施設部長</td> <td><input type="checkbox"/>警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/>警戒副本部長が不在時等の代理</td> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">警戒本部員</td> <td><input type="checkbox"/>広報課長</td> <td rowspan="16"><input type="checkbox"/>宝塚市災害警戒本部設置要綱による(職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td> <td rowspan="16">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>公園河川課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>生活安全室課長(新規追記)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>道路管理課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>建設室課長(道路維持管理担当)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>北部整備課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>開発審査課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>住まい政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>北部振興企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>警防課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>下水道課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>総合防災課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>企画政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>市民相談課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>建設室課長(公共交通担当)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>子ども政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>環境政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>商工勤労課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>教育委員会教育企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>教育委員会学校教育課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>市立病院経営統括部課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>上下水道局経営管理部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>上下水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>上下水道局工務課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 警戒本部配備職員の指揮監督		警戒副本部長	<input type="checkbox"/> 都市安全部長 <input type="checkbox"/> 都市整備部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局長	<input type="checkbox"/> 警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理	警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input checked="" type="checkbox"/> 北部地域整備担当次長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制	警戒本部員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による(職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制	<input type="checkbox"/> 公園河川課長	<input type="checkbox"/> 生活安全室課長(新規追記)	<input type="checkbox"/> 道路管理課長	<input type="checkbox"/> 建設室課長(道路維持管理担当)	<input checked="" type="checkbox"/> 北部整備課長	<input type="checkbox"/> 開発審査課長	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長	<input type="checkbox"/> 警防課長	<input type="checkbox"/> 下水道課長	<input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 企画政策課長	<input type="checkbox"/> 市民相談課長	<input type="checkbox"/> 総務課長	<input type="checkbox"/> 建設室課長(公共交通担当)	<input type="checkbox"/> 地域福祉課長	<input type="checkbox"/> 子ども政策課長	<input type="checkbox"/> 環境政策課長	<input type="checkbox"/> 商工勤労課長	<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長	<input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長	<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長	<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長		
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																															
警戒本部長	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 警戒本部配備職員の指揮監督																																																
警戒副本部長	<input type="checkbox"/> 都市安全部長 <input type="checkbox"/> 都市整備部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局長	<input type="checkbox"/> 警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理																																																
警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input checked="" type="checkbox"/> 北部地域整備担当次長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制																																															
警戒本部員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による(職場待機・巡視等による警戒を行う体制)		第2警戒体制																																														
	<input type="checkbox"/> 公園河川課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 生活安全室課長(新規追記)																																																	
	<input type="checkbox"/> 道路管理課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 建設室課長(道路維持管理担当)																																																	
	<input checked="" type="checkbox"/> 北部整備課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 開発審査課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 警防課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 下水道課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 総合防災課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 企画政策課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 市民相談課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 総務課長																																																	
	<input type="checkbox"/> 建設室課長(公共交通担当)																																																	
<input type="checkbox"/> 地域福祉課長																																																		
<input type="checkbox"/> 子ども政策課長																																																		
<input type="checkbox"/> 環境政策課長																																																		
<input type="checkbox"/> 商工勤労課長																																																		
<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長																																																		
<input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長																																																		
<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長																																																		
<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長																																																		
<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長																																																		
<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長																																																		
4 略																																																		

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																														
155	<p>5 河川の警戒活動</p> <p>1) 水防隊の編成 警戒指令が発令された場合、消防部門においては、消防長を水防隊長とし、<b>指揮班、指令班、総務班及び広報班</b>からなる管理隊を消防本部内に、また西消防署、東消防署及び消防団にそれぞれ第一、第二、第三の各水防大隊を編成する。</p> <p>6～7 略</p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>1～3 略</p> <p>4 突発的事態発生時における措置 (1)～(2) 略</p>	<p>5 河川の警戒活動</p> <p>1) 水防隊の編成 警戒指令が発令された場合、消防部門においては、消防長を水防隊長とし、<b>指揮隊、情報隊、総務隊及び広報隊</b>からなる管理隊を消防本部内に、また西消防署、東消防署及び消防団にそれぞれ第一、第二、第三の各水防大隊を編成する。</p> <p>6～7 略</p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>1～3 略</p> <p>4 突発的事態発生時における措置 (1)～(2) 略</p>																														
160	<p>(3) 本部の代替設置場所</p> <table border="1" data-bbox="225 562 1359 850"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設の名称</th> <th>設置等のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第一位</b></td> <td><b>市役所本庁舎</b></td> <td><b>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保</b></td> </tr> <tr> <td><b>第二位</b></td> <td>消防本部</td> <td>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保</td> </tr> <tr> <td><b>第三位</b></td> <td>教育総合センター</td> <td>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。</td> </tr> <tr> <td><b>第四位</b></td> <td>スポーツセンター</td> <td>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施設の名称	設置等のめやす	<b>第一位</b>	<b>市役所本庁舎</b>	<b>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保</b>	<b>第二位</b>	消防本部	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保	<b>第三位</b>	教育総合センター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。	<b>第四位</b>	スポーツセンター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。	<p>(3) 本部の代替設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1537 562 2671 850"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設の名称</th> <th>設置等のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新規追記)</u></td> <td><u>(新規追記)</u></td> <td><u>(新規追記)</u></td> </tr> <tr> <td><b>第一位</b></td> <td>消防本部</td> <td>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保</td> </tr> <tr> <td><b>第二位</b></td> <td>教育総合センター</td> <td>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。</td> </tr> <tr> <td><b>第三位</b></td> <td>スポーツセンター</td> <td>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施設の名称	設置等のめやす	<u>(新規追記)</u>	<u>(新規追記)</u>	<u>(新規追記)</u>	<b>第一位</b>	消防本部	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保	<b>第二位</b>	教育総合センター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。	<b>第三位</b>	スポーツセンター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。
区 分	施設の名称	設置等のめやす																														
<b>第一位</b>	<b>市役所本庁舎</b>	<b>本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保</b>																														
<b>第二位</b>	消防本部	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保																														
<b>第三位</b>	教育総合センター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。																														
<b>第四位</b>	スポーツセンター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。																														
区 分	施設の名称	設置等のめやす																														
<u>(新規追記)</u>	<u>(新規追記)</u>	<u>(新規追記)</u>																														
<b>第一位</b>	消防本部	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保																														
<b>第二位</b>	教育総合センター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。																														
<b>第三位</b>	スポーツセンター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。																														
162	<p>5 災害対策本部 (1) 設置又は廃止の決定並びに通知 1)～2) 略 3) 本部の設置その他 災害対策本部を<b>市役所第二庁舎 2階災害対策本部室</b>に置く。<b>第二庁舎</b>以外に本部を設置する場合については、別に定める。</p>	<p>5 災害対策本部 (1) 設置又は廃止の決定並びに通知 1)～2) 略 3) 本部の設置その他 災害対策本部を<b>市庁舎 3階大会議室</b>に置く。<b>本庁舎</b>以外に本部を設置する場合については、別に定める。</p>																														
206	<p>第2節～第5節 略</p> <p>第6節 相互協力・応援受入</p> <p>1～3 略</p> <p>4 主な拠点のめやす</p> <table border="1" data-bbox="225 1207 1359 1474"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">□消防広域応援部隊</td> <td>□西消防署管轄区域</td> <td>□末広中央公園 □阪神競馬場</td> </tr> <tr> <td>□東消防署管轄区域</td> <td>□東消防署及びその周辺 <b>□東消防署西谷出張所付近</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">□ヘリコプター集結地点</td> <td>□武庫川河川敷緑地公園右岸下流側</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□自衛隊派遣部隊</td> <td>□武庫川河川敷緑地公園右岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下全略)</p>	区分		施設の名称	□消防広域応援部隊	□西消防署管轄区域	□末広中央公園 □阪神競馬場	□東消防署管轄区域	□東消防署及びその周辺 <b>□東消防署西谷出張所付近</b>	□ヘリコプター集結地点		□武庫川河川敷緑地公園右岸下流側	□自衛隊派遣部隊		□武庫川河川敷緑地公園右岸	<p>第2節～第5節 略</p> <p>第6節 相互協力・応援受入</p> <p>1～3 略</p> <p>4 主な拠点のめやす</p> <table border="1" data-bbox="1537 1207 2671 1474"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">□消防広域応援部隊</td> <td>□西消防署管轄区域</td> <td>□末広中央公園 □阪神競馬場 <b>□西消防署西谷出張所付近</b></td> </tr> <tr> <td>□東消防署管轄区域</td> <td>□東消防署及びその周辺</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□ヘリコプター集結地点</td> <td>□武庫川河川敷緑地公園右岸下流側</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□自衛隊派遣部隊</td> <td>□武庫川河川敷緑地公園右岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下全略)</p>	区分		施設の名称	□消防広域応援部隊	□西消防署管轄区域	□末広中央公園 □阪神競馬場 <b>□西消防署西谷出張所付近</b>	□東消防署管轄区域	□東消防署及びその周辺	□ヘリコプター集結地点		□武庫川河川敷緑地公園右岸下流側	□自衛隊派遣部隊		□武庫川河川敷緑地公園右岸		
区分		施設の名称																														
□消防広域応援部隊	□西消防署管轄区域	□末広中央公園 □阪神競馬場																														
	□東消防署管轄区域	□東消防署及びその周辺 <b>□東消防署西谷出張所付近</b>																														
□ヘリコプター集結地点		□武庫川河川敷緑地公園右岸下流側																														
□自衛隊派遣部隊		□武庫川河川敷緑地公園右岸																														
区分		施設の名称																														
□消防広域応援部隊	□西消防署管轄区域	□末広中央公園 □阪神競馬場 <b>□西消防署西谷出張所付近</b>																														
	□東消防署管轄区域	□東消防署及びその周辺																														
□ヘリコプター集結地点		□武庫川河川敷緑地公園右岸下流側																														
□自衛隊派遣部隊		□武庫川河川敷緑地公園右岸																														

変更前後対照表 マニュアル編（関連図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																								
<p>第1部 非常時活動体制に関するマニュアル</p> <p>1 略</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <p>3 ※1 南海トラフ地震臨時情報発表等の伝達経路</p>	<p>第1部 非常時活動体制に関するマニュアル</p> <p>1 略</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <p>3 ※1 南海トラフ地震臨時情報発表等の伝達経路</p>	<p>第1部 非常時活動体制に関するマニュアル</p> <p>1 略</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <p>3 ※1 南海トラフ地震臨時情報発表等の伝達経路</p>																								
	 <p>併せて報道機関へ通知 報道開始</p>	 <p>併せて報道機関へ通知 報道開始</p>																								
	<p>(南海トラフ地震臨時情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な地震の発生する恐れがあると認める旨及びその理由</li> <li>・その地震が発生する恐れがあると認められる時期</li> <li>・その地震の震源域</li> <li>・その地震の規模</li> <li>・その地震が発生した場合に予想される強化地域における震度</li> <li>・その地震により発生する恐れのある津波の予想</li> <li>・その他のその地震について報告する必要があると認められる事項</li> </ul> <p>・異常現象の進展具合によっては各段階を経ずに、いきなり臨時情報が発表されることもある。前兆すべりの規模が小さかったり、陸域から離れた場所で起こったり、それによる岩盤のひずみが現在の技術では捉えられないほど小さかった場合などには、南海トラフ地震に関連する情報を発表できずに南海トラフ地震が発生する可能性もある。</p> <p>・各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがある。</p> <p>・各情報発表後、南海トラフ地震発生のおそれが<small>小さくなった</small>と判断された場合は、その旨が各情報で発表される。</p>	<p>(南海トラフ地震臨時情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な地震の発生する恐れがあると認める旨及びその理由</li> <li>・その地震が発生する恐れがあると認められる時期</li> <li>・その地震の震源域</li> <li>・その地震の規模</li> <li>・その地震が発生した場合に予想される強化地域における震度</li> <li>・その地震により発生する恐れのある津波の予想</li> <li>・その他のその地震について報告する必要があると認められる事項</li> </ul> <p>・異常現象の進展具合によっては各段階を経ずに、いきなり臨時情報が発表されることもある。前兆すべりの規模が小さかったり、陸域から離れた場所で起こったり、それによる岩盤のひずみが現在の技術では捉えられないほど小さかった場合などには、南海トラフ地震に関連する情報を発表できずに南海トラフ地震が発生する可能性もある。</p> <p>・各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがある。</p> <p>・各情報発表後、南海トラフ地震発生のおそれが<small>なくなった</small>と判断された場合は、その旨が各情報で発表される。</p>																								
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>																								
<p>19 5 情報の収集・伝達</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th colspan="2">実施内容</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>各部は、所管の施設等の被害状況について、調査し報</td> <td>1-1 □ 関係各班</td> <td>所管施設の被害概況を調査し、直ちに収集すべき情報<sup>※2</sup>を収集する 被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール（※1）</td> </tr> </tbody> </table>	業務	実施内容		参照	業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）				1	各部は、所管の施設等の被害状況について、調査し報	1-1 □ 関係各班	所管施設の被害概況を調査し、直ちに収集すべき情報 <sup>※2</sup> を収集する 被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール（※1）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th colspan="2">実施内容</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>各部は、所管の施設等の被害状況について、調査し報</td> <td>1-1 □ 関係各班</td> <td>所管施設の被害概況を調査し、直ちに収集すべき情報<sup>※2</sup>を収集する 被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール（※1）</td> </tr> </tbody> </table>	業務	実施内容		参照	業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）				1	各部は、所管の施設等の被害状況について、調査し報	1-1 □ 関係各班	所管施設の被害概況を調査し、直ちに収集すべき情報 <sup>※2</sup> を収集する 被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール（※1）
業務	実施内容		参照																							
業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）																										
1	各部は、所管の施設等の被害状況について、調査し報	1-1 □ 関係各班	所管施設の被害概況を調査し、直ちに収集すべき情報 <sup>※2</sup> を収集する 被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール（※1）																							
業務	実施内容		参照																							
業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）																										
1	各部は、所管の施設等の被害状況について、調査し報	1-1 □ 関係各班	所管施設の被害概況を調査し、直ちに収集すべき情報 <sup>※2</sup> を収集する 被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール（※1）																							



頁	新 計 画 案 (変更後)					現 計 画 (変更前)					
	告する	1-2 □	関係各班	所管施設の被害概況等を取りまとめ、災対本部に報告する		告する	1-2 □	関係各班	所管施設の被害概況等を取りまとめ、災対本部に報告する		
	業務実施時期：災害発生直後（各種情報の報告を受けたとき）					業務実施時期：災害発生直後（各種情報の報告を受けたとき）					
2	災対都市安全部、 災対消防部は、情報を取りまとめる	2-1 □	本部班 <b>消防指揮班</b>	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	情報収集上の市及び防災関係機関の調査分担の一覧（※3）	2-1 □	本部班 <b>消防指揮支援班</b>	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	情報収集上の市及び防災関係機関の調査分担の一覧（※3）		
		2-2 □	本部班 <b>消防指揮班</b>	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	情報の取りまとめ（※4）	2-2 □	本部班 <b>消防指揮支援班</b>	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	情報の取りまとめ（※4）		
		2-3 □	本部班 <b>消防指揮班</b>	<b>所管部の報告もれ等があった場合は、所管部へ追加調査を指示、災害情報の特命収集の必要がある場合、災対企画経営部に災害情報の特命収集を指示し、収集すべき情報を集約する</b>			<b>新規追記</b>		<b>(新規追記)</b>		
3	災対企画経営部 は、被害調査する	3-1 □	調査班	<b>災害情報の特命収集の必要がある場合、調査班を編成する</b>	特命事項情報の収集（※5）	3-1 □	調査班	<b>所管部の報告もれがあった場合や緊急を要する場合、調査班を編成する</b>	災対企画経営部による災害情報の収集（※5）		
		3-2 □	調査班	災害情報等を収集し、災対本部に報告する		3-2 □	調査班	災害情報等を収集し、災対本部に報告する			
	業務実施時期：伝達、報告すべき情報が整理されたとき					業務実施時期：伝達、報告すべき情報が整理されたとき					
4	災対都市安全部、 災対消防部は、県や消防庁に情報を伝達、報告する	4-1 □	本部班 <b>消防指揮班</b>	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	報告の区分、時期、留意事項及び様式（※6）	4-1 □	本部班 <b>消防指揮支援班</b>	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	報告の区分、時期、留意事項及び様式（※6）		
		4-2 □	本部班 <b>消防指揮班</b>	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	県（災害対策本部）への報告（※7）	4-2 □	本部班 <b>消防指揮支援班</b>	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	県（災害対策本部）への報告（※7）		
21	※1～※2 略 ※3 情報収集上の市及び防災関係機関の調査分担の一覧					※1～※2 略 ※3 情報収集上の市及び防災関係機関の調査分担の一覧					
	調査実施者		収集すべき被害状況等の内容			調査実施者		収集すべき被害状況等の内容			
市	各施設を所管する部（管理者）		ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 イ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ウ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況			市	各施設を所管する部（管理者）		ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 イ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ウ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況		
	職務上の関連部		ア 農・商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 イ その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ウ 関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現況 エ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況 <b>オ 各部長が災害発生後、直ちに収集すべき情報※2</b>				職務上の関連部		ア 農・商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 イ その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ウ 関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現況 エ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況		
	災対企画経営部		<b>ア 本部班から指示のあった特命事項</b>				災対企画経営部		<b>ア 火災発生状況</b> <b>イ 避難の必要の有無及びその状況</b> <b>ウ 主要な道路、橋梁、トンネル、ガード等の被災状況</b> <b>エ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況</b> <b>オ 家屋の被害その他の物的被害</b> <b>カ 電気・ガス・電話その他の被害</b> <b>キ 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況</b> <b>ク 災害地市民の動向及び要望事項</b> <b>ケ 現地活動実施上の支障要因等の状況</b> <b>コ 各部からの参集途上情報報告</b> <b>サ その他各部長が必要と認める特命事項</b>		
	<b>留意事項</b>		<b>※上記については、地図上に集約し全体像を視覚化しよう努める。</b>				<b>留意事項</b>		<b>※上記については、地図上に集約し全体像を視覚化しよう努める。</b>		

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																													
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 178 519 367">災対都市安全部</td> <td data-bbox="519 178 1528 367">           ア SC・SS等班及び現地連絡所からの報告の取りまとめ。            例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋梁等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況  <u>イ 各部からの参集途上情報報告</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 367 519 630">災対消防部</td> <td data-bbox="519 367 1528 630">           ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計）            イ 住家の被害（物的被害）            ウ 火災発生状況及び火災による物的被害            エ 危険物取扱施設の物的被害            オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報            カ 避難道路及び橋梁の被災状況            キ 避難の必要の有無及びその状況            ク 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 630 519 672"><b>留意事項</b></td> <td data-bbox="519 630 1528 672"><b>※上記については、地図上に集約し全体像を視覚化するよう努める。</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 672 519 777">宝塚警察署</td> <td data-bbox="519 672 1528 777">           ア 道路交通情報及び交通規制の状況            イ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況            ウ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 777 519 819">県（ヘリコプター）</td> <td data-bbox="519 777 1528 819">ア 県による空からの被害状況把握に関する市への通報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 819 519 924">その他の防災機関</td> <td data-bbox="519 819 1528 924">           ア 市地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでに取った措置            イ 災害に対し今後取ろうとする措置その他必要ある事項         </td> </tr> </table>	災対都市安全部	ア SC・SS等班及び現地連絡所からの報告の取りまとめ。 例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋梁等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況 <u>イ 各部からの参集途上情報報告</u>	災対消防部	ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） イ 住家の被害（物的被害） ウ 火災発生状況及び火災による物的被害 エ 危険物取扱施設の物的被害 オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 カ 避難道路及び橋梁の被災状況 キ 避難の必要の有無及びその状況 ク 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項	<b>留意事項</b>	<b>※上記については、地図上に集約し全体像を視覚化するよう努める。</b>	宝塚警察署	ア 道路交通情報及び交通規制の状況 イ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ウ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項	県（ヘリコプター）	ア 県による空からの被害状況把握に関する市への通報	その他の防災機関	ア 市地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでに取った措置 イ 災害に対し今後取ろうとする措置その他必要ある事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1528 178 1855 346">災対都市安全部</td> <td data-bbox="1855 178 2849 346">           ア SC・SS等班及び現地連絡所からの報告の取りまとめ。            例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋梁等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 346 1855 598">災対消防部</td> <td data-bbox="1855 346 2849 598">           ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計）            イ 住家の被害（物的被害）            ウ 火災発生状況及び火災による物的被害            エ 危険物取扱施設の物的被害            オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報            カ 避難道路及び橋梁の被災状況            キ 避難の必要の有無及びその状況            ク 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 598 1855 703">宝塚警察署</td> <td data-bbox="1855 598 2849 703">           ア 道路交通情報及び交通規制の状況            イ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況            ウ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 703 1855 745">県（ヘリコプター）</td> <td data-bbox="1855 703 2849 745">ア 県による空からの被害状況把握に関する市への通報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 745 1855 850">その他の防災機関</td> <td data-bbox="1855 745 2849 850">           ア 市地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでに取った措置            イ 災害に対し今後取ろうとする措置その他必要ある事項         </td> </tr> </table>	災対都市安全部	ア SC・SS等班及び現地連絡所からの報告の取りまとめ。 例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋梁等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況	災対消防部	ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） イ 住家の被害（物的被害） ウ 火災発生状況及び火災による物的被害 エ 危険物取扱施設の物的被害 オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 カ 避難道路及び橋梁の被災状況 キ 避難の必要の有無及びその状況 ク 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項	宝塚警察署	ア 道路交通情報及び交通規制の状況 イ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ウ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項	県（ヘリコプター）	ア 県による空からの被害状況把握に関する市への通報	その他の防災機関	ア 市地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでに取った措置 イ 災害に対し今後取ろうとする措置その他必要ある事項																							
災対都市安全部	ア SC・SS等班及び現地連絡所からの報告の取りまとめ。 例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋梁等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況 <u>イ 各部からの参集途上情報報告</u>																																														
災対消防部	ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） イ 住家の被害（物的被害） ウ 火災発生状況及び火災による物的被害 エ 危険物取扱施設の物的被害 オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 カ 避難道路及び橋梁の被災状況 キ 避難の必要の有無及びその状況 ク 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項																																														
<b>留意事項</b>	<b>※上記については、地図上に集約し全体像を視覚化するよう努める。</b>																																														
宝塚警察署	ア 道路交通情報及び交通規制の状況 イ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ウ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項																																														
県（ヘリコプター）	ア 県による空からの被害状況把握に関する市への通報																																														
その他の防災機関	ア 市地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでに取った措置 イ 災害に対し今後取ろうとする措置その他必要ある事項																																														
災対都市安全部	ア SC・SS等班及び現地連絡所からの報告の取りまとめ。 例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋梁等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況																																														
災対消防部	ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） イ 住家の被害（物的被害） ウ 火災発生状況及び火災による物的被害 エ 危険物取扱施設の物的被害 オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 カ 避難道路及び橋梁の被災状況 キ 避難の必要の有無及びその状況 ク 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項																																														
宝塚警察署	ア 道路交通情報及び交通規制の状況 イ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ウ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項																																														
県（ヘリコプター）	ア 県による空からの被害状況把握に関する市への通報																																														
その他の防災機関	ア 市地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでに取った措置 イ 災害に対し今後取ろうとする措置その他必要ある事項																																														
23	※4 略 ※5 <b>特命事項情報の収集</b>	※4 略 ※5 <b>災対企画経営部による災害情報の収集</b>																																													
	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="192 976 1528 1039"><b>(1) 特命事項情報の収集体制</b> 本部班より特命事項情報の収集の指示があった場合、調査班を編成する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="192 1039 1528 1102"><b>(2) 班編成のめやす（班数は収集する特命事項情報に応じて決定する）</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1102 400 1176"><b>担当</b></td> <td data-bbox="400 1102 623 1176"><b>活動項目</b></td> <td data-bbox="623 1102 920 1176"><b>1班あたりの構成員</b></td> <td data-bbox="920 1102 1528 1176"><b>構成員となる課</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1176 400 1291"><b>集約担当</b></td> <td data-bbox="400 1176 623 1291"><b>情報整理・集約報告</b></td> <td data-bbox="623 1176 920 1291"><b>職員 1～4名</b></td> <td data-bbox="920 1176 1528 1291" rowspan="2"><b>市税収納課 市民税課 資産税課</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1291 400 1333"><b>調査担当</b></td> <td data-bbox="400 1291 623 1333"><b>情報収集</b></td> <td data-bbox="623 1291 920 1333"><b>職員 2～3名</b></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="192 1333 1528 1512"> <b>(3) 調査実施要領</b>            ア 調査は、本部班より指示のあった事項について行う。            イ 災害発生直後に行う調査については、安全に配慮し、単独では行わず必ず複数名で実施する。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに報告する。            ウ 調査に際しては、可能な限り無線通信機を携帯し、調査の結果を逐次、集約担当へ報告する。            エ 集約担当は調査担当からの情報をとりまとめ、本部班へ報告する。         </td> </tr> </table>	<b>(1) 特命事項情報の収集体制</b> 本部班より特命事項情報の収集の指示があった場合、調査班を編成する。				<b>(2) 班編成のめやす（班数は収集する特命事項情報に応じて決定する）</b>				<b>担当</b>	<b>活動項目</b>	<b>1班あたりの構成員</b>	<b>構成員となる課</b>	<b>集約担当</b>	<b>情報整理・集約報告</b>	<b>職員 1～4名</b>	<b>市税収納課 市民税課 資産税課</b>	<b>調査担当</b>	<b>情報収集</b>	<b>職員 2～3名</b>	<b>(3) 調査実施要領</b> ア 調査は、本部班より指示のあった事項について行う。 イ 災害発生直後に行う調査については、安全に配慮し、単独では行わず必ず複数名で実施する。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに報告する。 ウ 調査に際しては、可能な限り無線通信機を携帯し、調査の結果を逐次、集約担当へ報告する。 エ 集約担当は調査担当からの情報をとりまとめ、本部班へ報告する。				<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1528 976 2849 1039"><b>ア 災対企画経営部の班編成のめやす</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1039 1855 1092"><b>活動項目の目安</b></td> <td data-bbox="1855 1039 1973 1092"><b>班数</b></td> <td data-bbox="1973 1039 2270 1092"><b>1班あたりの構成員</b></td> <td data-bbox="2270 1039 2849 1092"><b>構成員となる課</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1092 1855 1134"><b>連絡・集計</b></td> <td data-bbox="1855 1092 1973 1134"><b>2</b></td> <td data-bbox="1973 1092 2270 1134"><b>職員 4名</b></td> <td data-bbox="2270 1092 2849 1207" rowspan="3"><b>市税収納課 市民税課 資産税課</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1134 1855 1176"><b>災害情報収集</b></td> <td data-bbox="1855 1134 1973 1176"><b>24</b></td> <td data-bbox="1973 1134 2270 1176"><b>職員 2～3名</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1176 1855 1218"><b>参集職員聴取等担当</b></td> <td data-bbox="1855 1176 1973 1218"><b>2</b></td> <td data-bbox="1973 1176 2270 1218"><b>職員 4名</b></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1528 1218 2849 1948"> <b>イ 災害発生後、直ちに収集すべき情報</b>            (ア) 住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況            (イ) 住宅密集地をはじめとする大規模避難の必要の有無及び状況            (ウ) 主要道路、橋梁（きょうりょう）、トンネル、ガード等の被害の有無及び状況            (エ) 住宅密集地をはじめとする大規模救急・救助活動の必要の有無及び状況            (オ) 各部が行う応急措置の実施状況            (カ) 電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置実施状況            (キ) 鉄道機関の行う応急措置実施状況            (ク) その他本部長が必要と認める特命事項            ウ 災害発生後2日目以降に収集すべき情報            (ア) 災害の原因（二次的原因）            (イ) 被害状況            (ウ) 応急措置状況            (エ) 災害地市民の動向及び要望事項            (オ) 現地活動実施上の支障要因等の状況            (カ) 本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項  <b>エ 調査実施要領</b>            (ア) 調査は、所管部の報告もれがあった事項や緊急を要する事項について行う。            (イ) 災害発生直後に行う調査については、災害の拡大要因となる情報や救援対策実施上重要な情報の把握を第一に行う。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに本部あて報告する。            (ウ) 調査に際しては、可能な限り無線通信機を携帯し、調査の結果を逐次災対企画経営部長が取りまとめ、本部長へ報告する。         </td> </tr> </table>	<b>ア 災対企画経営部の班編成のめやす</b>				<b>活動項目の目安</b>	<b>班数</b>	<b>1班あたりの構成員</b>	<b>構成員となる課</b>	<b>連絡・集計</b>	<b>2</b>	<b>職員 4名</b>	<b>市税収納課 市民税課 資産税課</b>	<b>災害情報収集</b>	<b>24</b>	<b>職員 2～3名</b>	<b>参集職員聴取等担当</b>	<b>2</b>	<b>職員 4名</b>	<b>イ 災害発生後、直ちに収集すべき情報</b> (ア) 住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況 (イ) 住宅密集地をはじめとする大規模避難の必要の有無及び状況 (ウ) 主要道路、橋梁（きょうりょう）、トンネル、ガード等の被害の有無及び状況 (エ) 住宅密集地をはじめとする大規模救急・救助活動の必要の有無及び状況 (オ) 各部が行う応急措置の実施状況 (カ) 電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置実施状況 (キ) 鉄道機関の行う応急措置実施状況 (ク) その他本部長が必要と認める特命事項 ウ 災害発生後2日目以降に収集すべき情報 (ア) 災害の原因（二次的原因） (イ) 被害状況 (ウ) 応急措置状況 (エ) 災害地市民の動向及び要望事項 (オ) 現地活動実施上の支障要因等の状況 (カ) 本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項 <b>エ 調査実施要領</b> (ア) 調査は、所管部の報告もれがあった事項や緊急を要する事項について行う。 (イ) 災害発生直後に行う調査については、災害の拡大要因となる情報や救援対策実施上重要な情報の把握を第一に行う。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに本部あて報告する。 (ウ) 調査に際しては、可能な限り無線通信機を携帯し、調査の結果を逐次災対企画経営部長が取りまとめ、本部長へ報告する。			
<b>(1) 特命事項情報の収集体制</b> 本部班より特命事項情報の収集の指示があった場合、調査班を編成する。																																															
<b>(2) 班編成のめやす（班数は収集する特命事項情報に応じて決定する）</b>																																															
<b>担当</b>	<b>活動項目</b>	<b>1班あたりの構成員</b>	<b>構成員となる課</b>																																												
<b>集約担当</b>	<b>情報整理・集約報告</b>	<b>職員 1～4名</b>	<b>市税収納課 市民税課 資産税課</b>																																												
<b>調査担当</b>	<b>情報収集</b>	<b>職員 2～3名</b>																																													
<b>(3) 調査実施要領</b> ア 調査は、本部班より指示のあった事項について行う。 イ 災害発生直後に行う調査については、安全に配慮し、単独では行わず必ず複数名で実施する。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに報告する。 ウ 調査に際しては、可能な限り無線通信機を携帯し、調査の結果を逐次、集約担当へ報告する。 エ 集約担当は調査担当からの情報をとりまとめ、本部班へ報告する。																																															
<b>ア 災対企画経営部の班編成のめやす</b>																																															
<b>活動項目の目安</b>	<b>班数</b>	<b>1班あたりの構成員</b>	<b>構成員となる課</b>																																												
<b>連絡・集計</b>	<b>2</b>	<b>職員 4名</b>	<b>市税収納課 市民税課 資産税課</b>																																												
<b>災害情報収集</b>	<b>24</b>	<b>職員 2～3名</b>																																													
<b>参集職員聴取等担当</b>	<b>2</b>	<b>職員 4名</b>																																													
<b>イ 災害発生後、直ちに収集すべき情報</b> (ア) 住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況 (イ) 住宅密集地をはじめとする大規模避難の必要の有無及び状況 (ウ) 主要道路、橋梁（きょうりょう）、トンネル、ガード等の被害の有無及び状況 (エ) 住宅密集地をはじめとする大規模救急・救助活動の必要の有無及び状況 (オ) 各部が行う応急措置の実施状況 (カ) 電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置実施状況 (キ) 鉄道機関の行う応急措置実施状況 (ク) その他本部長が必要と認める特命事項 ウ 災害発生後2日目以降に収集すべき情報 (ア) 災害の原因（二次的原因） (イ) 被害状況 (ウ) 応急措置状況 (エ) 災害地市民の動向及び要望事項 (オ) 現地活動実施上の支障要因等の状況 (カ) 本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項 <b>エ 調査実施要領</b> (ア) 調査は、所管部の報告もれがあった事項や緊急を要する事項について行う。 (イ) 災害発生直後に行う調査については、災害の拡大要因となる情報や救援対策実施上重要な情報の把握を第一に行う。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに本部あて報告する。 (ウ) 調査に際しては、可能な限り無線通信機を携帯し、調査の結果を逐次災対企画経営部長が取りまとめ、本部長へ報告する。																																															

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																
86	<p>第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル</p> <p>1 災害時の医療救護対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>実施内容</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：災害発生直後</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：拠点救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：指定避難所開設3日目、<b>健康対策</b>、<b>こころのケア</b>対策のニーズがあるとき</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する</td> <td>5-1 □</td> <td>救護班</td> <td>健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>庁内の保健師は、健康センターに一括配置し、初動体制を早期に確立する。</b></td> <td>健康対策について(※10)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">以下、略</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務	実施内容	参照	業務実施時期：災害発生直後			1	略		業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき			2	略		3	略		業務実施時期：拠点救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき			4	略		業務実施時期：指定避難所開設3日目、 <b>健康対策</b> 、 <b>こころのケア</b> 対策のニーズがあるとき			5	<table border="1"> <tr> <td>災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する</td> <td>5-1 □</td> <td>救護班</td> <td>健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>庁内の保健師は、健康センターに一括配置し、初動体制を早期に確立する。</b></td> <td>健康対策について(※10)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">以下、略</td> </tr> </table>	災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する	5-1 □	救護班	健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>庁内の保健師は、健康センターに一括配置し、初動体制を早期に確立する。</b>	健康対策について(※10)	以下、略						<p>第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル</p> <p>1 災害時の医療救護対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>実施内容</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：災害発生直後</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：拠点救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：指定避難所開設3日目、こころのケア対策のニーズがあるとき</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する</td> <td>5-1 □</td> <td>救護班</td> <td>健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>(新規追記)</b></td> <td>健康対策について(※10)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">以下、略</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務	実施内容	参照	業務実施時期：災害発生直後			1	略		業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき			2	略		3	略		業務実施時期：拠点救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき			4	略		業務実施時期：指定避難所開設3日目、こころのケア対策のニーズがあるとき			5	<table border="1"> <tr> <td>災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する</td> <td>5-1 □</td> <td>救護班</td> <td>健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>(新規追記)</b></td> <td>健康対策について(※10)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">以下、略</td> </tr> </table>	災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する	5-1 □	救護班	健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>(新規追記)</b>	健康対策について(※10)	以下、略					
業務	実施内容	参照																																																																																
業務実施時期：災害発生直後																																																																																		
1	略																																																																																	
業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき																																																																																		
2	略																																																																																	
3	略																																																																																	
業務実施時期：拠点救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき																																																																																		
4	略																																																																																	
業務実施時期：指定避難所開設3日目、 <b>健康対策</b> 、 <b>こころのケア</b> 対策のニーズがあるとき																																																																																		
5	<table border="1"> <tr> <td>災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する</td> <td>5-1 □</td> <td>救護班</td> <td>健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>庁内の保健師は、健康センターに一括配置し、初動体制を早期に確立する。</b></td> <td>健康対策について(※10)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">以下、略</td> </tr> </table>	災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する	5-1 □	救護班	健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>庁内の保健師は、健康センターに一括配置し、初動体制を早期に確立する。</b>	健康対策について(※10)	以下、略																																																																											
災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する	5-1 □	救護班	健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>庁内の保健師は、健康センターに一括配置し、初動体制を早期に確立する。</b>	健康対策について(※10)																																																																														
以下、略																																																																																		
業務	実施内容	参照																																																																																
業務実施時期：災害発生直後																																																																																		
1	略																																																																																	
業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき																																																																																		
2	略																																																																																	
3	略																																																																																	
業務実施時期：拠点救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき																																																																																		
4	略																																																																																	
業務実施時期：指定避難所開設3日目、こころのケア対策のニーズがあるとき																																																																																		
5	<table border="1"> <tr> <td>災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する</td> <td>5-1 □</td> <td>救護班</td> <td>健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>(新規追記)</b></td> <td>健康対策について(※10)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">以下、略</td> </tr> </table>	災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する	5-1 □	救護班	健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>(新規追記)</b>	健康対策について(※10)	以下、略																																																																											
災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する	5-1 □	救護班	健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 <b>(新規追記)</b>	健康対策について(※10)																																																																														
以下、略																																																																																		
91	<p>※1～9 略</p> <p>※10 健康対策の実施について</p> <table border="1"> <tr> <td>ア～カ 略</td> </tr> <tr> <td>キ 巡回健康相談で得た情報は、健康センターで集約し、<b>災対福祉部(本部)</b>に報告するとともに、翌日の保健活動班に情報提供し、共有する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>ク 略</td> </tr> </table>	ア～カ 略	キ 巡回健康相談で得た情報は、健康センターで集約し、 <b>災対福祉部(本部)</b> に報告するとともに、翌日の保健活動班に情報提供し、共有する体制とする。	ク 略	<p>※1～9 略</p> <p>※10 健康対策の実施について</p> <table border="1"> <tr> <td>ア～カ 略</td> </tr> <tr> <td>キ 巡回健康相談で得た情報は、健康センターで集約し、<b>災害対策本部</b>に報告するとともに、翌日の保健活動班に情報提供し、共有する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>ク 略</td> </tr> </table>	ア～カ 略	キ 巡回健康相談で得た情報は、健康センターで集約し、 <b>災害対策本部</b> に報告するとともに、翌日の保健活動班に情報提供し、共有する体制とする。	ク 略																																																																										
ア～カ 略																																																																																		
キ 巡回健康相談で得た情報は、健康センターで集約し、 <b>災対福祉部(本部)</b> に報告するとともに、翌日の保健活動班に情報提供し、共有する体制とする。																																																																																		
ク 略																																																																																		
ア～カ 略																																																																																		
キ 巡回健康相談で得た情報は、健康センターで集約し、 <b>災害対策本部</b> に報告するとともに、翌日の保健活動班に情報提供し、共有する体制とする。																																																																																		
ク 略																																																																																		
118	<p>2～3 略</p> <p>4 生活救援等対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 罹災証明書発行のための調査活動及び発行</p> <p>※1～※3 略</p> <p>※4 証明の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する</td> </tr> <tr> <td><del>ア</del> 住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水</td> </tr> <tr> <td><del>イ</del> 人的被害 <b>死亡、行方不明、重傷者、軽傷者</b></td> </tr> </table>	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する	<del>ア</del> 住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水	<del>イ</del> 人的被害 <b>死亡、行方不明、重傷者、軽傷者</b>	<p>2～3 略</p> <p>4 生活救援等対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 罹災証明書発行のための調査活動及び発行</p> <p>※1～※3 略</p> <p>※4 証明の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する</td> </tr> <tr> <td><del>ア</del> 住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水</td> </tr> <tr> <td><del>イ</del> 人的被害 <b>死亡、行方不明、重傷者、軽傷者</b></td> </tr> </table>	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する	<del>ア</del> 住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水	<del>イ</del> 人的被害 <b>死亡、行方不明、重傷者、軽傷者</b>																																																																										
災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する																																																																																		
<del>ア</del> 住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水																																																																																		
<del>イ</del> 人的被害 <b>死亡、行方不明、重傷者、軽傷者</b>																																																																																		
災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する																																																																																		
<del>ア</del> 住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水																																																																																		
<del>イ</del> 人的被害 <b>死亡、行方不明、重傷者、軽傷者</b>																																																																																		
156	<p>(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <p>本部組織構成のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>消防部門</td> <td>         災対消防部：<b>消防指揮班、消防指令班、</b> 消防総務班、消防広報班、各消防署班       </td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防団部：各消防分団班</td> </tr> </table>	消防部門	災対消防部： <b>消防指揮班、消防指令班、</b> 消防総務班、消防広報班、各消防署班		消防団部：各消防分団班	<p>(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <p>本部組織構成のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>消防部門</td> <td>         災対消防部：<b>消防指揮支援班、消防情報管制班、</b> 消防総務班、消防広報班、各消防署班       </td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防団部：各消防分団班</td> </tr> </table>	消防部門	災対消防部： <b>消防指揮支援班、消防情報管制班、</b> 消防総務班、消防広報班、各消防署班		消防団部：各消防分団班																																																																								
消防部門	災対消防部： <b>消防指揮班、消防指令班、</b> 消防総務班、消防広報班、各消防署班																																																																																	
	消防団部：各消防分団班																																																																																	
消防部門	災対消防部： <b>消防指揮支援班、消防情報管制班、</b> 消防総務班、消防広報班、各消防署班																																																																																	
	消防団部：各消防分団班																																																																																	



頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																
161	別表2 (第3条関係)	別表2 (第3条関係)																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部門別</th> <th colspan="3">部 ・ 班 名</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班員となる 平常時課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">救援サービス部門 部門長：教育長・ 教育委員会理事・ 病院事業管理者</td> <td rowspan="2">           災対市立病院部            本部員代理：経営統括部次長            本部員：参事(総括担当)         </td> <td colspan="2">市立病院</td> <td rowspan="2">           1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関する事            2 中継拠点病院群の連絡・調整に関する事            3 後方支援病院の確保に関する事            4 遺体の検案に関する事            5 災対福祉部救護班への協力         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">           災対教育部            本部員代理：室長級            本部員：部長級         </td> <td colspan="3">教委管理班</td> <td rowspan="2">           1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関する事            2 部内各班任務分担の調整及び決定に関する事            3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関する事            4 情報の取りまとめ及び対策記録に関する事            5 諸物資器具の調達及び配分に関する事            6 教育施設の防災及び復旧指導に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>(教育委員会) 教育企画課 職員課 施設課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">避難所班</td> <td rowspan="2">           1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関する事            2 災害時における応急教育の統括に関する事            3 避難所(現地連絡所を含む。)の開設、運営及び管理の総括に関する事            4 避難者の名簿作成等に関する事            5 所管避難所の運営に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>(教育委員会) 学事課 学校給食課 学校教育課 幼児教育センター 教育研究課 教育支援課 青少年センター スポーツ振興課 各公民館</td> </tr> <tr> <td colspan="3">文化財対策班</td> <td rowspan="2">           1 文化財等の災害調査及び復旧に関する事            2 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>(教育委員会) 社会教育課 各図書館</td> </tr> <tr> <td colspan="3">各学校・幼稚園班</td> <td rowspan="2">           1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事            2 各学校の災害時における応急教育の実施に関する事            3 各学校における避難所の開設及び運営に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長各幼稚園長 各小学校長 各中学校長</td> <td>(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園</td> </tr> </tbody> </table>	部門別	部 ・ 班 名			事務分掌	部	班	班員となる 平常時課名	救援サービス部門 部門長：教育長・ 教育委員会理事・ 病院事業管理者	災対市立病院部 本部員代理：経営統括部次長 本部員：参事(総括担当)	市立病院		1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関する事 2 中継拠点病院群の連絡・調整に関する事 3 後方支援病院の確保に関する事 4 遺体の検案に関する事 5 災対福祉部救護班への協力	班長課長級	市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部	災対教育部 本部員代理：室長級 本部員：部長級	教委管理班			1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関する事 2 部内各班任務分担の調整及び決定に関する事 3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関する事 4 情報の取りまとめ及び対策記録に関する事 5 諸物資器具の調達及び配分に関する事 6 教育施設の防災及び復旧指導に関する事	班長課長級	(教育委員会) 教育企画課 職員課 施設課	避難所班			1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関する事 2 災害時における応急教育の統括に関する事 3 避難所(現地連絡所を含む。)の開設、運営及び管理の総括に関する事 4 避難者の名簿作成等に関する事 5 所管避難所の運営に関する事	班長課長級	(教育委員会) 学事課 学校給食課 学校教育課 幼児教育センター 教育研究課 教育支援課 青少年センター スポーツ振興課 各公民館	文化財対策班			1 文化財等の災害調査及び復旧に関する事 2 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事	班長課長級	(教育委員会) 社会教育課 各図書館	各学校・幼稚園班			1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事 2 各学校の災害時における応急教育の実施に関する事 3 各学校における避難所の開設及び運営に関する事	班長各幼稚園長 各小学校長 各中学校長	(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部門別</th> <th colspan="3">部 ・ 班 名</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班員となる 平常時課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">救援サービス部門 部門長：教育長・ 教育委員会理事・ 病院事業管理者</td> <td rowspan="2">           災対市立病院部            本部員代理：経営統括部次長            本部員：参事(経営改善担当)         </td> <td colspan="2">市立病院</td> <td rowspan="2">           1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関する事            2 中継拠点病院群の連絡・調整に関する事            3 後方支援病院の確保に関する事            4 遺体の検案に関する事            5 災対福祉部救護班への協力         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">           災対教育部            本部員代理：室長級            本部員：部長級         </td> <td colspan="3">教委管理班</td> <td rowspan="2">           1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関する事            2 部内各班任務分担の調整及び決定に関する事            3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関する事            4 情報の取りまとめ及び対策記録に関する事            5 諸物資器具の調達及び配分に関する事            6 教育施設の防災及び復旧指導に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>(教育委員会) 教育企画課 職員課 施設課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">避難所班</td> <td rowspan="2">           1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関する事            2 災害時における応急教育の統括に関する事            3 避難所(現地連絡所を含む。)の開設、運営及び管理の総括に関する事            4 避難者の名簿作成等に関する事            5 所管避難所の運営に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>(教育委員会) 学事課 学校給食課 学校教育課 幼児教育センター 教育研究課 教育支援課 青少年センター スポーツ振興課 各公民館</td> </tr> <tr> <td colspan="3">文化財対策班</td> <td rowspan="2">           1 文化財等の災害調査及び復旧に関する事            2 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長課長級</td> <td>(教育委員会) 社会教育課 各図書館</td> </tr> <tr> <td colspan="3">各学校・幼稚園班</td> <td rowspan="2">           1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事            2 各学校の災害時における応急教育の実施に関する事            3 各学校における避難所の開設及び運営に関する事         </td> </tr> <tr> <td>班長各幼稚園長 各小学校長 各中学校長</td> <td>(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園</td> </tr> </tbody> </table>	部門別	部 ・ 班 名			事務分掌	部	班	班員となる 平常時課名	救援サービス部門 部門長：教育長・ 教育委員会理事・ 病院事業管理者	災対市立病院部 本部員代理：経営統括部次長 本部員：参事(経営改善担当)	市立病院		1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関する事 2 中継拠点病院群の連絡・調整に関する事 3 後方支援病院の確保に関する事 4 遺体の検案に関する事 5 災対福祉部救護班への協力	班長課長級	市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部	災対教育部 本部員代理：室長級 本部員：部長級	教委管理班			1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関する事 2 部内各班任務分担の調整及び決定に関する事 3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関する事 4 情報の取りまとめ及び対策記録に関する事 5 諸物資器具の調達及び配分に関する事 6 教育施設の防災及び復旧指導に関する事	班長課長級	(教育委員会) 教育企画課 職員課 施設課	避難所班			1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関する事 2 災害時における応急教育の統括に関する事 3 避難所(現地連絡所を含む。)の開設、運営及び管理の総括に関する事 4 避難者の名簿作成等に関する事 5 所管避難所の運営に関する事	班長課長級	(教育委員会) 学事課 学校給食課 学校教育課 幼児教育センター 教育研究課 教育支援課 青少年センター スポーツ振興課 各公民館	文化財対策班			1 文化財等の災害調査及び復旧に関する事 2 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事	班長課長級	(教育委員会) 社会教育課 各図書館	各学校・幼稚園班			1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事 2 各学校の災害時における応急教育の実施に関する事 3 各学校における避難所の開設及び運営に関する事	班長各幼稚園長 各小学校長 各中学校長	(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園
部門別	部 ・ 班 名			事務分掌																																																																														
	部	班	班員となる 平常時課名																																																																															
救援サービス部門 部門長：教育長・ 教育委員会理事・ 病院事業管理者	災対市立病院部 本部員代理：経営統括部次長 本部員：参事(総括担当)	市立病院		1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関する事 2 中継拠点病院群の連絡・調整に関する事 3 後方支援病院の確保に関する事 4 遺体の検案に関する事 5 災対福祉部救護班への協力																																																																														
		班長課長級	市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部																																																																															
災対教育部 本部員代理：室長級 本部員：部長級	教委管理班			1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関する事 2 部内各班任務分担の調整及び決定に関する事 3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関する事 4 情報の取りまとめ及び対策記録に関する事 5 諸物資器具の調達及び配分に関する事 6 教育施設の防災及び復旧指導に関する事																																																																														
	班長課長級	(教育委員会) 教育企画課 職員課 施設課																																																																																
	避難所班			1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関する事 2 災害時における応急教育の統括に関する事 3 避難所(現地連絡所を含む。)の開設、運営及び管理の総括に関する事 4 避難者の名簿作成等に関する事 5 所管避難所の運営に関する事																																																																														
	班長課長級	(教育委員会) 学事課 学校給食課 学校教育課 幼児教育センター 教育研究課 教育支援課 青少年センター スポーツ振興課 各公民館																																																																																
	文化財対策班			1 文化財等の災害調査及び復旧に関する事 2 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事																																																																														
	班長課長級	(教育委員会) 社会教育課 各図書館																																																																																
各学校・幼稚園班			1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事 2 各学校の災害時における応急教育の実施に関する事 3 各学校における避難所の開設及び運営に関する事																																																																															
班長各幼稚園長 各小学校長 各中学校長	(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園																																																																																	
部門別	部 ・ 班 名			事務分掌																																																																														
	部	班	班員となる 平常時課名																																																																															
救援サービス部門 部門長：教育長・ 教育委員会理事・ 病院事業管理者	災対市立病院部 本部員代理：経営統括部次長 本部員：参事(経営改善担当)	市立病院		1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関する事 2 中継拠点病院群の連絡・調整に関する事 3 後方支援病院の確保に関する事 4 遺体の検案に関する事 5 災対福祉部救護班への協力																																																																														
		班長課長級	市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部																																																																															
災対教育部 本部員代理：室長級 本部員：部長級	教委管理班			1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関する事 2 部内各班任務分担の調整及び決定に関する事 3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関する事 4 情報の取りまとめ及び対策記録に関する事 5 諸物資器具の調達及び配分に関する事 6 教育施設の防災及び復旧指導に関する事																																																																														
	班長課長級	(教育委員会) 教育企画課 職員課 施設課																																																																																
	避難所班			1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関する事 2 災害時における応急教育の統括に関する事 3 避難所(現地連絡所を含む。)の開設、運営及び管理の総括に関する事 4 避難者の名簿作成等に関する事 5 所管避難所の運営に関する事																																																																														
	班長課長級	(教育委員会) 学事課 学校給食課 学校教育課 幼児教育センター 教育研究課 教育支援課 青少年センター スポーツ振興課 各公民館																																																																																
	文化財対策班			1 文化財等の災害調査及び復旧に関する事 2 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事																																																																														
	班長課長級	(教育委員会) 社会教育課 各図書館																																																																																
各学校・幼稚園班			1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事 2 各学校の災害時における応急教育の実施に関する事 3 各学校における避難所の開設及び運営に関する事																																																																															
班長各幼稚園長 各小学校長 各中学校長	(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園																																																																																	

頁	新 計 画 案 (変更後)				現 計 画 (変更前)			
	部門別	部 ・ 班 名			部門別	部 ・ 班 名		
162	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
土木現業部門部門長 ：技監	災対都市安全部 本部員代理：室長級 本部員：都市安全部長 北部地域振興担当次長	公園河川対策班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関する こと。 2 河川の災害対策に関すること。 3 南部地域における山崖崩れ等の情報収集及 び応急措置に関すること。 4 危険区域等の安全措置に関すること。 5 雨量情報等水防に関する情報の収集伝達。 6 応急土木資材の確保に関すること。 7 都市公園施設等の被害調査及び応急対策に 関すること。 8 建設業関係団体との連絡調整に関すること。	災対都市安全部 本部員代理：室長級 本部員：都市安全部長 土木現業部門部門長 ：技監	公園河川対策班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関する こと。 2 河川の災害対策に関すること。 3 南部地域における山崖崩れ等の情報収集及 び応急措置に関すること。 4 危険区域等の安全措置に関すること。 5 雨量情報等水防に関する情報の収集伝達。 6 応急土木資材の確保に関すること。 7 都市公園施設等の被害調査及び応急対策に 関すること。 8 建設業関係団体との連絡調整に関すること。
		班長 課長級	公園河川課			班長 課長級	公園河川課	
		道路対策班		1 道路情報の収集に関すること。 2 通行止及び危険揭示工作に関すること。 3 緊急活動用道路啓開に関すること。 4 災害時の交通規制実施への協力に関するこ と。 5 応急対策用資材等の調達及び輸送に関する こと。 6 災害時における交通管制に関すること。 7 その他道路の応急措置及び復旧に関するこ と。		道路対策班		1 道路情報の収集に関すること。 2 通行止及び危険揭示工作に関すること。 3 緊急活動用道路啓開に関すること。 4 災害時の交通規制実施への協力に関するこ と。 5 応急対策用資材等の調達及び輸送に関する こと。 6 災害時における交通管制に関すること。 7 その他道路の応急措置及び復旧に関するこ と。
班長 課長級	道路管理課 道路政策課 道路建設課	班長 課長級	道路管理課 道路政策課 道路建設課					
北部地域・農林治山対策班		1 北部地区における災害対策に関すること。 2 家畜の感染症対策関すること。 3 農林業の災害応急復旧支援に関すること。 4 農協等関係団体との連絡調整に関すること。	北部地域・農林治山対策班		1 北部地区における災害対策に関すること。 2 家畜の感染症対策関すること。 3 農林業の災害応急復旧支援に関すること。 4 農協等関係団体との連絡調整に関すること。			
班長 課長級	(産業文化部) 北部振興企画課 北部整備課 (都市整備部) 各課 (産業文化部) 農政課 (企画経営部) 西谷サービスセンター		班長 課長級	(産業文化部) 北部振興企画課 北部整備課 (都市整備部) 各課 (産業文化部) 農政課 (企画経営部) 西谷サービスセンター				



頁		新 計 画 案 (変更後)				現 計 画 (変更前)							
163													
部門別	部 ・ 班 名				事務分掌	部門別	部 ・ 班 名				事務分掌		
	部	班	班員となる 平常時課名				部	班	班員となる 平常時課名				
土木現業部門 部門長・副市長	消防部門 部長・消防長	災対消防部 本部長代理：室長級	消防指揮班		1 消火及び救出救助全般に関する事 2 救急に関する事 3 本部体制確立までの緊急初動体制の指揮に関する事 4 水防活動に関する事 5 消防団部との連携に関する事 6 消防活動状況の把握及び記録に関する事 7 災害情報の収集連絡に関する事 8 消防活動に関する事 9 被害状況（人的被害等含む。）の調査及び記録集計に関する事 10 気象観測（消防本部所管のもの。）に関する事 11 関係機関との連絡調整に関する事 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事 13 危険物等の災害対策に関する事 14 避難の安全確保に関する事 15 自主防災組織に関する事 16 火災り災証明及び救急搬送証明に関する事	土木現業部門 部門長・副市長	消防部門 部長・消防長	災対消防部 本部長代理：次長級	消防指揮班		1 消火及び救出救助全般に関する事 2 救急に関する事 3 本部体制確立までの緊急初動体制の指揮に関する事 4 水防活動に関する事 5 消防団部との連携に関する事 6 消防活動状況の把握及び記録に関する事 7 災害情報の収集連絡に関する事 8 消防活動に関する事 9 被害状況（人的被害等含む。）の調査及び記録集計に関する事 10 気象観測（消防本部所管のもの。）に関する事 11 関係機関との連絡調整に関する事 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事 13 危険物等の災害対策に関する事 14 避難の安全確保に関する事 15 自主防災組織に関する事 16 火災り災証明及び救急搬送証明に関する事		
			班長課長級	消防本部警防課 救急課					班長課長級	消防本部警防課 救急救助課			
			消防指令班						班長課長級	消防本部指令課		消防情報管制班	
			消防総務班						消防総務班			消防総務班	
			班長課長級	消防本部総務課					班長課長級	消防本部総務課		消防広報班	
			消防広報班						班長本部予防課長	消防本部予防課		班長本部予防課長	消防本部予防課
			消防署班						消防署班			消防署班	
			班長各消防副署長	各消防署各出張所					班長各消防副署長	各消防署各出張所		消防署班	

部門別	部 ・ 班 名			事務分掌
	部	班	班員となる 平常時課名	
上下水道部門 部門長：上下水道事業管理者	災対上下水道部 本部 本部員代理・次長級 本部員・上下水道局長	庶務班		1 各部団体との連絡に関する事。 2 諸資材の調達に関する事。 3 被害地との応急連絡に関する事。
		班長課長級	総務課 経営企画課	
		給水班		1 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水に関する事。
		班長課長級	総務課 経営企画課	
		工事班		1 浄送水施設の被害状況調査に関する事。 2 配給水施設の被害状況調査に関する事。 3 浄送水施設の応急復旧計画に関する事。 4 配給水施設の応急復旧計画に関する事。 5 緊急送配水工事に関する事。 6 応急給水の水質検査に関する事。
		班長課長級	浄水課 工務課 給排水設備課	
下水道対策班		1 下水道関係者団体等との連絡調整に関する事。 2 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関する事。 3 一南部市街地における水路等の災害対策に関する事。		
班長課長級	下水道課			

部門別	部 ・ 班 名			事務分掌
	部	班	班員となる 平常時課名	
上下水道部門 部門長：上下水道事業管理者	災対上下水道部 本部 本部員代理・次長級 本部員・上下水道局長	庶務班		1 各部団体との連絡に関する事。 2 諸資材の調達に関する事。 3 被害地との応急連絡に関する事。
		班長課長級	総務課	
		給水班		1 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水に関する事。
		班長課長級	経営企画課	
		工事班		1 浄送水施設の被害状況調査に関する事。 2 配給水施設の被害状況調査に関する事。 3 浄送水施設の応急復旧計画に関する事。 4 配給水施設の応急復旧計画に関する事。 5 緊急送配水工事に関する事。 6 応急給水の水質検査に関する事。
		班長課長級	浄水課 工務課 給排水設備課	
下水道対策班		1 下水道関係者団体等との連絡調整に関する事。 2 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関する事。 3 一南部市街地における水路等の災害対策に関する事。		
班長課長級	下水道課			

宝塚市災害警戒本部設置要綱

※本編第3部 第1章 第1節 第1 災害警戒対策 における別表「災害警戒本部の要員の災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のみやす」に同じ内容のため省略

(以下全略)

宝塚市災害警戒本部設置要綱

※本編第3部 第1章 第1節 第1 災害警戒対策 における別表「災害警戒本部の要員の災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のみやす」に同じ内容のため省略

(以下全略)

変更前後対照表 資料・様式編（関連図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																																														
36 37	<p>第1部 地域としての危険性 1-2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表 1-2-2 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域 1-2-2-1 土砂災害警戒区域 (説明文略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>箇所名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象</th> <th>避難所等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>193</td> <td>逆瀬台(3) I</td> <td>逆瀬台二丁目</td> <td>急傾斜地</td> <td>宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部</td> <td><del>1-6</del></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>225</td> <td>売布きよしガ丘(2) I</td> <td>売布きよしガ丘</td> <td>急傾斜地</td> <td>売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚</td> <td><del>6-6</del></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)～注2) 略 注3) 網掛け箇所は、その区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所を示す。 注4) 令和5年度(2023年度)の災害危険予想箇所(山崖崩れ等による宅地危険箇所)に指定している箇所については、備考欄にその箇所番号を記載した。</p>	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考	略	略	略	略	略	略	193	逆瀬台(3) I	逆瀬台二丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	<del>1-6</del>	略	略	略	略	略	略	225	売布きよしガ丘(2) I	売布きよしガ丘	急傾斜地	売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚	<del>6-6</del>	略	略	略	略	略	略	<p>第1部 地域としての危険性 1-2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表 1-2-2 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域 1-2-2-1 土砂災害警戒区域 (説明文略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>箇所名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象</th> <th>避難所等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>193</td> <td>逆瀬台(3) I</td> <td>逆瀬台二丁目</td> <td>急傾斜地</td> <td>宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部</td> <td>1 6</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>225</td> <td>売布きよしガ丘(2) I</td> <td>売布きよしガ丘</td> <td>急傾斜地</td> <td>売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚</td> <td>6 6</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)～注2) 略 注3) 網掛け箇所は、その区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所を示す。 注4) 令和4年度(2022年度)の災害危険予想箇所(山崖崩れ等による宅地危険箇所)に指定している箇所については、備考欄にその箇所番号を記載した。</p>	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考	略	略	略	略	略	略	193	逆瀬台(3) I	逆瀬台二丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	1 6	略	略	略	略	略	略	225	売布きよしガ丘(2) I	売布きよしガ丘	急傾斜地	売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚	6 6	略	略	略	略	略	略																																						
箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考																																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																																											
193	逆瀬台(3) I	逆瀬台二丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	<del>1-6</del>																																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																																											
225	売布きよしガ丘(2) I	売布きよしガ丘	急傾斜地	売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚	<del>6-6</del>																																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																																											
箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考																																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																																											
193	逆瀬台(3) I	逆瀬台二丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	1 6																																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																																											
225	売布きよしガ丘(2) I	売布きよしガ丘	急傾斜地	売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚	6 6																																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																																											
50	<p>1-2-3 山地災害危険地区 1-2-3-1 山腹崩壊危険地区一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険地区番号 (山腹崩壊)</th> <th>位 置</th> <th>地 区 名</th> <th>危険地区面積 (h a)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1 4 - 1</td> <td>小林</td> <td>エデンの園</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 2</td> <td>小林</td> <td>ゆずり葉台下</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 3</td> <td>小林</td> <td>宝塚高</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 4</td> <td>小林</td> <td>青葉台</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 5</td> <td>小林</td> <td>光ガ丘</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>2 1 4 - 6</del></td> <td><del>香合新田</del></td> <td><del>新池</del></td> <td><del>2</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 7</td> <td>長谷</td> <td>長谷団地</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 8</td> <td>長谷</td> <td>旭ゴルフ場</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 9</td> <td>玉瀬</td> <td>武田尾橋</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 1 0</td> <td>玉瀬</td> <td>武田尾口</td> <td>7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	危険地区番号 (山腹崩壊)	位 置	地 区 名	危険地区面積 (h a)	備 考	2 1 4 - 1	小林	エデンの園	9		2 1 4 - 2	小林	ゆずり葉台下	5		2 1 4 - 3	小林	宝塚高	2		2 1 4 - 4	小林	青葉台	2		2 1 4 - 5	小林	光ガ丘	1		<del>2 1 4 - 6</del>	<del>香合新田</del>	<del>新池</del>	<del>2</del>		2 1 4 - 7	長谷	長谷団地	1		2 1 4 - 8	長谷	旭ゴルフ場	2		2 1 4 - 9	玉瀬	武田尾橋	4		2 1 4 - 1 0	玉瀬	武田尾口	7		<p>1-2-3 山地災害危険地区 1-2-3-1 山腹崩壊危険地区一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険地区番号 (山腹崩壊)</th> <th>位 置</th> <th>地 区 名</th> <th>危険地区面積 (h a)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1 4 - 1</td> <td>小林</td> <td>エデンの園</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 2</td> <td>小林</td> <td>ゆずり葉台下</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 3</td> <td>小林</td> <td>宝塚高</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 4</td> <td>小林</td> <td>青葉台</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 5</td> <td>小林</td> <td>光ガ丘</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>2 1 4 - 6</del></td> <td><del>香合新田</del></td> <td><del>新池</del></td> <td><del>2</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 7</td> <td>長谷</td> <td>長谷団地</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 8</td> <td>長谷</td> <td>旭ゴルフ場</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 9</td> <td>玉瀬</td> <td>武田尾橋</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1 4 - 1 0</td> <td>玉瀬</td> <td>武田尾口</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	危険地区番号 (山腹崩壊)	位 置	地 区 名	危険地区面積 (h a)	備 考	2 1 4 - 1	小林	エデンの園	8		2 1 4 - 2	小林	ゆずり葉台下	5		2 1 4 - 3	小林	宝塚高	2		2 1 4 - 4	小林	青葉台	2		2 1 4 - 5	小林	光ガ丘	2		<del>2 1 4 - 6</del>	<del>香合新田</del>	<del>新池</del>	<del>2</del>		2 1 4 - 7	長谷	長谷団地	1		2 1 4 - 8	長谷	旭ゴルフ場	3		2 1 4 - 9	玉瀬	武田尾橋	3		2 1 4 - 1 0	玉瀬	武田尾口	4	
危険地区番号 (山腹崩壊)	位 置	地 区 名	危険地区面積 (h a)	備 考																																																																																																												
2 1 4 - 1	小林	エデンの園	9																																																																																																													
2 1 4 - 2	小林	ゆずり葉台下	5																																																																																																													
2 1 4 - 3	小林	宝塚高	2																																																																																																													
2 1 4 - 4	小林	青葉台	2																																																																																																													
2 1 4 - 5	小林	光ガ丘	1																																																																																																													
<del>2 1 4 - 6</del>	<del>香合新田</del>	<del>新池</del>	<del>2</del>																																																																																																													
2 1 4 - 7	長谷	長谷団地	1																																																																																																													
2 1 4 - 8	長谷	旭ゴルフ場	2																																																																																																													
2 1 4 - 9	玉瀬	武田尾橋	4																																																																																																													
2 1 4 - 1 0	玉瀬	武田尾口	7																																																																																																													
危険地区番号 (山腹崩壊)	位 置	地 区 名	危険地区面積 (h a)	備 考																																																																																																												
2 1 4 - 1	小林	エデンの園	8																																																																																																													
2 1 4 - 2	小林	ゆずり葉台下	5																																																																																																													
2 1 4 - 3	小林	宝塚高	2																																																																																																													
2 1 4 - 4	小林	青葉台	2																																																																																																													
2 1 4 - 5	小林	光ガ丘	2																																																																																																													
<del>2 1 4 - 6</del>	<del>香合新田</del>	<del>新池</del>	<del>2</del>																																																																																																													
2 1 4 - 7	長谷	長谷団地	1																																																																																																													
2 1 4 - 8	長谷	旭ゴルフ場	3																																																																																																													
2 1 4 - 9	玉瀬	武田尾橋	3																																																																																																													
2 1 4 - 1 0	玉瀬	武田尾口	4																																																																																																													

頁	新 計 画 案 (変更後)					現 計 画 (変更前)				
	214-11	玉瀬	玉瀬	<u>2</u>		214-11	玉瀬	玉瀬	<u>1</u>	
	214-12	玉瀬	坊川別れ	<u>2</u>		214-12	玉瀬	坊川別れ	<u>3</u>	
	214-13	川面	川面	<u>2</u>		214-13	川面	川面	<u>3</u>	
	214-14	川面	宝塚西トンネル	1		214-14	川面	宝塚西トンネル	1	
	214- <u>15</u>	切畑	ふじガ丘	4		214- <u>16</u>	切畑	ふじガ丘	4	
	214- <u>16</u>	花屋敷つつじガ丘	つつじガ丘	<u>2</u>		214- <u>17</u>	花屋敷つつじガ丘	つつじガ丘	<u>4</u>	
	214- <u>17</u>	切畑	松ガ丘	<u>1</u>		214- <u>18</u>	切畑	松ガ丘	<u>2</u>	
	214- <u>18</u>	伊子志	<u>伊子志</u>	<u>8</u>		214- <u>19</u>	伊子志	<u>光ガ丘中学校</u>	<u>7</u>	
	214- <u>19</u>	紅葉ガ丘	<u>紅葉ガ丘</u>	1		214- <u>20</u>	紅葉ガ丘	<u>大黒天</u>	1	
	214- <u>20</u>	紅葉ガ丘 (II)	<u>紅葉ガ丘</u>	1		214- <u>21</u>	紅葉ガ丘 (II)	<u>甲子園大学</u>	1	
	214- <u>21</u>	<u>中山五月台</u>	五月台	1		214- <u>22</u>	<u>中山</u>	五月台	1	
	214- <u>22</u>	玉瀬	細尾	<u>1</u>		214- <u>23</u>	玉瀬	細尾	<u>2</u>	
	214- <u>23</u>	下佐曾利	下佐曾利	<u>2</u>		214- <u>24</u>	下佐曾利	下佐曾利	<u>1</u>	
	<u>214-24</u>	<u>中筋</u>	<u>中筋</u>	<u>2</u>		(新規追記)				
	<u>214-25</u>	<u>花屋敷荘園</u>	<u>花屋敷荘園</u>	<u>1</u>		(新規追記)				
	<u>214-26</u>	<u>玉瀬</u>	<u>玉瀬2</u>	<u>1</u>		(新規追記)				
	<u>214-27</u>	<u>切畑</u>	<u>切畑</u>	<u>1</u>		(新規追記)				
	<u>214-28</u>	<u>玉瀬</u>	<u>玉瀬3</u>	<u>1</u>		(新規追記)				

51 1-2-3-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号 (崩土流出)	位 置	地 区 名	危険地区面積		備 考
			溪流延長 (m)	危険地区面積 (ha)	
214-1	蔵人	逆瀬川	<u>1000</u>	<u>4.23</u>	
214-2	小林	焼石原1	<u>400</u>	<u>1.01</u>	
214-3	小林	焼石原2	<u>500</u>	<u>0.48</u>	
214-4	小林	白瀬川	<u>660</u>	<u>1.40</u>	
214-5	小林	西山排水池1	<u>300</u>	<u>0.20</u>	
214-6	小林	西山排水池2	<u>450</u>	<u>1.13</u>	
214-7	伊子志	紅葉谷	<u>650</u>	<u>1.22</u>	
214-8	伊子志	甲子園大学	<u>200</u>	<u>0.09</u>	
214-9	伊子志	月見山	<u>300</u>	<u>0.33</u>	
214-10	伊子志	観音谷川	<u>350</u>	<u>1.49</u>	
214-11	波豆	普明寺	<u>150</u>	<u>0.09</u>	
214-12	大原野	大原野西部	<u>900</u>	<u>1.26</u>	
214-13	香合新田	香合新田	<u>250</u>	<u>0.14</u>	
214-14	長谷	猿山川	<u>500</u>	<u>1.00</u>	
214-15	大原野	大原野西谷	<u>700</u>	<u>2.26</u>	
214-16	境野	天満神社	<u>300</u>	<u>0.36</u>	
214-17	大原野	清之瀬橋	<u>400</u>	<u>0.73</u>	
214-18	玉瀬	川下川1	<u>330</u>	<u>0.36</u>	
214-19	玉瀬	川下川2	<u>300</u>	<u>2.64</u>	
214-20	玉瀬	川下川3	<u>230</u>	<u>0.41</u>	

1-2-3-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号 (崩土流出)	位 置	地 区 名	危険地区面積		備 考
			溪流延長 (m)	危険地区面積 (ha)	
214-1	蔵人	逆瀬川	<u>1000</u>	<u>3.0</u>	
214-2	小林	焼石原1	<u>400</u>	<u>0.48</u>	
214-3	小林	焼石原2	<u>500</u>	<u>0.45</u>	
214-4	小林	白瀬川	<u>660</u>	<u>0.79</u>	
214-5	小林	西山排水池1	<u>300</u>	<u>0.27</u>	
214-6	小林	西山排水池2	<u>450</u>	<u>0.54</u>	
214-7	伊子志	紅葉谷	<u>650</u>	<u>0.78</u>	
214-8	伊子志	甲子園大学	<u>200</u>	<u>0.12</u>	
214-9	伊子志	月見山	<u>300</u>	<u>0.27</u>	
214-10	伊子志	観音谷川	<u>350</u>	<u>0.42</u>	
214-11	波豆	普明寺	<u>150</u>	<u>0.09</u>	
214-12	大原野	大原野西部	<u>900</u>	<u>0.81</u>	
214-13	香合新田	香合新田	<u>250</u>	<u>0.15</u>	
214-14	長谷	猿山川	<u>500</u>	<u>0.30</u>	
214-15	大原野	大原野西谷	<u>700</u>	<u>0.84</u>	
214-16	境野	天満神社	<u>300</u>	<u>1.18</u>	
214-17	大原野	清之瀬橋	<u>400</u>	<u>0.36</u>	
214-18	玉瀬	川下川1	<u>330</u>	<u>0.30</u>	
214-19	玉瀬	川下川2	<u>300</u>	<u>0.36</u>	
214-20	玉瀬	川下川3	<u>230</u>	<u>0.21</u>	

頁	新 計 画 案 (変更後)						現 計 画 (変更前)					
54	214-21	玉瀬	オモナゴ	<del>100</del>	0.63		214-21	玉瀬	オモナゴ	<del>100</del>	0.09	
	214-22	玉瀬	僧川1	<del>40</del>	0.09		214-22	玉瀬	僧川1	<del>40</del>	0.02	
	214-23	玉瀬	僧川2	<del>300</del>	0.18		214-23	玉瀬	僧川2	<del>300</del>	0.27	
	214-24	玉瀬	僧川3	<del>100</del>	0.15		214-24	玉瀬	僧川3	<del>100</del>	0.19	
	214-25	玉瀬	坊川1	<del>400</del>	0.98		214-25	玉瀬	坊川1	<del>400</del>	0.36	
	214-26	玉瀬	坊川2	<del>380</del>	0.83		214-26	玉瀬	坊川2	<del>380</del>	0.34	
	214-27	玉瀬	坊川4	<del>350</del>	0.14		214-27	玉瀬	坊川4	<del>350</del>	0.21	
	214-28	川面	惣川	<del>1400</del>	22.32		214-28	川面	惣川	<del>1400</del>	2.52	
	214-29	米谷	清澄寺1	<del>250</del>	0.47		214-29	米谷	清澄寺1	<del>250</del>	0.30	
	214-30	米谷	清澄寺2	<del>250</del>	1.66		214-30	米谷	清澄寺2	<del>250</del>	0.30	
	214-31	中筋	天神川	<del>250</del>	0.27		214-31	中筋	天神川	<del>250</del>	0.10	
	<u>214-32</u>	<u>切畑</u>	<u>亦楽山荘</u>		3.58		<u>(以下、新規追記)</u>					
	<u>214-33</u>	<u>上佐曾利</u>	<u>上佐曾利</u>		0.19							
	<u>214-34</u>	<u>切畑</u>	<u>切畑1</u>		0.84							
	<u>214-35</u>	<u>切畑</u>	<u>切畑2</u>		0.60							
	<u>214-36</u>	<u>切畑</u>	<u>中山五月台六丁目03</u>		0.46							
	<u>214-37</u>	<u>切畑</u>	<u>平井一丁目06</u>		0.24							
	<u>214-38</u>	<u>切畑</u>	<u>切畑05</u>		0.57							
	<u>214-39</u>	<u>切畑</u>	<u>平井一丁目04</u>		1.56							
	<u>214-40</u>	<u>大原野</u>	<u>大原野2</u>		0.14							
	<u>214-41</u>	<u>上佐曾利</u>	<u>上佐曾利</u>		0.29							
	<u>214-42</u>	<u>切畑</u>	<u>中山五月台六丁目02</u>		0.43							
	<u>214-43</u>	<u>切畑</u>	<u>平井一丁目05</u>		0.09							
	<u>214-44</u>	<u>境野</u>	<u>境野03</u>		1.19							
	<u>214-45</u>	<u>切畑</u>	<u>平井三丁目</u>		0.98							
	<u>214-46</u>	<u>境野</u>	<u>境野2</u>		0.94							
	<u>214-47</u>	<u>蔵人</u>	<u>ゆずり葉台</u>		0.18							
	<u>214-48</u>	<u>切畑</u>	<u>荒神</u>		0.03							
	<u>214-49</u>	<u>長尾台</u>	<u>長尾台02</u>		0.13							
	<u>214-50</u>	<u>切畑</u>	<u>中山五月台七丁目01</u>		0.67							
	<u>214-51</u>	<u>切畑</u>	<u>中山五月台七丁目02</u>		0.46							
<u>214-52</u>	<u>切畑</u>	<u>中山五月台六丁目01</u>		0.31								
<u>214-53</u>	<u>下佐曾利</u>	<u>下佐曾利01</u>		1.62								
<u>214-54</u>	<u>切畑</u>	<u>切畑04</u>		1.17								
1-2-7 特に警戒を要するため池												
番号	溜池名	管理団体名	所在地	満水 面積 (ha)	貯水量 (m³)	堤長 (m)	堤高 (m)	危険区域及び被害予想 予想される危険 被害予想区域と戸数				
1~6 略												
7	丁ノ裏池 下	上池水利管理 組合	大原野字 丁ノ裏1	0.3	15,000	20	4.2	堤体断面変形	耕地約5.5ha 家屋1戸			



頁	新 計 画 案 (変更後)										現 計 画 (変更前)									
	8	丁ノ裏池 上	上池水利管理 組合	大原野字 丁ノ裏4	0.3	15,000	20	4.7	堤体断面変形	耕地約5.5ha 家屋1戸	8	丁ノ裏池 上	上池水利管理 組合	大原野字 丁ノ裏4	0.3	15,000	20	4.7	堤体断面変形	耕地約5.5ha 家屋1戸
	7	鎌倉ワケ 中ノ池	個人	大原野字 福蔵39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋4戸	9	鎌倉ワケ 中ノ池	個人	大原野字 福蔵39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋4戸
	8	チョウゴ 池	東部地域改善 実行組合	大原野字 林49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約6.9ha 家屋11戸	10	チョウゴ 池	東部地域改善 実行組合	大原野字 林49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約6.9ha 家屋11戸
	9	干場池	波豆水利組合	波豆字干 場掛34	不明	6,000	25	5.5	堤体越流	耕地約0.7ha 家屋:2戸	<b>新規</b>									
	10	口中山池	玉瀬農会	玉瀬字口 中山5	不明	1,000	20	4.8	堤体越流	耕地約1.8ha	11	口中山池	玉瀬農会	玉瀬字口 中山5	不明	1,000	20	4.8	堤体越流	耕地約1.8ha
	11	安場上池	個人	大原野字 安場23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約1.4ha	12	安場上池	個人	大原野字 安場23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約1.4ha
	12	安場東池	個人	大原野字 安場7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面変形	耕地不明 家屋1戸	13	安場東池	個人	大原野字 安場7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面変形	耕地不明 家屋1戸
	13	岩坪上池	個人	大原野字 岩坪43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋2戸	14	岩坪上池	個人	大原野字 岩坪43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋2戸
	14	坂山南池	個人	大原野字 坂山27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋1戸	15	坂山南池	個人	大原野字 坂山27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋1戸
	15	八坂掛池	個人	波豆字八 坂掛16	不明	700	52	2.3	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋1戸	16	八坂掛池	個人	波豆字八 坂掛16	不明	700	52	2.3	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋1戸
	16	新開上池	個人	玉瀬字新 開7	不明	100	10	1.0	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋2戸	17	新開上池	個人	玉瀬字新 開7	不明	100	10	1.0	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋2戸

82

第2部 市民参加による防災まちづくり  
2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿 (令和5年4月1日現在)  
1 会長 宝塚市長 山崎晴恵  
2 委員

(1) 第3条第5項第1号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)	澤田昌利	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	小竹利明	外部
神戸地方気象台長	佐伯亮介	外部

(2) 第3条第5項第2号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県阪神北県民局長	宮口美範	外部

(3) 第3条第5項第3号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県宝塚警察署長	田村隆清	外部

第2部 市民参加による防災まちづくり  
2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿 (令和4年4月1日現在)  
1 会長 宝塚市長 山崎晴恵  
2 委員

(1) 第3条第5項第1号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)	澤田昌利	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光永健男	外部
神戸地方気象台次長	川上幸則	外部

(2) 第3条第5項第2号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県阪神北県民局長	和泉秀樹	外部

(3) 第3条第5項第3号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県宝塚警察署長	田村隆清	外部

(4) 第3条第5項第4号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市副市長	井上輝俊	内部
宝塚市企画経営部長	古家健志	内部
宝塚市財務部長	吉田恭子	内部
宝塚市市民交流部長	加藤努	内部
宝塚市総務部長	中出勝也	内部
宝塚市都市安全部長	池澤伸夫	内部
宝塚市危機管理監	大谷英次	内部
宝塚市都市整備部長	濱田一二三	内部
宝塚市健康福祉部長	藤本宜則	内部
宝塚市子ども未来部長	西垣早百合	内部
宝塚市環境部長	政処剛史	内部
宝塚市産業文化部長	岡本直也	内部

(5) 第3条第5項第5号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市教育長	五十嵐孝	内部

(6) 3条第5項第6号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市消防長	山中毅	内部
宝塚市消防団長	辰家宏弥	外部

(7) 第3条第5項第7号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	安田誠	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小森浩治	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	湯出口幸久	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部

(8) 第3条第5項第8号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場美智子	外部

(9) 第3条第5項第9号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市自治会連合会会長	久保田久男	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田義博	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	福重貴之	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本芳博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮秀市	外部

(4) 第3条第5項第4号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市副市長	井上輝俊	内部
宝塚市企画経営部長	土屋智子	内部
宝塚市財務部長	古家健志	内部
宝塚市市民交流部長	上田健	内部
宝塚市総務部長	近成克広	内部
宝塚市都市安全部長	池澤伸夫	内部
宝塚市危機管理監	大谷英次	内部
宝塚市都市整備部長	濱田一二三	内部
宝塚市健康福祉部長	藤本宜則	内部
宝塚市子ども未来部長	西垣早百合	内部
宝塚市環境部長	立花誠	内部
宝塚市産業文化部長	政処剛史	内部

(5) 第3条第5項第5号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市教育長	五十嵐孝	内部

(6) 3条第5項第6号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市消防長	山中毅	内部
宝塚市消防団長	辰家宏弥	外部

(7) 第3条第5項第7号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	平井達也	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小森浩治	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中村和弘	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部

(8) 第3条第5項第8号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場美智子	外部

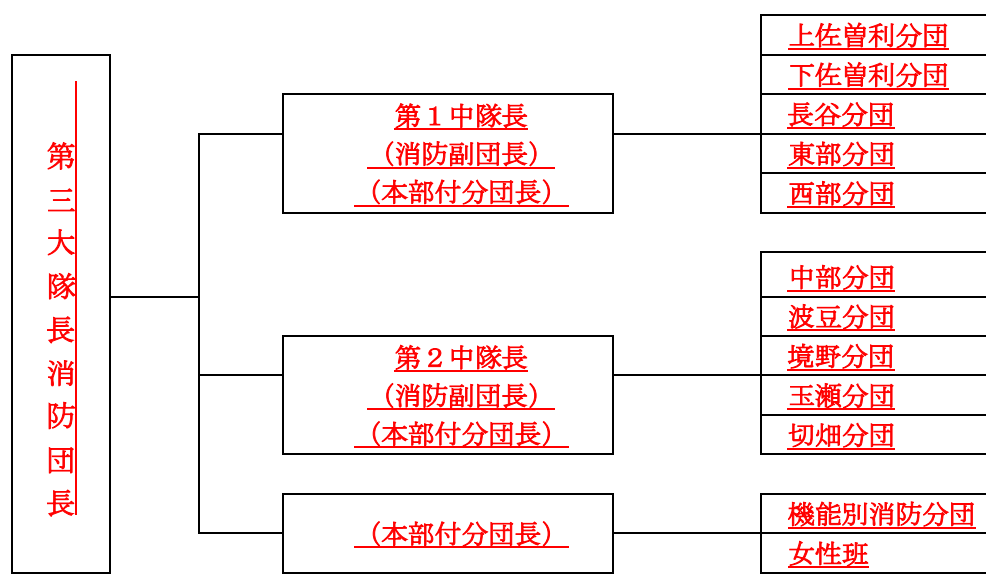
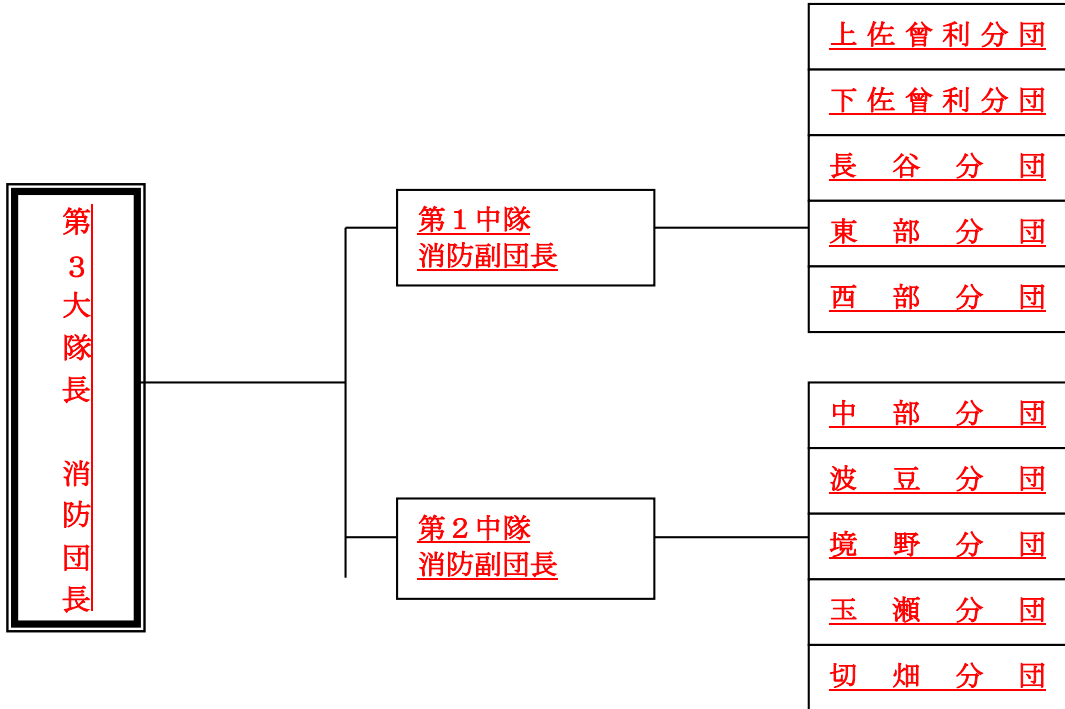
(9) 第3条第5項第9号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市自治会ネットワーク会議 代表	松村孝三	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田義博	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	島内裕太郎	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本芳博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮秀市	外部

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																								
	<table border="1"> <tr><td>宝塚市民生委員・児童委員連合会会長</td><td>福住美壽</td><td>外部</td></tr> <tr><td>ボランティア活動家</td><td>榎本匡笑</td><td>外部</td></tr> <tr><td>宝塚どないしょネット代表</td><td>檜垣彰子</td><td>外部</td></tr> <tr><td>宝塚市上下水道事業管理者</td><td>福永孝雄</td><td>内部</td></tr> <tr><td>宝塚市議会事務局長</td><td>津田裕司</td><td>内部</td></tr> <tr><td>宝塚市教育委員会事務局管理部長</td><td>高田輝夫</td><td>内部</td></tr> <tr><td>宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）</td><td>島廣弘二</td><td>内部</td></tr> </table>	宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住美壽	外部	ボランティア活動家	榎本匡笑	外部	宝塚どないしょネット代表	檜垣彰子	外部	宝塚市上下水道事業管理者	福永孝雄	内部	宝塚市議会事務局長	津田裕司	内部	宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田輝夫	内部	宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）	島廣弘二	内部	<table border="1"> <tr><td>宝塚市民生委員・児童委員連合会会長</td><td>福住美壽</td><td>外部</td></tr> <tr><td>ボランティア活動家</td><td>榎本匡笑</td><td>外部</td></tr> <tr><td>宝塚どないしょネット代表</td><td>檜垣彰子</td><td>外部</td></tr> <tr><td>宝塚市上下水道事業管理者</td><td>福永孝雄</td><td>内部</td></tr> <tr><td>宝塚市議会事務局長</td><td>津田裕司</td><td>内部</td></tr> <tr><td>宝塚市教育委員会事務局管理部長</td><td>高田輝夫</td><td>内部</td></tr> <tr><td>宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）</td><td>島廣弘二</td><td>内部</td></tr> </table>	宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住美壽	外部	ボランティア活動家	榎本匡笑	外部	宝塚どないしょネット代表	檜垣彰子	外部	宝塚市上下水道事業管理者	福永孝雄	内部	宝塚市議会事務局長	津田裕司	内部	宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田輝夫	内部	宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）	島廣弘二	内部														
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住美壽	外部																																																								
ボランティア活動家	榎本匡笑	外部																																																								
宝塚どないしょネット代表	檜垣彰子	外部																																																								
宝塚市上下水道事業管理者	福永孝雄	内部																																																								
宝塚市議会事務局長	津田裕司	内部																																																								
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田輝夫	内部																																																								
宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）	島廣弘二	内部																																																								
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住美壽	外部																																																								
ボランティア活動家	榎本匡笑	外部																																																								
宝塚どないしょネット代表	檜垣彰子	外部																																																								
宝塚市上下水道事業管理者	福永孝雄	内部																																																								
宝塚市議会事務局長	津田裕司	内部																																																								
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田輝夫	内部																																																								
宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）	島廣弘二	内部																																																								
108	<p>第3部 市の非常時組織及び車両・資材等</p> <p>3-1 災害対策本部</p> <p>3-1-2 宝塚市災害対策本部設置要綱</p> <p>※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの（参考）宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略</p>	<p>第3部 市の非常時組織及び車両・資材等</p> <p>3-1 災害対策本部</p> <p>3-1-2 宝塚市災害対策本部設置要綱</p> <p>※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの（参考）宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略</p>																																																								
124	<p>3-1-3 宝塚市災害警戒本部設置要綱</p> <p>※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの（参考）宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略</p>	<p>3-1-3 宝塚市災害警戒本部設置要綱</p> <p>※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの（参考）宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略</p>																																																								
	<p>3-2～3-7 略</p>	<p>3-2～3-7 略</p>																																																								
156	<p>3-8 消防署及び消防団における災害対策本部設置時の部隊編成</p> <p>3-8-1 略</p> <p>3-8-2 消防本部の編成</p> <p>管理隊</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防長が不在の場合は、<u>消防本部室長が消防部隊長を代行し、消防長及び消防本部室長が不在の場合は、警戒課長が消防部隊長を代行する</u>ものとする。</p>	<p>3-8 消防署及び消防団における災害対策本部設置時の部隊編成</p> <p>3-8-1 略</p> <p>3-8-2 消防本部の編成</p> <p>管理隊</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防長が不在の場合は、<u>消防本部次長（部隊指揮調整担当）が、消防長、消防本部次長（部隊指揮調整担当）が不在の場合は、消防本部次長（企画管理担当）が消防部隊長を代行する</u>ものとする</p>																																																								
157	<p>3-8-3 消防隊編成</p> <p>(1) 消防署の編成</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="3">本署</td><td>指揮担当</td><td>副署長</td></tr> <tr><td>調査広報担当</td><td>予防係長</td></tr> <tr><td>庶務担当</td><td>副署長兼務</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td rowspan="8">第1大隊長 西消防署長</td><td rowspan="4">本署</td><td>第1小隊長</td><td>西消防署当務警防隊長</td></tr> <tr><td>南部</td><td>西消防署当務高度救助隊長</td></tr> <tr><td>栄町</td><td>西消防署当務救急隊長</td></tr> <tr><td>宝松苑</td><td>南部出張所当務警防隊長</td></tr> <tr><td rowspan="4">第2中隊長 当務消防課長</td><td>第5小隊長</td><td>南部出張所当務救急隊長</td></tr> <tr><td>第6小隊長</td><td>栄町出張所当務警防隊長</td></tr> <tr><td>第7小隊長</td><td>栄町出張所当務救急隊長</td></tr> <tr><td>第8小隊長</td><td>宝松苑出張所当務警防隊長</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>本署</td><td>第1小隊長</td><td>西消防署休務警防隊長</td></tr> </table>	本署	指揮担当	副署長	調査広報担当	予防係長	庶務担当	副署長兼務	第1大隊長 西消防署長	本署	第1小隊長	西消防署当務警防隊長	南部	西消防署当務高度救助隊長	栄町	西消防署当務救急隊長	宝松苑	南部出張所当務警防隊長	第2中隊長 当務消防課長	第5小隊長	南部出張所当務救急隊長	第6小隊長	栄町出張所当務警防隊長	第7小隊長	栄町出張所当務救急隊長	第8小隊長	宝松苑出張所当務警防隊長	本署	第1小隊長	西消防署休務警防隊長	<p>3-8-3 消防隊編成</p> <p>(1) 消防署の編成</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="3">本署</td><td>指揮担当</td><td>副署長</td></tr> <tr><td>調査広報担当</td><td>予防係長</td></tr> <tr><td>庶務担当</td><td>副署長兼務</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td rowspan="7">第1大隊長 西消防署長</td><td rowspan="4">本署</td><td>第1小隊長</td><td>西署当務警防係長</td></tr> <tr><td>南部</td><td>西署当務救急隊長</td></tr> <tr><td>栄町</td><td>南部当務警防係長</td></tr> <tr><td>宝松苑</td><td>南部当務救急隊長</td></tr> <tr><td rowspan="3">第2中隊長 当務警防統括課長</td><td>第5小隊長</td><td>栄町当務特別救助隊長</td></tr> <tr><td>第6小隊長</td><td>栄町当務救急隊長</td></tr> <tr><td>第7小隊長</td><td>宝松苑当務警防係長</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>本署</td><td>第1小隊長</td><td>西署休務警防係長</td></tr> </table>	本署	指揮担当	副署長	調査広報担当	予防係長	庶務担当	副署長兼務	第1大隊長 西消防署長	本署	第1小隊長	西署当務警防係長	南部	西署当務救急隊長	栄町	南部当務警防係長	宝松苑	南部当務救急隊長	第2中隊長 当務警防統括課長	第5小隊長	栄町当務特別救助隊長	第6小隊長	栄町当務救急隊長	第7小隊長	宝松苑当務警防係長	本署	第1小隊長	西署休務警防係長
本署	指揮担当		副署長																																																							
	調査広報担当		予防係長																																																							
	庶務担当	副署長兼務																																																								
第1大隊長 西消防署長	本署	第1小隊長	西消防署当務警防隊長																																																							
		南部	西消防署当務高度救助隊長																																																							
		栄町	西消防署当務救急隊長																																																							
		宝松苑	南部出張所当務警防隊長																																																							
	第2中隊長 当務消防課長	第5小隊長	南部出張所当務救急隊長																																																							
		第6小隊長	栄町出張所当務警防隊長																																																							
		第7小隊長	栄町出張所当務救急隊長																																																							
		第8小隊長	宝松苑出張所当務警防隊長																																																							
本署	第1小隊長	西消防署休務警防隊長																																																								
本署	指揮担当	副署長																																																								
	調査広報担当	予防係長																																																								
	庶務担当	副署長兼務																																																								
第1大隊長 西消防署長	本署	第1小隊長	西署当務警防係長																																																							
		南部	西署当務救急隊長																																																							
		栄町	南部当務警防係長																																																							
		宝松苑	南部当務救急隊長																																																							
	第2中隊長 当務警防統括課長	第5小隊長	栄町当務特別救助隊長																																																							
		第6小隊長	栄町当務救急隊長																																																							
		第7小隊長	宝松苑当務警防係長																																																							
本署	第1小隊長	西署休務警防係長																																																								



頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)		
第2大隊長 東消防署長	南部 栄町 宝松苑 第3中隊長 当務消防課長	第2小隊長 西消防署休務高度救助隊長 第3小隊長 応急救護班 西消防署休務救急隊長 第4小隊長 南部出張所休務警防隊長 第5小隊長 応急救護班 南部出張所休務救急隊長 第6小隊長 栄町出張所休務警防隊長 第7小隊長 応急救護班 栄町出張所休務救急隊長 第8小隊長 宝松苑出張所休務警防隊長	南部 栄町 宝松苑 第3中隊長 休務警防統括課長	第2小隊長 西署休務救急隊長 第3小隊長 南部休務警防係長 第4小隊長 南部休務救急隊長 第5小隊長 栄町休務特別救助隊長 第6小隊長 栄町休務救急隊長 第7小隊長 宝松苑休務警防係長
	本署 第1中隊長 副署長	指揮担当 副署長 調査広報担当 予防係長 庶務担当 副署長兼務	本署 第1中隊長 副署長	指揮担当 副署長 調査広報担当 予防係長 庶務担当 副署長兼務
	本署 雲雀丘 米谷 中山台 西谷 第2中隊長 当務消防課長	第1小隊長 東消防署当務警防隊長 第2小隊長 東消防署当務救急隊長 第3小隊長 雲雀丘出張所当務警防救急隊長 第4小隊長 米谷出張所当務特別救助隊長 第5小隊長 中山台出張所当務警防救急隊長 第6小隊長 西谷出張所当務警防救急隊長	本署 雲雀丘 米谷 中山台 西谷 第2中隊長 当務警防統括課長	第1小隊長 東署当務警防係長 第2小隊長 東署当務救急隊長 第3小隊長 雲雀丘当務救急隊長 第4小隊長 米谷当務警防係長 第5小隊長 中山台当務特別救助隊長 第6小隊長 西谷当務救急隊長
	本署 雲雀丘 米谷 中山台 西谷 第3中隊長 休務消防課長	第1小隊長 東消防署休務警防隊長 第2小隊長 応急救護班 東消防署休務救急隊長 第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所休務警防救急隊長 第4小隊長 米谷出張所休務特別救助隊長 第5小隊長 中山台出張所休務警防救急隊長 第6小隊長 応急救護班 西谷出張所休務警防救急隊長	本署 雲雀丘 米谷 中山台 西谷 第3中隊長 休務警防統括課長	第1小隊長 東署休務警防係長 第2小隊長 東署休務救急隊長 第3小隊長 雲雀丘休務救急隊長 第4小隊長 米谷休務警防係長 第5小隊長 中山台休務特別救助隊長 第6小隊長 西谷休務救急隊長
	(凡例の削除)		<div style="text-align: center;">凡 例</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 15px; display: inline-block;"></div> → 非番増強部隊</div> <div style="border: 3px double black; width: 80px; height: 15px; display: inline-block;"></div> → 応急救護部隊	

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																
159	<p>(2) 消防団の編成</p> 	<p>(2) 消防団の編成</p> 																
180	<p>第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制  4-3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況  4-3-1 気象情報の種類と発表基準  (1)～(2) 略  (3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) <u>等</u>  キキクル等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="207 1123 1261 1942"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。  ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。  ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。  ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10	<p>第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制  4-3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況  4-3-1 気象情報の種類と発表基準  (1)～(2) 略  (3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)  キキクル等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1528 1102 2597 1921"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。  ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。  ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10
種類	概要																	
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																	
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																	
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10																	
種類	概要																	
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																	
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																	
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10																	

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
	<p>布)</p> <p>で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
182	<p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の宝塚市において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 火災気象通報</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 火災警報 (説明文略)</p> <p>※ 神戸地方気象台が発表する火災気象通報の基準 「乾燥注意報」の基準及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。</p> <p>⑦ 略</p> <p>⑧火災気象通報を行う場合の基準 (説明文略) [火災気象通報を行う場合の基準] 「乾燥注意報」の基準及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。</p>	<p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の宝塚市において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 火災気象通報</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 火災警報 (説明文略)</p> <p>※ 神戸地方気象台が発表する火災気象通報の基準 ア 実効湿度が兵庫県南部60%、北部70%以下で、最小相対湿度が40%以下となり、最大風10m/s以上の風が含み込みの時 イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの時。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。</p> <p>⑦ 略</p> <p>⑧ 火災気象通報を行う場合の基準 (説明文略) [火災気象通報を行う場合の基準] (1) 実効湿度が兵庫県南部60%以下、最小湿度40%以下で、かつ、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みの時 (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないことがある。</p>



頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																												
190	<p>⑨ 水防警報 水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、<b>国土交通大臣</b>又は知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法<b>第16条</b>の規定に基づき発するものをいう。</p> <p>4-4 災害情報の収集、報告 4-4-1 被害認定基準 <u>(内閣府の「災害の被害認定基準について(令和3年6月24日府政防670号)」より作成)</u></p> <table border="1" data-bbox="237 415 1329 1717"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 415 528 709"><u>(内閣府の「災害の被害認定基準について(令和3年6月24日府政防670号)」より作成)被害種類</u></th> <th data-bbox="528 415 1329 457"><u>認定基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 709 528 835">死者</td> <td data-bbox="528 709 1329 835">当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 835 528 909">行方不明者</td> <td data-bbox="528 835 1329 909">当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 909 528 1077">重傷者軽傷者</td> <td data-bbox="528 909 1329 1077">災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1077 528 1434">住家全壊(全焼・全流失)</td> <td data-bbox="528 1077 1329 1434">住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1434 528 1717">住家半壊(半焼)</td> <td data-bbox="528 1434 1329 1717">住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	<u>(内閣府の「災害の被害認定基準について(令和3年6月24日府政防670号)」より作成)被害種類</u>	<u>認定基準</u>	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。	重傷者軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。	住家全壊(全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	住家半壊(半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	<p>⑨ 水防警報 水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、<b>建設大臣</b>又は知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、<b>水防法第10条の4</b>の規定に基づき発するものをいう。</p> <p>4-4 災害情報の収集、報告 4-4-1 被害認定基準 <u>(災害報告取扱要領 平成13年6月改正及び内閣府の「災害の被害認定基準について(昭和13年6月28日府政防第518号)」及び「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長)より作成)</u></p> <table border="1" data-bbox="1543 489 2686 1696"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 489 1834 531">被害区分</th> <th data-bbox="1834 489 2686 531">判定基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 531 1834 604">人的死者</td> <td data-bbox="1834 531 2686 604">当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 604 1834 646">行方不明者</td> <td data-bbox="1834 604 2686 646">当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 646 1834 720">被重傷者</td> <td data-bbox="1834 646 2686 720">当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 720 1834 793">被害軽傷者</td> <td data-bbox="1834 720 2686 793">当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 793 1834 867">住家</td> <td data-bbox="1834 793 2686 867">現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 867 1834 1056">棟</td> <td data-bbox="1834 867 2686 1056">一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するにいたらない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1056 1834 1308">住家被住家全壊(全焼・全流失)</td> <td data-bbox="1834 1056 2686 1308">住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1308 1834 1518">住家被害住家半壊(半焼)</td> <td data-bbox="1834 1308 2686 1518">住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1518 1834 1591">一部損壊</td> <td data-bbox="1834 1518 2686 1591">全壊及び半壊にいたらないもので、補修を要する程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1591 1834 1654">床上浸水</td> <td data-bbox="1834 1591 2686 1654">住家の床より上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1654 1834 1696">床下浸水</td> <td data-bbox="1834 1654 2686 1696">床上浸水に至らない程度に浸水したもの。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1543 1770 2686 1948"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 1770 1834 1812">被害区分</th> <th data-bbox="1834 1770 2686 1812">判定基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 1812 1834 1875">非住家被非住家</td> <td data-bbox="1834 1812 2686 1875">住家以外の建物で、全壊・半壊の被害を受けたもの。なお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1875 1834 1917">公共建物</td> <td data-bbox="1834 1875 2686 1917">庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1917 1834 1948">その他</td> <td data-bbox="1834 1917 2686 1948">公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準等	人的死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	被重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	被害軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するにいたらない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。	住家被住家全壊(全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	住家被害住家半壊(半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	一部損壊	全壊及び半壊にいたらないもので、補修を要する程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。	被害区分	判定基準等	非住家被非住家	住家以外の建物で、全壊・半壊の被害を受けたもの。なお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	公共建物	庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等
<u>(内閣府の「災害の被害認定基準について(令和3年6月24日府政防670号)」より作成)被害種類</u>	<u>認定基準</u>																																													
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。																																													
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。																																													
重傷者軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。																																													
住家全壊(全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。																																													
住家半壊(半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。																																													
被害区分	判定基準等																																													
人的死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。																																													
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。																																													
被重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。																																													
被害軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。																																													
住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。																																													
棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するにいたらない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。																																													
住家被住家全壊(全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。																																													
住家被害住家半壊(半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。																																													
一部損壊	全壊及び半壊にいたらないもので、補修を要する程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。																																													
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。																																													
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。																																													
被害区分	判定基準等																																													
非住家被非住家	住家以外の建物で、全壊・半壊の被害を受けたもの。なお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。																																													
公共建物	庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物																																													
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等																																													

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 168 534 451">大規模半壊</td> <td data-bbox="534 168 1528 451">居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 451 534 766">中規模半壊</td> <td data-bbox="534 451 1528 766">居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 766 534 1018">半壊</td> <td data-bbox="534 766 1528 1018">住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</td> </tr> </table>	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1528 168 1840 346">害</td> <td data-bbox="1840 168 2828 346">田の流失、埋没・田の冠水 畑の流失・埋没、畑の冠水</td> <td data-bbox="1840 168 2828 346">田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったもの。 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。 田の例に準じる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 346 1840 420">文教施設</td> <td data-bbox="1840 346 2828 420">小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設</td> <td data-bbox="1840 346 2828 420">小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 420 1840 493">道路</td> <td data-bbox="1840 420 2828 493">道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</td> <td data-bbox="1840 420 2828 493">道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 493 1840 535">橋りょう</td> <td data-bbox="1840 493 2828 535">道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋</td> <td data-bbox="1840 493 2828 535">道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 535 1840 672">河川</td> <td data-bbox="1840 535 2828 672">河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸</td> <td data-bbox="1840 535 2828 672">河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 672 1840 777">砂防</td> <td data-bbox="1840 672 2828 777">砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸</td> <td data-bbox="1840 672 2828 777">砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 777 1840 819">清掃施設</td> <td data-bbox="1840 777 2828 819">ごみ処理及びし尿処理施設</td> <td data-bbox="1840 777 2828 819">ごみ処理及びし尿処理施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 819 1840 861">鉄道不通</td> <td data-bbox="1840 819 2828 861">自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害</td> <td data-bbox="1840 819 2828 861">自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 861 1840 903">電話</td> <td data-bbox="1840 861 2828 903">災害により通話不能となった電話の回線数</td> <td data-bbox="1840 861 2828 903">災害により通話不能となった電話の回線数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 903 1840 945">電気</td> <td data-bbox="1840 903 2828 945">災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数</td> <td data-bbox="1840 903 2828 945">災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 945 1840 997">水道</td> <td data-bbox="1840 945 2828 997">上水道または簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数とする。</td> <td data-bbox="1840 945 2828 997">上水道または簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 997 1840 1039">ガス</td> <td data-bbox="1840 997 2828 1039">供給停止となっている戸数のうち最も多くの供給停止となった時点における戸数とする。</td> <td data-bbox="1840 997 2828 1039">供給停止となっている戸数のうち最も多くの供給停止となった時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1039 1840 1081">ブロック塀</td> <td data-bbox="1840 1039 2828 1081">倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。</td> <td data-bbox="1840 1039 2828 1081">倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1081 1840 1291">被災世帯</td> <td data-bbox="1840 1081 2828 1291">災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</td> <td data-bbox="1840 1081 2828 1291">災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1291 1840 1333">被災者</td> <td data-bbox="1840 1291 2828 1333">被災世帯の構成員とする。</td> <td data-bbox="1840 1291 2828 1333">被災世帯の構成員とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1333 1840 1365">火災発生</td> <td data-bbox="1840 1333 2828 1365">地震または火山噴火に伴う火災発生件数とする。</td> <td data-bbox="1840 1333 2828 1365">地震または火山噴火に伴う火災発生件数とする。</td> </tr> </table>	害	田の流失、埋没・田の冠水 畑の流失・埋没、畑の冠水	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったもの。 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。 田の例に準じる。	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設	鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数	災害により通話不能となった電話の回線数	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数とする。	上水道または簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数とする。	ガス	供給停止となっている戸数のうち最も多くの供給停止となった時点における戸数とする。	供給停止となっている戸数のうち最も多くの供給停止となった時点における戸数とする。	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。	倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	被災者	被災世帯の構成員とする。	被災世帯の構成員とする。	火災発生	地震または火山噴火に伴う火災発生件数とする。	地震または火山噴火に伴う火災発生件数とする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。																																																							
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。																																																							
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。																																																							
害	田の流失、埋没・田の冠水 畑の流失・埋没、畑の冠水	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったもの。 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。 田の例に準じる。																																																						
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設																																																						
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。																																																						
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋																																																						
河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸																																																						
砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸																																																						
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設																																																						
鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害																																																						
電話	災害により通話不能となった電話の回線数	災害により通話不能となった電話の回線数																																																						
電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数																																																						
水道	上水道または簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数とする。	上水道または簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数とする。																																																						
ガス	供給停止となっている戸数のうち最も多くの供給停止となった時点における戸数とする。	供給停止となっている戸数のうち最も多くの供給停止となった時点における戸数とする。																																																						
ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。	倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。																																																						
被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。																																																						
被災者	被災世帯の構成員とする。	被災世帯の構成員とする。																																																						
火災発生	地震または火山噴火に伴う火災発生件数とする。	地震または火山噴火に伴う火災発生件数とする。																																																						
(注)	<p>(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>																																																							
		<p>(注)</p> <p>1 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1528 1470 1840 1512">被害区分</th> <th data-bbox="1840 1470 2828 1512">判定基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1528 1512 1840 1554">公共文教施設</td> <td data-bbox="1840 1512 2828 1554">公立の文教施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1554 1840 1659">農林水産業施設</td> <td data-bbox="1840 1554 2828 1659">農林水産業施設被害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助事業の対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1659 1840 1764">公共土木施設</td> <td data-bbox="1840 1659 2828 1764">公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林業荒廃防止施設、道路港湾施設及び漁港とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1764 1840 1869">その他の公共施設</td> <td data-bbox="1840 1764 2828 1869">公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1869 1840 1946">農産被害</td> <td data-bbox="1840 1869 2828 1946">農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準等	公共文教施設	公立の文教施設	農林水産業施設	農林水産業施設被害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助事業の対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林業荒廃防止施設、道路港湾施設及び漁港とする。	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。																																										
被害区分	判定基準等																																																							
公共文教施設	公立の文教施設																																																							
農林水産業施設	農林水産業施設被害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助事業の対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。																																																							
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林業荒廃防止施設、道路港湾施設及び漁港とする。																																																							
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。																																																							
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。																																																							

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1519 170 1596 241">林 産 被 害</td> <td data-bbox="1596 170 2828 241">農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 241 1596 315">畜 産 被 害</td> <td data-bbox="1596 241 2828 315">農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1519 315 2828 388"><u>4-4-2 支援法に係る大規模半壊の認定について</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1519 388 1596 430">被 害 区 分</th> <th data-bbox="1596 388 2828 430">判 定 基 準 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 430 1596 598">住家被害</td> <td data-bbox="1596 430 2828 598">大規模半壊 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1519 598 2828 640">(注)</p> <ol data-bbox="1519 640 2828 1039" style="list-style-type: none"> <li>1 人的被害については、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。</li> <li>2 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</li> <li>3 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</li> <li>4 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</li> <li>5 構造耐力上主要な部分とは、住家の過重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組み、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床材、屋根材又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。</li> </ol> <p data-bbox="1519 1144 2828 1186"><u>4-4-3 支援法に係る中規模半壊の認定について</u></p> <p data-bbox="1519 1186 2828 1249">(被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）より）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1519 1249 1596 1291">被 害 区 分</th> <th data-bbox="1596 1249 2828 1291">判 定 基 準 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 1291 1596 1459">住家被害</td> <td data-bbox="1596 1291 2828 1459">中規模半壊 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1519 1512 2828 1554"><u>4-4-4 住宅の応急修理制度拡充による被害認定基準の見直しについて</u></p> <p data-bbox="1519 1554 2828 1585">(災害救助事務取扱要領 令和元年10月（応急修理制度拡充版）より作成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1519 1585 1596 1627">被 害 区 分</th> <th data-bbox="1596 1585 2828 1627">判定基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 1627 1596 1795">住家被害</td> <td data-bbox="1596 1627 2828 1795">準半壊 住宅が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	被 害 区 分	判 定 基 準 等	住家被害	大規模半壊 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	被 害 区 分	判 定 基 準 等	住家被害	中規模半壊 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	被 害 区 分	判定基準等	住家被害	準半壊 住宅が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。																	
畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。																	
被 害 区 分	判 定 基 準 等																	
住家被害	大規模半壊 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。																	
被 害 区 分	判 定 基 準 等																	
住家被害	中規模半壊 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。																	
被 害 区 分	判定基準等																	
住家被害	準半壊 住宅が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。																	



頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
238	第5部 相互協力・広域応援受入体制 5-2 消防相互応援に関する協定書 5-2-1 略 5-2-2 兵庫県広域消防相互応援覚書 <u>(要綱の内容省略)</u> 5-3~5-4 略	第5部 相互協力・広域応援受入体制 5-2 消防相互応援に関する協定書 5-2-1 略 5-2-2 兵庫県広域消防相互応援覚書 <u>(要綱の内容省略)</u> 5-3~5-4 略
354	5-5 ヘリコプターによる応援受入体制 5-5-1~5-5-2 略 5-5-3 県防災ヘリコプター運航要請に関する事項 5-5-3-1 <b>兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱</b> <u>(要綱の内容省略)</u>	5-5 ヘリコプターによる応援受入体制 5-5-1~5-5-2 略 5-5-3 県防災ヘリコプター運航要請に関する事項 5-5-3-1 <b>兵庫県航空機使用管理要綱</b> <u>(要綱の内容省略)</u>
361	5-5-3-2 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運行要領 <u>(要綱の内容省略)</u>	5-5-3-2 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運行要領 <u>(要領の内容省略)</u>
	5-5-3-3~5-5-3-5 略	5-5-3-3~5-5-3-5 略
	5-6~5-7 略	5-6~5-7 略
378	5-8 緊急輸送路 5-8-1 市計画に基づく指定緊急輸送路一覧 <u>(一覧の内容省略)</u>	5-8 緊急輸送路 5-8-1 市計画に基づく指定緊急輸送路一覧 <u>(一覧の内容省略)</u>
379	5-8-2 指定緊急輸送路位置図 <u>(位置図の内容省略)</u>	5-8-2 指定緊急輸送路位置図 <u>(位置図の内容省略)</u>
	第6部 個別対策項目別関係資料	第6部 個別対策項目別関係資料
	6-1 略	6-1 略
	6-2 避難・救出対策、支援協力等に関する事項	6-2 避難・救出対策、支援協力等に関する事項
	6-2-1 略	6-2-1 略
	6-2-2 避難所等	6-2-2 避難所等
	6-2-2-1~6-2-2-2 略	6-2-2-1~6-2-2-2 略
423	6-2-2-3 指定緊急避難場所、自主避難場所 (1) 略 (2) 自主避難場所 <u>(一覧の内容省略)</u>	6-2-2-3 指定緊急避難場所、自主避難場所 (1) 略 (2) 自主避難場所 <u>(一覧の内容省略)</u>
425	6-2-2-4 届出避難所 <u>(一覧の内容省略)</u>	6-2-2-4 届出避難所 <u>(一覧の内容省略)</u>
	6-2-2-5~6-2-2-12 略	6-2-2-5~6-2-2-12 略
	6-2-3~6-2-12 略	6-2-3~6-2-12 略
472	6-2-13 災害時における支援協力に関する協定	6-2-13 災害時における支援協力に関する協定
	6-2-13-1~6-2-13-8 略	6-2-13-1~6-2-13-8 略
	<u>【新協定の追加】</u> <u>6-2-13-9 災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書 (株式会社フクユ)</u> <u>(協定内容省略)</u>	<u>【新協定の追加】</u>
	<u>【新協定の追加】</u> <u>6-2-13-10 災害時の電気自動車等による電源供給に関する協定書 (兵庫三菱自動車販売株式会社)</u> <u>(協定内容省略)</u>	<u>【新協定の追加】</u>

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
497	<p>6-2-14 包括連携協定</p> <p>6-2-14-1～6-2-14-4 略</p> <p><u>【新協定の追加】</u>  <u>6-2-14-5 宝塚市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書</u>  (協定内容省略)</p> <p><u>【新協定の追加】</u>  <u>6-2-14-6 宝塚市とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との包括連携協定書</u>  (協定内容省略)</p> <p><u>【新協定の追加】</u>  <u>6-2-14-7 宝塚市と阪急阪神ホールディングス株式会社との包括連携協定書</u>  (協定内容省略)</p> <p><u>【新協定の追加】</u>  <u>6-2-14-8 宝塚市と大阪ガス株式会社との包括連携協定書</u>  (協定内容省略)</p> <p><u>【新協定の追加】</u>  <u>6-2-14-9 宝塚市と武庫川女子大学との包括連携に関する協定書</u>  (協定内容省略)</p> <p>6-3～6-9 略</p>	<p>6-2-14 包括連携協定</p> <p>6-2-14-1～6-2-14-4 略</p> <p><u>【新協定の追加】</u></p> <p><u>【新協定の追加】</u></p> <p><u>【新協定の追加】</u></p> <p><u>【新協定の追加】</u></p> <p><u>【新協定の追加】</u></p> <p><u>【新協定の追加】</u></p> <p>6-3～6-9 略</p>
655	<p>6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項</p> <p>6-10-1 災害救助基準  災害救助法の適用</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和5年度</u>災害救助基準  <u>(一覧の内容省略)</u></p> <p>6-10-2～6-10-14 略</p> <p><u>【新協定の追加】</u>  <u>6-10-15 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書 (三井住友海上火災保険株式会社)</u>  (協定内容省略)</p> <p>(以下全略)</p>	<p>6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項</p> <p>6-10-1 災害救助基準  災害救助法の適用</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>平成30年度</u>災害救助基準  <u>(一覧の内容省略)</u></p> <p>6-10-2～6-10-14 略</p> <p><u>【新協定の追加】</u></p> <p>(以下全略)</p>



## 令和4年度（2022年度）末地域防災計画進行管理計画

令和5年（2023年）4月作成

### 1 「進行管理計画」の策定目的

本市における災害予防施策の実施にあたっては、宝塚市地域防災計画本編第1部の「防災ビジョン」に基づき、同第2部の災害予防計画に位置づけた個別計画を、社会情勢や本市の財政状況等を踏まえながら段階的に実現していくことが必要である。

これらの個別計画項目に基づく施策・事業等の実施にあたっては、項目ごとに、本市総合計画の計画期間を「期間のめやす」として定めており、これを施策実施の指標として取り組んできたが、この進捗を評価・管理する仕組みが十分とはいえない状況にあった。

このため、平成26年度（2014年度）から導入した「宝塚市地域防災計画の進行管理計画」においては、市の総合計画の進捗管理（基本計画及び実施計画（第6次総合計画からは基本計画及び地域ごとのまちづくり計画））等と整合を図りながら、別途作成する進行管理表において毎年度、災害予防計画に規定する個別計画項目の実施状況の評価を行い、災害予防計画全体の進捗状況を把握することで、本市の都市防災力の現状を確認するとともに、計画における災害予防施策上の今後の課題を抽出することとした。あわせて、更なる都市防災力の向上を図るため、この現状や課題を踏まえながら、継続して実施する施策、強化する施策、新たに取り組む施策などを明確にし、次年度における都市防災力の強化に向けた目標・方針等を定めることとする。

なお、令和2年（2020年）3月に策定した「宝塚市地域強靱化計画」において、8項目の「事前に備えるべき目標」を達成するための具体的な取り組みとして、災害予防計画の160項目（再掲を除く場合は94項目）の個別計画を設定していることから、この目標の進捗状況についても関連して評価を行うことができることとなっている。

### 2 進行管理計画の作成手順

#### 1) 進行管理計画表の作成

- ・ 庁内各部局及び外部関係機関において所管する個別計画の計画内容の更新及び進捗状況等の評価する。
- ・ これらをエクセルにより「進行管理計画表」として取りまとめる。
- ・ 評価指標は以下のとおりとする。

（令和3年度（2021年度）から第6次宝塚市総合計画がスタートしているため評価指標の年度区分が以下のように変化している。）

【H28（2016）～R2（2020）：第5次宝塚市総合計画後期計画期間】

A	第5次総合計画の後期計画に定める期間（H28～R2）に達成する計画
B	第5次総合計画後の概ね5年間（R3～R7）に達成する計画
C	達成がR8以降の見込みとなる計画

【R3（2021）計画以降：第6次宝塚市総合計画計画期間】

A	第6次総合計画の前期計画に定める期間（R3～R7）に達成する計画
B	第6次総合計画の後期計画に定める期間（R8～R12）に達成する計画
C	達成がR13以降の見込みとなる計画

◎：既に事務・事業・施策等が完了した計画、現在実施中で今後も継続する計画

※表中Hは平成年度、Rは令和年度を示す。

## 2) 「進行管理計画」の作成

### (1) 「評価総括表」の作成

○1) の評価表の当該年度計画及び当該年度末見込みと次年度（新年度）の計画についての総括表作成

・各年度の評価指標の状況が比較できるように総括表を作成し、考察を行う。

### (2) 令和4年度（2022年度）末における災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

○令和4年度（2022年度）地域防災計画の災害予防計画における主要な個別計画の令和4年度（2022年度）末の進捗状況等を評価

・令和3年度（2021年度）末に作成した進行管理計画において、1年後の令和4年度（2022年度）計画（R3計画）の進捗状況を踏まえながら、令和4年度（2022年度）末の各項目の進捗状況について、個別具体の施策・事業等の実施状況に基づき進捗を評価する。

### (3) 令和5年度（2023年度）の目標及び期待する効果を設定

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

・令和5年度（2023年度）計画（R5計画）において◎（継続中）、Aに位置づける主要な個別計画について、実施を予定する施策・事業等の目標を設定する。

○災害予防計画全体を推進するために期待する効果の設定

・同じく、R5計画における主要な個別計画の進捗により災害予防計画全体の推進に期待する効果を示す。

### (4) その他

○これらの評価、目標設定については、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。

### 3 令和4年度（2022年度）未進行管理計画

#### 1) 進行管理計画表の作成

○末尾の「資料—1：令和4年度（2022年度）末 進行管理計画表（抜粋例）」参照

#### 2) 令和4年度（2022年度）未進行管理計画の作成

##### (1) 「令和4年度（2022年度）未評価総括表」の作成

○上記1)の「進行管理計画表」の各年度の評価・見込み及び計画は以下のとおりとなった。

	H25 末 評価 (H26 当初)	H26 末評 価	H27 末評 価	H28 末評 価	H29 末評 価	H30 末評 価	R1 末評 価	R2 末評 価	R3 末評 価	R4 末 見込 み	R5 計画
◎	169	193	197	221	226	281	287	291	298	308	308
A	40	32	32	47	42	38	36	39	38	30	30
B	53	48	48	19	19	19	18	7	8	8	8
C	31	30	30	24	24	25	21	23	19	18	18
評価 なし	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—
項目 削除	—	—	—	—	—	6	2	2	—	—	—
合計	293	303	307	311	311	363	362	362	363	364	364
うち 新	—	10	4	—	—	52	1	2	1	1	1

#### 【R4 末見込み及びR5 計画評価についての考察】

##### ①個別計画数

- ・令和4年度（2022年度）末見込み個別計画数については、下記の通り前年度から1項目が追加となっており、全計画項目数364項目となっている。
- ・また、令和5年度（2023年度）計画においても同じ項目数で同じ評価となっている。

（追加した項目）

- ・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等の安全避難の推進
- ・なお、平成30年度（2018年度）末個別計画数が大きく増加しているのは、前述したように、旧計画の第5編（大規模事故災害対策計画）の災害予防計画の個別計画項目を含めた結果、全体で52項目増加となった。

(実際は、既に事業が完了する等で従前計画6項目を削除し、旧5編の個別計画58項目を追加した差し引き数となっている。)

②R4末見込み及びR5計画における個別計画の進捗度 (R3末評価と比較から)

ア)「◎」評価

- ・「◎」評価は10項目増加し308項目で全体364項目の約84.6%となっている。
- ・この内訳は、新たに追加した個別計画項目の「洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等の安全避難の推進」、「A→◎」が「本市の新たな防災拠点となる第二庁舎が1月にオープンしたため、これに関連する計画項目の「宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備」、「新庁舎への移設準備」の2項目のほか、関係事業者との災害時支援協定の締結等に関連する3項目、土砂災害警戒区域の指定の完了とハザードマップの整備等による市民への併発の促進をはじめとした防災・災害対策施策の推進に係る3項目が、また「C→◎」では「都市ガス施設の耐震化」の1項目が対象となっている。

イ)「A」評価

- ・「A」評価は8項目減の30項目で全体の約8.2%となっている。
- ・上記ア)において「A→◎」が8項目となっていることから、この差の結果である。

ウ)「B」評価

- ・「B」評価はR3末と同様に8項目で約2.2%となっている

エ)「C」評価

- ・「C」評価についてもR3末から前述の「都市ガス施設の耐震化」が「C→◎」となり18項目で約4.9%となっている。

(2) 令和4年度(2022年度)末の災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

1] 当該年度の災害予防計画における主要な個別計画の進捗状況等を評価

- ・災害予防計画全体については、施策・事業の大きな転換はないものの、「◎」及び「A」評価の合計が約92.5%となっており、その中でも主要な施策については以下のように、前年度に引き続き概ね着実に進捗していると評価できる。

【都市防災力の向上に向けた主要な施策】

①市における防災体制の整備充実

- ・現庁舎に隣接して整備を進めてきた第二庁舎が完成し、令和5年(2023年)2月13日から業務を開始しており、これまでに導入してきた防災情報システム等の整備とあわせて、本市の都市拠点である市役所周辺の防災・災害対策機能が大きく向上している。
- ・地域防災計画・水防計画・危機管理指針等に基づく防災施策の確実な実施に向けて、各種の防災・危機管理マニュアル・指針の作成、防災訓練や防災セミナーの開催等による危機管理体制の構築、各部署における災害発生時の迅

速な体制構築の取り組みなどにより防災体制の整備充実を図っている。

- ・新型コロナウイルス感染症蔓延下における自然災害の発生に備えた、市民等への関連情報の提供、避難対策の拡充、市職員の研修・訓練実施等を図っている。
- ・令和元年12月から着手した市庁舎電気設備外改修工事で、市庁舎の弱電、防災設備の更新や、非常用系統の電気配線の整理などを行い、令和5年3月に完了した。
- ・現場活動救急救命士を令和4年度新規に2名養成し48名とする。また、消防力の整備指針を基本とした宝塚市常備消防車両整備計画を策定し、これに基づき令和4年度は指揮車1台、救急車1台及び消防ポンプ自動車1台を更新整備するとともに非常用救急車1台を増車した。
- ・雨水管渠は宝塚市道路台帳システムのデータベースを活用し、更新が途絶えてる台帳整備の構築を平成29年度から着手し、令和4年度に完了。雨水台帳を活用し、「内水ハザードマップ」を作成し、住民等の円滑かつ迅速な避難に資することができるよう公表を行う。
- ・大規模災害発生時に迅速かつ的確な支援体制を構築することで、速やかな被災者救済、応急復旧事業の推進、都市機能の回復等を実現するため（仮称）宝塚市受援計画（人的資源編）の策定を行うとともに、各部局における当該計画の目的・内容等の認識への深化を図っていく。

## ②情報の収集・伝達体制の強化

- ・すみれ防災スピーカーの全市の整備が完了し、全市一斉又は地域の特性に応じた個別の情報発信が可能となった。
- ・すみれ防災スピーカーの活用に加え、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、あんしん防災システム、安心メール及び緊急速報メール、防災ラジオ、フェニックス防災システムさらにはFacebook、twitter等のSNSの活用により防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達に努めている。
- ・防災マップについては、計画規模降雨に基づく洪水浸水想定区域に加えて、想定最大規模降雨に基づく同区域を掲載し、紙面を拡大して「マイ避難カード」の作成を推奨するなど防災情報を刷新することで、洪水・土砂災害・風水害に平常時から備える取組を市民等に啓発するとともに、市のHPにWeb版のマップを掲載するなどにより、情報提供の強化に努めている。
- ・災害対応の効率化を目的として、令和2年度（2020年度）に防災情報システムを導入した。このシステムは、災害情報システムと被災者生活再建支援システムとの2つから構成しており、災害情報システムは市民からの通報への対応状況の管理や避難所管理、物資管理などを支援するシステムで、被災者生活再建支援システムは家屋被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援金の支給などを支援するシステムとなっており、令和3年度（2021年

度)はこの円滑な活用に向けた研修を実施した。

- ・第二庁舎の開設に合わせて、災害情報システム等の円滑かつ確実な運用に向けて関連機器についても現庁舎から移設し、2月中旬から開始している。

### ③災害時における各機関、広域、民間事業者等との連携強化

- ・災害対策関連機関や広域の自治体、生活物資の供給・運搬等にかかる民間事業者、各福祉事業者など災害時における受援・支援体制構築のために多様な協定の締結等を進めている。
- ・令和4年度(2022年度)は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と「包括連携協定」、株式会社フクユと「災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定」、兵庫三菱自動車販売㈱と「災害時における電動車両等の支援に関する協定」、三井住友海上火災保険株式会社と「自然災害による市民等の被害に関する損害調査結果等の提供を受けるための覚書」を締結するなどにより、民間事業者等における防災・減災対策全般への支援・協力の強化・拡大に努めている。
- ・令和4年度(2022年度)の総合防災訓練は、令和4年(2022年)11月に宝塚高原ゴルフクラブとの協定のもとに「ペット同伴避難訓練」を、令和5年(2023年)1月に「1.17 たからづかシェイクアウト一斉訓練及び職員参集訓練」を実施した。
- ・市立病院においては、新型コロナウイルス感染症対策として中止していたトリアージ訓練について、関係機関と連携して再開した。

### ④公共施設の整備、耐震化の推進

- ・広域大規模災害の際の重要な輸送路となる新名神高速道路が開通し、中国自動車道とともに市域内で2ルートの国土軸が完成し、広域との連携機能が向上したことをはじめ、市内の幹線道路網の整備を推進するとともに、水道、ガス電気、電話等のライフラインの安全性の向上を促進している。
- ・市内全小中学校、幼稚園、特別支援学校の耐震化が完了し、その他の公共施設についても、一部施設の耐震化事業実施により令和4年度(2022年度)末では全公共施設の95.7%が耐震性を有する施設となり、引き続き耐震性向上に向け事業の継続に努める。

### ⑤住民の安全な避難の実施

- ・各指定避難所の運営については、一部地域において地域住民と学校が連携して「避難所運営マニュアル」の作成を行っており、一部地域ではマニュアルに基づき小学校区における地域ごとの避難訓練の実施に努めている。今後、他の避難所においてもそれぞれの特性を踏まえたマニュアルの作成について地域と学校が協力して取り組んで行くよう啓発して行く。



- ・指定避難所における設備や備品等の充実、避難所開設体制の強化、災害時の生活物資確保のための民間事業者との物資供給協定の締結など安全な避難を確保する取組に努めている。
- ・市立小・中学校の耐震化等の改修時にバリアフリー化やトイレ改修などへも配慮した整備を目指している。
- ・公民館において防災キャンプを実施し、宿泊体験をすることにより、実際の災害時に安心して避難できるための訓練を行った。
- ・また、新型コロナウイルス感染症蔓延下における避難者の安全避難を確保するための資機材の充実、避難所配備職員の研修・訓練を実施している。
- ・一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、初動に開設する自主避難場所を削減、新型コロナウイルス感染症の患者若しくは濃厚接触者又は、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる方の専用避難所を設置する体制をとっている。
- ・平成 27 年度（2015 年度）に、地域の協力を得て、自治会館等の住民に身近な共同施設を「届出避難所」に認定して物資等の支援を行う制度を創設しており、令和 4 年度（2022 年度）末では 28 施設を登録した。

#### ⑥要配慮者、避難行動要支援者対策の実施

- ・災害時要援護支援マニュアル等の作成、要配慮者名簿の作成及び一部地域への提供を行った。
- ・福祉法人等の経営する福祉施設を災害時に「福祉避難所」として活用するための協定の締結を進めており、令和 4 年度（2022 年度）末で 24 施設を指定している。

#### 【地域防災力の向上に向けた主要な施策】

- ・令和 4 年度（2022 年度）は過去 2 カ年に引き続き新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域における諸活動も大幅に低下しており、住民の交流そのものが制約される中での地域の防災力向上に向けた具体的な取り組みについても制約せざるを得ない状況となっている。
- ・このような中で、地域の防災力の維持・向上にむけて、前年度に引き続き以下の活動を実施している。

#### ①大規模災害に対応できる消防協力体制の確立

- ・地域における消防体制を強化するため、大規模災害発生時に消防本部及び消防団の活動を支援する「宝塚市消防サポート隊」とともに災害発生時に企業として協力いただける「宝塚市消防サポート隊協力事業所」を平成 28 年度から推進（現在 39 事業所が登録）しており、災害発生時には各事業所から可能な範囲で様々な協力を得ることで、消防本部、消防団、自主防災組織、女性

防火クラブに加え、強固な連携協力体制を構築している。

- ・「宝塚市消防サポート隊」については、隊員研修や宝塚市メールマガジンシステムを用いた災害時招集伝達訓練を実施したほか、1.17 たからづかシェイクアウト訓練へ参加するなどにより、消防本部との連携強化を図った。
- ・「消防サポート隊協力事業所」についても、災害時招集伝達訓練を実施し、登録事業所の防災意識向上と消防本部との協力体制強化を図った。

## ②自主防災組織等の結成の促進

- ・自主防災組織の未結成地域に対して、引き続き結成について働きかけを行うとともに、既存の組織については、自主防災組織リーダー研修会等の開催により、組織内のリーダー育成を主眼に、防災知識や技能が習得できるよう図った。
- ・既存の自主防災組織等の活性化と地域防災力のさらなる向上を図るため、防災訓練や防災行事等の活動を行う自主防災組織に対して必要な資材・物品を提供・助成した。
- ・地域と、そこに存する福祉施設が災害発生時にお互いに連携して協力しあう「相互応援協定」の締結を推進した結果、今年4年度（2022年度）末時点で21の施設と29の地域（自主防災組織等）で協定が結ばれたことで、互助・共助を中心とした、地域の安全の向上を図った。

## ③防災知識の醸成、防災リーダーの育成

- ・防災学習会等により防災意識を醸成するとともに、ひょうご防災リーダー講座等を活用して地域の防災リーダーの育成を図っている。
- ・令和4年度（2022年度）は宿泊を伴う研修であったことも影響して、受講者が5名であり、過去からの延べ人数が209名となるなど、地域における防災意識の高まりが見られる状況にある。
- ・また、受講を終えた防災リーダーの活用を図るため、防災学習等を実施する地域の要請に応じて、同リーダーを「宝塚市防災アドバイザー」として派遣している。

## ④「地区防災計画」の作成促進

- ・自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員等に対し、地区防災計画制度の周知を図るなか、以前から福祉関係者のほか行政、消防、警察などの関係機関も参加し大規模な防災訓練の取組をしていた一つの地域が、内閣府の地区防災計画モデル地区に選定され、地区防災計画の地元案を作成し、平成28年度宝塚市地域防災計画に計画提案がなされたことを受け、はじめての「地区防災計画」が規定された。
- ・令和4年度（2022年度）は、新規1地区（宝塚市第5地区（長尾地区））改訂

1 地区（中山台コミュニティ地区）において「地区防災計画」の地元案が作成され、地域防災計画に定めることを求める地元提案がなされた。

- ・他の地区においても計画策定の機運が生まれているなどから、計画策定を支援する制度の活用などにより、この促進に努めた。

#### ⑤要配慮者、避難行動要支援者の支援の実施

- ・要配慮者・避難行動要支援者の災害時における支援実施のため、宝塚市災害時要援護者避難行動支援マニュアルに則り、対象者の名簿を作成し、民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織などの地域組織などへ、災害時の避難支援の取り組みを啓発しており、一部地域においては、平常時に防災訓練など実施している。
- ・介護保険システムにおいて要介護認定者情報を、また、障害福祉情報支援システムにおいても障害者手帳所持者等の情報を保有し、災害時には随時活用している。
- ・なお、消防本部では、自主防災組織の協力による「避難行動要支援者」に関する情報収集、安全確保や避難支援に関する取り組みをサポートしている。

#### ⑥地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進

- ・毎年、各小学校区単位で（一部は複数の小学校区合同で）地域住民の主体的な防災訓練が実施され、市においてもこの活動を支援している。

#### ⑦学校、保育所等における防災意識の醸成

- ・市内公立特別支援学校で、防災教育を年間指導計画に位置づけるとともに、全ての学校で地震を想定した避難訓練の実施や阪神・淡路大震災の追悼行事等を通じて防災意識の醸成を図っている。
- ・各保育所、各児童館・子ども館、子ども発達支援センター、地域児童育成会では、年間計画をたて消防署と連携を図るなどにより、火災・地震からの防災訓練を実施している。

#### ⑧洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における避難確保計画策定等の促進

- ・平成 29 年 6 月に改正された水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき標記内の区域の要配慮者施設において災害の発生に備えて入居者が安全に避難するための「避難確保計画」の作成及び計画に基づく「訓練実施」が義務付けられるとともに、市町村がこの支援を行うこととされていることを受け、対象施設を抽出し、計画の策定等を促進している。
- ・要配慮者利用施設で市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設の所有者又は管理者は避難確保計画の作成、避難訓練の実施義務が生じ、

また、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を実施した際には、訓練実施後、報告が必要となるため、適正に対象施設を指定した上で、必要な助言・勧告を行っていくこととしている。

## 2】未実施及び未達成の施策や新たに取り組むべき施策などの課題抽出

- ・災害予防計画の364個別項目のうち約7%にあたる26項目が昨年度末に引き続き「B」または「C」評価となっている。これらについては進行管理計画制度を導入した平成26年度（2014年度）から評価に進捗が見られないものが多く、今後も同様の評価が続くことが危惧されることから、これら個別計画の問題点を抽出するとともに、計画の必要性や内容そのものの見直しなども含め検討していくことが今後の課題と思われる。
- ・以下、このような問題を抱える主な個別計画を列記する。

### ①公共施設の防災機能の整備充実に関する個別計画

- ・大規模災害発生時又は地域での局地的な災害発生時の地域の防災拠点となるよう「地域ステーション整備事業」及び「地区防災拠点整備事業」を位置づけているが、各施設に整備する施設及び設備についての具体的な計画はなく、また、これら機能を発揮するための人員の計画的な配備についても、現状では困難な状況にある。
- ・本部代替設置施設（消防本部（第一位）、教育総合センター（第二位）、スポーツセンター（第三位））における、現状での代替機能が不十分との各施設管理者の認識であり、現在進めている本庁舎における防災機能の拡充に加えて、これらの代替施設の機能整備の在り方を明確にしていくことが必要である。
- ・上下水道施設の耐震化、上水道のバックアップ施設の整備、都市ガス施設の耐震化などについては相当の時間・経費を要する。

### ②まちの「防災ブロック化」の推進に係る個別計画

- ・「たからづか都市計画マスタープラン」において、河川や幹線道路沿道建築物の不燃化を促進することで、防災帯を構築し、まちの「防災ブロック化」を推進することを個別計画に規定しているが、現実的には個人の財産権を制限することに繋がることから、政策的に施策を実施することは非常に困難な状況にある。（類似計画複数あり）

### ③民間施設の耐震化等の促進に係る個別計画

- ・公共施設の耐震化を進めると同時に、民間の建築物の耐震化を促進するため、耐震判定制度などの啓発に努めているが、活用が遅滞している状況にある。

### ④要配慮者、避難行動要支援者の支援の実施に係る個別計画

- ・一定地域においては、積極的な地元姿勢がみられ、支援組織数が増加傾向に

あるものの、その他の地域では、防災学習には積極的であっても、要配慮者の取組まで拡大することに躊躇される事案が見られるため、この取組の浸透には相当の時間と努力が必要と考えられる。

⑤指定避難所等の機能の整備・拡充に係る個別計画

- ・指定避難所に位置づけている小・中学校全てに空き教室を避難施設として有効利用するなどの「住」環境整備はできていない。
- ・今後、避難所ごとの運営マニュアルの策定が必要であり、このマニュアルの策定にあわせてこれらの機能の整備についても検討して行く必要がある。(8小中学校で地域によるマニュアル作成済み)
- ・この整備・拡充の際には、現在および将来の新型コロナウイルス感染症からの安全避難を視野に入れた取り組みも考慮する必要がある。
- ・総合福祉センター及びその他の福祉避難所における避難者の「住」環境の整備については、それぞれの施設の平常時の運営状況や施設の構造等の特性等からこの対応についての困難性がある。
- ・安全避難を確保するための避難所等の周辺整備や避難路周辺の不燃化・緑化の促進については、経費の問題はもちろん市民や事業者等の理解と協力が不可欠であり、実現には相当の時間を要するものと思われる。

**(3) 新年度（令和5年度（2023年度））の目標及び期待する効果を設定**

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

- ・災害予防計画全体については、令和4年度（2022年度）に引き続き、以下の施策を着実に進捗していくこととする。

**【都市防災力の向上に向けた主要な施策】**

- ①防災拠点の機能確立と市における防災体制の充実・強化
- ②すみれ防災スピーカーや防災情報システムの着実な運用と情報の収集・伝達手段の多様化
- ③災害時における各機関、広域、民間事業者等との連携強化
- ④公共施設の整備、耐震化の推進
- ⑤住民の安全な避難の実施
- ⑥要配慮者、避難行動要支援者対策の実施
- ⑦災害時の受援・支援体制の強化
- ⑧宝塚市地域強靱化計画の推進

**【地域防災力の向上に向けた主要な施策】**

- ①自主防災組織等の地域防災組織結成促進

- ②防災知識の醸成、防災リーダーの育成
- ③「地区防災計画」の作成促進
- ④要配慮者、避難行動要支援者の支援体制の充実促進
- ⑤地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進
- ⑥避難所運営マニュアル作成、自主的な同運営訓練の促進
  - ・まちづくり協議会等の地元組織による各指定避難所の「避難所運営マニュアル」の作成を促進するとともに「自助」、「共助」による地域住民の主体的な避難所運営訓練を強化・促進する。
- ⑦浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設における避難確保計画等の作成の促進

【災害予防計画の推進等により期待する効果】

- 令和5年度（2023年度）計画における「都市防災力向上」のための個別計画及び「地域防災力向上」のための個別計画に基づく所施策・事業等の推進又は促進により、期待する主な効果として令和4年度（2022年度）に引き続き次の6点を挙げる。
  - ①防災拠点施設の整備、公共施設等の耐震性の向上、道路ネットワーク・ライフラインの機能の強化による都市防災力の向上
  - ②多様なICTの活用による迅速で確実な情報の収集・伝達機能の充実
  - ③関係機関、各自治体、多様な民間機関等との連携による引き出しの多い防災機能の拡充
  - ④市民等との連携による「自助」「共助」「公助」の役割の相互認識と協働体制の構築
  - ⑤全ての関係者が平常時から備えができる防災意識の醸成、地域防災計画始め防災・災害対策関連計画の拡充・更新、各種マニュアル等の整備、自主的な防災訓練の実施・促進
  - ⑥宝塚市地域強靱化計画に基づく「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」の創造
- これらの進捗状況を評価するとともに、期待する効果を高めるための目標の設定については、今後も引き続き、地域防災計画に定める災害予防計画の各個別計画項目の進行管理を行う当該「進行管理計画」を策定するなかで、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。



資料—1：令和4年度（2022年度）末 進行管理計画表（抜粋例）

各対策項目(章・節)	個別計画 ■は従前計画第5編(大規模事故災害対策計画)の項目	主担当	H30当初計画	H30末見込	R1末見込	R2末見込	R3末見込	R4計画	①R4末見込み	③評価及び見込み概要(評価・見込みについての説明、課題等) ※記載内容は昨年度照会時の回答の取りまとめ結果	②R5計画	④実施計画、予算等への反映要否		
本編第2部 災害予防計画														
(2) 防災拠点機能の整備	<p>ア 宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備</p> <p>□災害時に本部を設置する市庁舎、避難地である武庫川河川敷緑地と末広中央公園に近接した都市再生整備事業で整備する広場(緊急時防災広場)、これらを含む市役所周辺地区において、市の防災拠点となる機能を果たすために必要な庁舎、情報通信・処理施設、物資集積施設、避難路、その他必要な施設の整備</p> <p>□都市再生整備計画事業(市役所周辺地区)(平成27年度～令和3年度)</p> <p>避難経路を確保するための新設市道整備、県道拡幅整備</p> <p>災害時に末広中央公園の防災機能を補完する「ひろ・ば」の整備</p> <p>□都市防災総合推進事業(市役所周辺地区)(平成27年度～令和元年度)</p> <p>社会資本総合整備計画における避難路として、市道341号線の拡幅整備</p> <p>□都市防災総合推進事業(宝塚市全域地区)(平成27年度～令和元年度)</p> <p>防災情報通信ネットワーク(すみれ防災スピーカー(防災行政無線))整備</p>	企画経営部 総務部 都市安全部 上下水道局	◎	◎	◎	◎	A	A	—	◎	<p>(企画経営部 政策推進課)</p> <p>●市単独事業</p> <p>市の防災拠点となる危機管理センター(上下水道局との合築庁舎)については、令和4年度中に建設工事を完了し、供用開始する。</p> <p>●都市再生整備計画事業(市役所周辺地区)平成27年度～令和3年度</p> <p>避難経路を確保するための新設市道整備、県道拡幅整備→平成28年度に完成</p> <p>災害時に末広中央公園の防災機能を補完する「ひろ・ば」の整備→令和5年度完成予定</p> <p>●都市防災総合推進事業(市役所周辺地区)平成27年度～令和元年度</p> <p>社会資本総合整備計画における避難路として、市道341号線の拡幅整備→令和元年度完成</p>	—	◎	要
	□都市防災総合推進事業(市役所周辺地区)(平成27年度～令和元年度) <p>社会資本総合整備計画における避難路として、市道341号線の拡幅整備</p> <p>□都市防災総合推進事業(宝塚市全域地区)(平成27年度～令和元年度)</p> <p>防災情報通信ネットワーク(すみれ防災スピーカー(防災行政無線))整備</p>		—	—	—	—	—	—	A		A	実施計画有 予算要		
			B	A	◎	A	◎	◎	◎		◎	—		
			—	—	—	—	—	—	◎		◎	—		
			—	—	B	B	A	A	◎		◎	実施計画有 予算要		
	イ 本部代替設置施設の整備 <p>□本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備</p> <p>【本部代替設置場所】</p> <p>消防本部(第一位)、教育総合センター(第二位)、スポーツセンター(第三位)</p>	都市安全部 各施設担当部	A 一部◎	A 一部◎	A 一部◎	A 一部◎	A 一部◎	A 一部◎	A 一部◎	B	A 一部◎	B	施設及び設備、資機材整備費	
			◎	◎	◎	C	◎	◎	◎		◎	要		
			B	B	B	B	B	B	B		B	要		
			A	A	A	A	A	A	A		A	要		

# 宝塚市水防計画変更前後対照表 (案)

令和5年度(2023年度)

宝塚市

資料4

変更前後対照表 ※関係機関・団体等の代表者、連絡先、電話番号等の変更、資機材備蓄量・過年度降雨量等のデータ、水部区域等の箇所図については省略

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																
2	<p>宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略)</p> <p>別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の長等各級責任者となる職員のめやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> <td> <input type="checkbox"/>危機管理室長  <input type="checkbox"/>生活安全室長  <input type="checkbox"/>建設室長  <input type="checkbox"/>都市整備室長  <input type="checkbox"/>建築住宅室長  <input type="checkbox"/>北部地域振興担当次長  <input type="checkbox"/>上下水道局施設部長                 </td> <td> <input type="checkbox"/>警戒副本部長の補佐  <input type="checkbox"/>警戒副本部長が不在時等の代理                 </td> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">同 警 戒 本 部 員</td> <td> <input type="checkbox"/>広報課長  <input type="checkbox"/>公園河川課長  <input checked="" type="checkbox"/>生活安全室課長                      (治水・治山担当)  <input type="checkbox"/>道路管理課長  <input type="checkbox"/>建設室課長                      (道路維持管理担当)  <input type="checkbox"/>開発審査課長  <input type="checkbox"/>住まい政策課長  <input type="checkbox"/>北部振興企画課長  <input type="checkbox"/>警防課長  <input type="checkbox"/>下水道課長  <input type="checkbox"/>総合防災課長                 </td> <td> <input type="checkbox"/>災害警戒本部設置要綱による                      (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)                 </td> <td rowspan="10">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td> <input type="checkbox"/>災害警戒本部設置要綱による                      (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	略	略		警戒副本部長	略	略	警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道局施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制	同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長 <input type="checkbox"/> 公園河川課長 <input checked="" type="checkbox"/> 生活安全室課長 (治水・治山担当) <input type="checkbox"/> 道路管理課長 <input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当) <input type="checkbox"/> 開発審査課長 <input type="checkbox"/> 住まい政策課長 <input type="checkbox"/> 北部振興企画課長 <input type="checkbox"/> 警防課長 <input type="checkbox"/> 下水道課長 <input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制	略	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	<p>宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略)</p> <p>別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の長等各級責任者となる職員のめやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> <td> <input type="checkbox"/>危機管理室長  <input type="checkbox"/>生活安全室長  <input type="checkbox"/>建設室長  <input checked="" type="checkbox"/>北部地域整備担当次長  <input type="checkbox"/>都市整備室長  <input type="checkbox"/>建築住宅室長  <input type="checkbox"/>北部地域振興担当次長  <input type="checkbox"/>上下水道局施設部長                 </td> <td>                     本部長の補佐  <input type="checkbox"/>警戒副本部長が不在時等の代理                 </td> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">同 警 戒 本 部 員</td> <td> <input type="checkbox"/>広報課長  <input type="checkbox"/>公園河川課長  <input type="checkbox"/>道路管理課長  <input type="checkbox"/>建設室課長                      (道路維持管理担当)  <input checked="" type="checkbox"/>北部整備課長  <input type="checkbox"/>開発審査課長  <input type="checkbox"/>住まい政策課長  <input type="checkbox"/>北部振興企画課長  <input type="checkbox"/>警防課長  <input type="checkbox"/>下水道課長  <input type="checkbox"/>総合防災課長                 </td> <td> <input type="checkbox"/>災害警戒本部設置要綱による                      (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)                 </td> <td rowspan="10">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td> <input type="checkbox"/>災害警戒本部設置要綱による                      (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	略	略		警戒副本部長	略	略	警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input checked="" type="checkbox"/> 北部地域整備担当次長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道局施設部長	本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制	同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長 <input type="checkbox"/> 公園河川課長 <input type="checkbox"/> 道路管理課長 <input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当) <input checked="" type="checkbox"/> 北部整備課長 <input type="checkbox"/> 開発審査課長 <input type="checkbox"/> 住まい政策課長 <input type="checkbox"/> 北部振興企画課長 <input type="checkbox"/> 警防課長 <input type="checkbox"/> 下水道課長 <input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制	略	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)						
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																															
警戒本部長	略	略																																																
警戒副本部長	略	略																																																
警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道局施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制																																															
同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長 <input type="checkbox"/> 公園河川課長 <input checked="" type="checkbox"/> 生活安全室課長 (治水・治山担当) <input type="checkbox"/> 道路管理課長 <input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当) <input type="checkbox"/> 開発審査課長 <input type="checkbox"/> 住まい政策課長 <input type="checkbox"/> 北部振興企画課長 <input type="checkbox"/> 警防課長 <input type="checkbox"/> 下水道課長 <input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)		第2警戒体制																																														
	略	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)																																																
	区分	平常時職名	事務分掌		体制																																													
	警戒本部長	略	略																																															
	警戒副本部長	略	略																																															
	警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 危機管理室長 <input type="checkbox"/> 生活安全室長 <input type="checkbox"/> 建設室長 <input checked="" type="checkbox"/> 北部地域整備担当次長 <input type="checkbox"/> 都市整備室長 <input type="checkbox"/> 建築住宅室長 <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道局施設部長	本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理		第1警戒体制																																													
	同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長 <input type="checkbox"/> 公園河川課長 <input type="checkbox"/> 道路管理課長 <input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当) <input checked="" type="checkbox"/> 北部整備課長 <input type="checkbox"/> 開発審査課長 <input type="checkbox"/> 住まい政策課長 <input type="checkbox"/> 北部振興企画課長 <input type="checkbox"/> 警防課長 <input type="checkbox"/> 下水道課長 <input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)			第2警戒体制																																												
		略	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)																																															
		12	<p>第5章 気象情報等の通知 1~2 略 3 情報連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>所在地</th> <th>責任者氏名</th> <th>通信連絡方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 (水防管理者)</td> <td>宝塚市役所</td> <td>市長</td> <td>0797-71-1141 FAX 0797-77-2150</td> </tr> <tr> <td>水防隊</td> <td>宝塚市消防本部</td> <td>消防長 (水防隊長)</td> <td>0797-73-1141 FAX 0797-73-0199</td> </tr> <tr> <td>産業文化部 産業振興室 北部振興企画課</td> <td>宝塚市大原野字南宮2-7</td> <td>産業文化部次長 (北部地域振興担当)</td> <td>0797-91-1111 FAX 0797-91-0851</td> </tr> <tr> <td>消防本部 東消防署 西谷出張所</td> <td>宝塚市大原野字南宮2-7</td> <td>救急隊長</td> <td>0797-91-1289 FAX 0797-91-1290</td> </tr> </tbody> </table>		連絡先		所在地	責任者氏名	通信連絡方法	災害対策本部 (水防管理者)	宝塚市役所	市長	0797-71-1141 FAX 0797-77-2150	水防隊	宝塚市消防本部	消防長 (水防隊長)	0797-73-1141 FAX 0797-73-0199	産業文化部 産業振興室 北部振興企画課	宝塚市大原野字南宮2-7	産業文化部次長 (北部地域振興担当)	0797-91-1111 FAX 0797-91-0851	消防本部 東消防署 西谷出張所	宝塚市大原野字南宮2-7	救急隊長	0797-91-1289 FAX 0797-91-1290	<p>第5章 気象情報等の通知 1~2 略 3 情報連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>所在地</th> <th>責任者氏名</th> <th>通信連絡方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 (水防管理者)</td> <td>宝塚市役所</td> <td>市長</td> <td>0797-71-1141 FAX 0797-77-2102</td> </tr> <tr> <td>水防隊</td> <td>宝塚市消防本部</td> <td>消防長 (水防隊長)</td> <td>0797-73-1141 FAX 0797-73-0199</td> </tr> <tr> <td>産業文化部 産業振興室 北部振興企画課</td> <td>宝塚市大原野字南宮2-7</td> <td>産業文化部次長 (北部地域振興担当)</td> <td>0797-91-1111 FAX 0797-91-0851</td> </tr> <tr> <td>都市安全部 建設室 北部整備課</td> <td>宝塚市大原野字南宮2-7</td> <td>北部整備課長</td> <td>0797-91-0843 FAX 0797-91-0260</td> </tr> <tr> <td>消防本部 東消防署 西谷出張所</td> <td>宝塚市大原野字南宮2-7</td> <td>救急隊長</td> <td>0797-91-1289 FAX 0797-91-1290</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	所在地	責任者氏名	通信連絡方法	災害対策本部 (水防管理者)	宝塚市役所	市長	0797-71-1141 FAX 0797-77-2102	水防隊	宝塚市消防本部	消防長 (水防隊長)	0797-73-1141 FAX 0797-73-0199	産業文化部 産業振興室 北部振興企画課	宝塚市大原野字南宮2-7	産業文化部次長 (北部地域振興担当)	0797-91-1111 FAX 0797-91-0851	都市安全部 建設室 北部整備課	宝塚市大原野字南宮2-7	北部整備課長	0797-91-0843 FAX 0797-91-0260	消防本部 東消防署 西谷出張所	宝塚市大原野字南宮2-7	救急隊長	0797-91-1289 FAX 0797-91-1290
		連絡先	所在地		責任者氏名		通信連絡方法																																											
災害対策本部 (水防管理者)		宝塚市役所	市長	0797-71-1141 FAX 0797-77-2150																																														
水防隊		宝塚市消防本部	消防長 (水防隊長)	0797-73-1141 FAX 0797-73-0199																																														
産業文化部 産業振興室 北部振興企画課		宝塚市大原野字南宮2-7	産業文化部次長 (北部地域振興担当)	0797-91-1111 FAX 0797-91-0851																																														
消防本部 東消防署 西谷出張所		宝塚市大原野字南宮2-7	救急隊長	0797-91-1289 FAX 0797-91-1290																																														
連絡先		所在地	責任者氏名	通信連絡方法																																														
災害対策本部 (水防管理者)		宝塚市役所	市長	0797-71-1141 FAX 0797-77-2102																																														
水防隊	宝塚市消防本部	消防長 (水防隊長)	0797-73-1141 FAX 0797-73-0199																																															
産業文化部 産業振興室 北部振興企画課	宝塚市大原野字南宮2-7	産業文化部次長 (北部地域振興担当)	0797-91-1111 FAX 0797-91-0851																																															
都市安全部 建設室 北部整備課	宝塚市大原野字南宮2-7	北部整備課長	0797-91-0843 FAX 0797-91-0260																																															
消防本部 東消防署 西谷出張所	宝塚市大原野字南宮2-7	救急隊長	0797-91-1289 FAX 0797-91-1290																																															

頁	新計画案(変更後)										現計画(変更前)											
	15	第6章 水防区域等 1 水害危険予想箇所 (1)(2)略 (3) 特に警戒を要するため池 規模・構造・環境等からみて、漏水・決壊等のおそれがある溜池										第6章 水防区域等 1 水害危険予想箇所 (1)(2)略 (3) 特に警戒を要するため池 規模・構造・環境等からみて、漏水・決壊等のおそれがある溜池										
	溜池名	管理団体名	所在地	満水面積 (ha)	貯水量 (m³)	堤長 (m)	堤高 (m)	危険区域及び被害予想		評価		溜池名	管理団体名	所在地	満水面積 (ha)	貯水量 (m³)	堤長 (m)	堤高 (m)	危険区域及び被害予想		評価	
								予想される危険	被害予想区域と戸数										予想される危険	被害予想区域と戸数		
	1	下の池	川面財産区	御殿山2丁目528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸	B	1	下の池	川面財産区	御殿山2丁目528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸	B
	2~5 略										2~5 略											
	6	大山ノ池	個人	大原野字大山6	不明	1,000	38	2.0	堤体越流	耕地約16.1ha 家屋3戸	B	6	大山ノ池	個人	大原野字大山6	不明	1,000	38	2.0	堤体越流	耕地約16.1ha 家屋3戸	B
	7	鎌倉ワケ中ノ池	個人	大原野字福蔵39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋4戸	B	7	丁ノ裏池下	上池水利管理組合	大原野字丁ノ裏1	0.3	15,000	20	4.2	堤体断面変形	耕地約5.5ha 家屋1戸	B
	8	チョウゴ池	東部地域改善実行組合	大原野字林49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約6.9ha 家屋11戸	A	8	丁ノ裏池上	上池水利管理組合	大原野字丁ノ裏4	0.3	15,000	20	4.7	堤体断面変形	耕地約5.5ha 家屋1戸	B
	9	干場池	波豆水利組合	波豆字干場掛34	不明	6,000	25	5.5	堤体越流	耕地約0.7ha 家屋:2戸	B	9	鎌倉ワケ中ノ池	個人	大原野字福蔵39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋4戸	B
	10	口中山池	玉瀬農会	玉瀬字口中山5	不明	1,000	20	4.8	堤体越流	耕地約1.8ha	A	10	チョウゴ池	東部地域改善実行組合	大原野字林49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約6.9ha 家屋11戸	A
	11	安場上池	個人	大原野字安場23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約1.4ha	B	11	口中山池	玉瀬農会	玉瀬字口中山5	不明	1,000	20	4.8	堤体越流	耕地約1.8ha	A
	12	安場東池	個人	大原野字安場7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面変形	耕地不明 家屋1戸	B	12	安場上池	個人	大原野字安場23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約1.4ha	B
	13	岩坪上池	個人	大原野字岩坪43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋2戸	B	13	安場東池	個人	大原野字安場7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面変形	耕地不明 家屋1戸	B
	14	坂山南池	個人	大原野字坂山27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋1戸	B	14	岩坪上池	個人	大原野字岩坪43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋2戸	B



頁	新 計 画 案 (変更後)										現 計 画 (変更前)											
18	15	八坂掛池	個人	波豆字八坂掛16	不明	700	52	2.3	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋1戸	B	15	坂山南池	個人	大原野字坂山27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋1戸	B
	16	新開上池	個人	玉瀬字新開7	不明	100	10	1.0	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋2戸	B	16	八坂掛池	個人	波豆字八坂掛16	不明	700	52	2.3	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋1戸	B
												17	新開上池	個人	玉瀬字新開7	不明	100	10	1.0	堤体断面変形 堤体越流	耕地不明 家屋2戸	B

(4)(5)略  
6) 山崖くずれ等による宅地危険箇所  
自然崖くずれ・崖面の崩壊等により、家屋倒壊・土砂流入のおそれのある宅地

No.	宅地の所在	状 況	予想される危険	危険度
1	花屋敷荘園2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
2~14 略				
15	紅葉力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
16	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
17	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
18	中山桜台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
19	中山桜台5丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
20	泉力丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
21	御殿山4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
22	ゆずり葉台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
23	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
24	月見山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
25	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
26	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
27	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
28	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
29	月見山外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊	A

(4)(5)略  
6) 山崖くずれ等による宅地危険箇所  
自然崖くずれ・崖面の崩壊等により、家屋倒壊・土砂流入のおそれのある宅地

No.	宅地の所在	状 況	予想される危険	危険度
1	花屋敷荘園2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
2~14 略				
15	紅葉力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
16	逆瀬台2丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
17	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
18	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
19	中山桜台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
20	中山桜台5丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
21	泉力丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
22	御殿山4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
23	ゆずり葉台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
24	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
25	月見山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
26	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
27	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
28	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A













頁	新 計 画 案 (変更後)					現 計 画 (変更前)				
	<a href="#">125</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	<a href="#">125</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	<a href="#">126</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A	<a href="#">126</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	<a href="#">127</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	<a href="#">127</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	<a href="#">128</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	<a href="#">128</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
	<a href="#">129</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	<a href="#">129</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	<a href="#">130</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A	<a href="#">130</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	<a href="#">131</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	<a href="#">131</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	<a href="#">132</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	<a href="#">132</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
	<a href="#">133</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A	<a href="#">133</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	<a href="#">134</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	<a href="#">134</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
						<a href="#">135</a>	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
						<a href="#">136</a>	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

第7章 観測・監視及び報告

2 河川堤防の監視

(1) 略

(2) 樋門の監視

No.	河川水路名	名 称	開閉責任者	電話番号
1	武庫川(右岸)	伊子志堰(中州地先)	宝塚市 上下水道局	略
2	逆瀬川	逆瀬川取水口	田中 公尤	
3	支多々川(下流)	北畑取水口	柴田 正雄	
4	天王寺川	上の池樋門	<a href="#">坂上 洋司</a>	
5	大堀川	谷の池樋門 (寿町地先)	<a href="#">坂上 洋司</a>	
6	足洗川(右岸)	真池堰 (売布東の町)	畑中 秀樹	
7	勅使川(左岸)	辻ヶ池堰の口 (中筋山手1丁目地先)	<a href="#">米谷 信彦</a>	
8	天神川(右岸)	中筋水道 (中筋山手4丁目地先)	<a href="#">米谷 信彦</a>	
9	天神川(左岸)	天神川取水口 (山本西1丁目地先)	米谷 隆敏	

第7章 観測・監視及び報告

2 河川堤防の監視

(1) 略

(2) 樋門の監視

No.	河川水路名	名 称	開閉責任者	電話番号
1	武庫川(右岸)	伊子志堰(中州地先)	宝塚市 上下水道局	略
2	逆瀬川	逆瀬川取水口	田中 公尤	
3	支多々川(下流)	北畑取水口	柴田 正雄	
4	天王寺川	上の池樋門	<a href="#">坂西 勘平</a>	
5	大堀川	谷の池樋門 (寿町地先)	<a href="#">坂西 勘平</a>	
6	足洗川(右岸)	真池堰 (売布東の町)	畑中 秀樹	
7	勅使川(左岸)	辻ヶ池堰の口 (中筋山手1丁目地先)	<a href="#">大前 則行</a>	
8	天神川(右岸)	中筋水道 (中筋山手4丁目地先)	<a href="#">大前 則行</a>	
9	天神川(左岸)	天神川取水口 (山本西1丁目地先)	米谷 隆敏	



頁	新計画案(変更後)	現計画(変更前)																																																										
28	10 荒神川 井出取水口 (旭町1丁目地先) 前田 隆	10 荒神川 井出取水口 (旭町1丁目地先) 篠木 秀夫																																																										
	11 最明寺川 植木堰取水口9.0 (山本東3丁目地先) 米谷 隆敏	11 最明寺川 植木堰取水口9.0 (山本東3丁目地先) 米谷 隆敏																																																										
	(3)略 (4)排水路水門の監視	(3)略 (4)排水路水門の監視																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>設置場所</th> <th>開閉責任者</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀井町1番地先 小林浄水場西側</td> <td>田中 和雄</td> <td rowspan="8">略</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>売布3丁目9番地先</td> <td>宝塚市 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>売布1丁目4番地先</td> <td>宝塚市 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安倉北1丁目谷池北</td> <td>坂上 洋司</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>小浜4丁目5番地先(市立病院東側)</td> <td>坂上 洋司</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平井7丁目 阪急車庫</td> <td>尾仲 博道</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>御殿山2丁目 元市民会館前</td> <td>安庭 正明</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>山本野里1丁目 山本4号雨水幹線</td> <td>宝塚市 上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	No.	設置場所	開閉責任者	電話番号	1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	田中 和雄	略	2	売布3丁目9番地先	宝塚市 上下水道局	3	売布1丁目4番地先	宝塚市 上下水道局	4	安倉北1丁目谷池北	坂上 洋司	5	小浜4丁目5番地先(市立病院東側)	坂上 洋司	6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道	7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 正明	8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>設置場所</th> <th>開閉責任者</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀井町1番地先 小林浄水場西側</td> <td>藪内 勝也</td> <td rowspan="8">略</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>売布3丁目9番地先</td> <td>宝塚市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>売布1丁目4番地先</td> <td>宝塚市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安倉北1丁目谷池北</td> <td>坂西 勘平</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>小浜4丁目5番地先(市立病院東側)</td> <td>坂西 勘平</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平井7丁目 阪急車庫</td> <td>尾仲 博道</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>御殿山2丁目 元市民会館前</td> <td>安庭 正明</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>山本野里1丁目 山本4号雨水幹線</td> <td>宝塚市 上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	No.	設置場所	開閉責任者	電話番号	1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	藪内 勝也	略	2	売布3丁目9番地先	宝塚市	3	売布1丁目4番地先	宝塚市	4	安倉北1丁目谷池北	坂西 勘平	5	小浜4丁目5番地先(市立病院東側)	坂西 勘平	6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道	7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 正明	8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局
No.	設置場所	開閉責任者	電話番号																																																									
1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	田中 和雄	略																																																									
2	売布3丁目9番地先	宝塚市 上下水道局																																																										
3	売布1丁目4番地先	宝塚市 上下水道局																																																										
4	安倉北1丁目谷池北	坂上 洋司																																																										
5	小浜4丁目5番地先(市立病院東側)	坂上 洋司																																																										
6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道																																																										
7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 正明																																																										
8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局																																																										
No.	設置場所	開閉責任者	電話番号																																																									
1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	藪内 勝也	略																																																									
2	売布3丁目9番地先	宝塚市																																																										
3	売布1丁目4番地先	宝塚市																																																										
4	安倉北1丁目谷池北	坂西 勘平																																																										
5	小浜4丁目5番地先(市立病院東側)	坂西 勘平																																																										
6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道																																																										
7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 正明																																																										
8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局																																																										
30	第10章 水防設備及び輸送 1(1)水防倉庫	第10章 水防設備及び輸送 1(1)水防倉庫																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平井水防倉庫</td> <td>宝塚市平井7丁目(阪急車庫下)</td> <td rowspan="6">総合防災課長</td> </tr> <tr> <td>高松水防倉庫</td> <td>宝塚市高松町184-8</td> </tr> <tr> <td>西谷水防倉庫</td> <td>宝塚市大原野(西谷出張所裏)</td> </tr> <tr> <td>湯本水防倉庫</td> <td>宝塚市湯本町11-7</td> </tr> <tr> <td>中筋水防倉庫</td> <td>宝塚市中筋2丁目8</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	管理責任者	平井水防倉庫	宝塚市平井7丁目(阪急車庫下)	総合防災課長	高松水防倉庫	宝塚市高松町184-8	西谷水防倉庫	宝塚市大原野(西谷出張所裏)	湯本水防倉庫	宝塚市湯本町11-7	中筋水防倉庫	宝塚市中筋2丁目8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小浜水防倉庫</td> <td>宝塚市小浜2丁目1-30</td> <td rowspan="6">総合防災課長</td> </tr> <tr> <td>平井水防倉庫</td> <td>宝塚市平井7丁目(阪急車庫下)</td> </tr> <tr> <td>高松水防倉庫</td> <td>宝塚市高松町184-8</td> </tr> <tr> <td>西谷水防倉庫</td> <td>宝塚市大原野(西谷出張所裏)</td> </tr> <tr> <td>湯本水防倉庫</td> <td>宝塚市湯本町11-7</td> </tr> <tr> <td>中筋水防倉庫</td> <td>宝塚市中筋2丁目8</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	管理責任者	小浜水防倉庫	宝塚市小浜2丁目1-30	総合防災課長	平井水防倉庫	宝塚市平井7丁目(阪急車庫下)	高松水防倉庫	宝塚市高松町184-8	西谷水防倉庫	宝塚市大原野(西谷出張所裏)	湯本水防倉庫	宝塚市湯本町11-7	中筋水防倉庫	宝塚市中筋2丁目8																												
名称	所在地	管理責任者																																																										
平井水防倉庫	宝塚市平井7丁目(阪急車庫下)	総合防災課長																																																										
高松水防倉庫	宝塚市高松町184-8																																																											
西谷水防倉庫	宝塚市大原野(西谷出張所裏)																																																											
湯本水防倉庫	宝塚市湯本町11-7																																																											
中筋水防倉庫	宝塚市中筋2丁目8																																																											
名称	所在地		管理責任者																																																									
小浜水防倉庫	宝塚市小浜2丁目1-30	総合防災課長																																																										
平井水防倉庫	宝塚市平井7丁目(阪急車庫下)																																																											
高松水防倉庫	宝塚市高松町184-8																																																											
西谷水防倉庫	宝塚市大原野(西谷出張所裏)																																																											
湯本水防倉庫	宝塚市湯本町11-7																																																											
中筋水防倉庫	宝塚市中筋2丁目8																																																											
36	別表1 災害対策本部の構成(変更箇所抜粋)	別表1 災害対策本部の構成(変更箇所抜粋)																																																										

別表2 宝塚市消防隊水防計画編成表  
(1) イ 水防隊の部隊編成

部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担		
水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 管理隊 副隊長管理隊長 隊 警防隊長 隊長付 指令隊長		指揮班 (警防課長)	指揮支援担当 (指揮支援第1・2隊長) (警防担当係長)	1 情報収集、現場 <b>広報</b> 等消防活動の指揮支援に関すること 2 非常招集の発令に関すること	
			救急担当 (救急担当係長)	1 救急に関すること	
			救助担当 (救助担当係長)	1 救助に関すること	
			機械装備担当 (機械担当係長)	1 機械器具の整備と消防隊機材の運用に関すること	
		指令班 (指令第1・2課長)	通信指令担当 (指令第1・2部係長)	1 消防隊の出動指令に関すること 2 通信運用及び消防隊の連絡調整に関すること 3 非常招集職員の把握に関すること	
			広報班 (予防課長)	情報担当 (設備・違反是正担当係長)	1 被害情報の収集に関すること
				広報担当 (査察担当係長)	1 災害の広報に関すること
		総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)	調査担当 (危険物担当係長)	1 被害の調査に関すること	
			連絡・調整・報道担当 (人事担当係長)	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 報道機関への対応に関すること	
			調達・記録担当 (財政担当係長)	1 消防隊の食糧・資材等の補給及び物品の調達に関すること 2 被害の集計及び記録に関すること	
			消防団担当 (消防団担当係長)	1 消防団の活動に関すること	

別表2 宝塚市消防隊水防計画編成表  
(1) イ 水防隊の部隊編成

部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担	
水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 管理隊 消防隊長 隊長付 情報管理隊長 ( <del>副隊長兼情報管理担当</del> ) 隊		指揮支援班 (救急救助課長)	指揮支援担当 (指揮支援担当係長) (警防担当係長) (高度救助第1・第2隊長)	1 情報収集、現場 <b>後方</b> 等消防活動の指揮支援に関すること 2 非常招集の発令に関すること
			救急救助担当 (救急・救助担当係長) (高度救助第1・第2隊長)	1 救急救助に関すること
			機械装備担当 (機械担当係長)	1 機械器具の整備と消防隊機材の運用に関すること
			情報管制班 (情報管制課長)	情報管制担当 (管制第1・2部係長)
		広報班 (予防課長)	情報担当 (設備・違反是正担当係長)	1 被害情報の収集に関すること
			広報担当 (査察担当係長)	1 災害の広報に関すること
			調査担当 (危険物担当係長)	1 被害の調査に関すること
		総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)	連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 報道機関への対応に関すること
			調達・記録担当 (財政担当係長)	1 消防隊の食糧・資材等の補給及び物品の調達に関すること 2 被害の集計及び記録に関すること
			消防団担当 (消防団担当係長)	1 消防団の活動に関すること

部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担		
水防隊長 消防長 一隊長付兼管理隊担当 警防課長 隊長付 指令課長	水 防 隊	第一大隊長 西消防署長	第1中隊長 (西消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事
			調査担当 (予防係長)	5 非常招集の連絡及び消防本部との情報 連絡並びに庶務に関する事	
			第2中隊長 (当務消防課長)	第1小隊長 本署当務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事
			第2小隊長 本署当務高度救助隊長	2 その他防災活動に関する事	
			第3小隊長 本署当務救急隊長		
			第4小隊長 南部出張所当務警防隊長		
			第5小隊長 南部出張所当務救急隊長		
			第6小隊長 栄町出張所当務警防隊長		
			第7小隊長 栄町出張所当務救急隊長		
			第8小隊長 宝松苑出張所当務警防隊長		
			第3中隊長 (休務消防課長)	第1小隊長 本署休務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事
			第2小隊長 本署休務高度救助隊長	2 その他防災活動に関する事	
第3小隊長 本署休務救急隊長					
第4小隊長 南部出張所休務警防隊長					
第5小隊長 南部出張所休務救急隊長					
第6小隊長 栄町出張所休務警防隊長					
第7小隊長 栄町出張所休務救急隊長					
第8小隊長 宝松苑出張所休務警防隊長					

部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担		
水防隊長 消防長 一隊長付兼管理隊担当 警防課長 隊長付 情報管制課長 (システム担当)	水 防 隊	第一大隊長 西消防署長	第1中隊長 (西消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事
			調査担当 (予防係長)	5 非常招集の連絡及び消防本部との情報 連絡並びに庶務に関する事	
			第2中隊長 (当務警防統括課長)	第1小隊長 本署当務警防係長	1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事
			第2小隊長 本署当務救急隊長	2 その他防災活動に関する事	
			第3小隊長 南部出張所当務警防係長		
			第4小隊長 南部出張所当務救急隊長		
			第5小隊長 栄町出張所 当務特別救助隊長		
			第6小隊長 栄町出張所当務救急隊長		
			第7小隊長 宝松苑出張所当務警防係長		
			第3中隊長 (休務警防統括課長)	第1小隊長 本署休務警防係長	1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事
			第2小隊長 本署休務救急隊長	2 その他防災活動に関する事	
			第3小隊長 南部出張所休務警防係長		
第4小隊長 南部出張所休務救急隊長					
第5小隊長 栄町出張所 休務特別救助隊長					
第6小隊長 栄町出張所休務救急隊長					
第7小隊長 宝松苑出張所休務警防係長					

頁	新 計 画 案 (変更後)				現 計 画 (変更前)																																																																											
39	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>隊別</th> <th>分 担 区 分</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 消防課長 隊長付 指舎課長</td> <td rowspan="12">水</td> <td rowspan="12">第二大隊長 東消防署長</td> <td>第1中隊長 (東消防署副署長)</td> <td>指揮・庶務担当 (副署長)</td> <td>1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事 5 非常召集の連絡及び消防本部との情報連絡並びに庶務に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第2中隊長 (当務消防課長)</td> <td>第1小隊長 本署当務警防隊長</td> <td>1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>第2小隊長 本署当務救急隊長</td> <td>2 その他防災活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>第3小隊長 雲雀丘出張所 当務警防救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4小隊長 中山台出張所 当務警防救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5小隊長 米谷出張所 当務特別救助隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6小隊長 西谷出張所 当務警防救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第3中隊長 (休務消防課長)</td> <td>第1小隊長 本署休務警防隊長</td> <td>1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>第2小隊長 応急救護班 本署休務救急隊長</td> <td>2 その他防災活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所 休務警防救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4小隊長 中山台出張所 休務警防救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5小隊長 米谷出張所 休務特別救助隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6小隊長 応急救護班 西谷出張所 休務警防救急隊長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担	水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 消防課長 隊長付 指舎課長	水	第二大隊長 東消防署長	第1中隊長 (東消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事 5 非常召集の連絡及び消防本部との情報連絡並びに庶務に関する事	第2中隊長 (当務消防課長)	第1小隊長 本署当務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事	第2小隊長 本署当務救急隊長	2 その他防災活動に関する事	第3小隊長 雲雀丘出張所 当務警防救急隊長		第4小隊長 中山台出張所 当務警防救急隊長		第5小隊長 米谷出張所 当務特別救助隊長		第6小隊長 西谷出張所 当務警防救急隊長		第3中隊長 (休務消防課長)	第1小隊長 本署休務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事	第2小隊長 応急救護班 本署休務救急隊長	2 その他防災活動に関する事	第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所 休務警防救急隊長		第4小隊長 中山台出張所 休務警防救急隊長		第5小隊長 米谷出張所 休務特別救助隊長		第6小隊長 応急救護班 西谷出張所 休務警防救急隊長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>隊別</th> <th>分 担 区 分</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 消防課長 隊長付 情報警備課長 (シフト担当)</td> <td rowspan="12">水</td> <td rowspan="12">第二大隊長 東消防署長</td> <td>第1中隊長 (東消防署副署長)</td> <td>指揮・庶務担当 (副署長)</td> <td>1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事 5 非常召集の連絡及び消防本部との情報連絡並びに庶務に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第2中隊長 (当務警防統括課長)</td> <td>第1小隊長 本署当務警防隊長</td> <td>1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>第2小隊長 本署当務救急隊長</td> <td>2 その他防災活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>第3小隊長 雲雀丘出張所当務救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4小隊長 中山台出張所 当務特別救助隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5小隊長 米谷出張所当務警防隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6小隊長 西谷出張所当務救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第3中隊長 (休務警防統括課長)</td> <td>第1小隊長 本署休務警防隊長</td> <td>1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>第2小隊長 応急救護班 本署休務救急隊長</td> <td>2 その他防災活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所 休務救急隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4小隊長 中山台出張所 休務特別救助隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5小隊長 米谷出張所休務警防隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6小隊長 応急救護班 西谷出張所休務救急隊長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担	水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 消防課長 隊長付 情報警備課長 (シフト担当)	水	第二大隊長 東消防署長	第1中隊長 (東消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事 5 非常召集の連絡及び消防本部との情報連絡並びに庶務に関する事	第2中隊長 (当務警防統括課長)	第1小隊長 本署当務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事	第2小隊長 本署当務救急隊長	2 その他防災活動に関する事	第3小隊長 雲雀丘出張所当務救急隊長		第4小隊長 中山台出張所 当務特別救助隊長		第5小隊長 米谷出張所当務警防隊長		第6小隊長 西谷出張所当務救急隊長		第3中隊長 (休務警防統括課長)	第1小隊長 本署休務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事	第2小隊長 応急救護班 本署休務救急隊長	2 その他防災活動に関する事	第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所 休務救急隊長		第4小隊長 中山台出張所 休務特別救助隊長		第5小隊長 米谷出張所休務警防隊長		第6小隊長 応急救護班 西谷出張所休務救急隊長	
部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担																																																																													
水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 消防課長 隊長付 指舎課長	水	第二大隊長 東消防署長	第1中隊長 (東消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事 5 非常召集の連絡及び消防本部との情報連絡並びに庶務に関する事																																																																											
			第2中隊長 (当務消防課長)	第1小隊長 本署当務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事																																																																											
				第2小隊長 本署当務救急隊長	2 その他防災活動に関する事																																																																											
				第3小隊長 雲雀丘出張所 当務警防救急隊長																																																																												
				第4小隊長 中山台出張所 当務警防救急隊長																																																																												
				第5小隊長 米谷出張所 当務特別救助隊長																																																																												
				第6小隊長 西谷出張所 当務警防救急隊長																																																																												
			第3中隊長 (休務消防課長)	第1小隊長 本署休務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関する事																																																																											
				第2小隊長 応急救護班 本署休務救急隊長	2 その他防災活動に関する事																																																																											
				第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所 休務警防救急隊長																																																																												
				第4小隊長 中山台出張所 休務警防救急隊長																																																																												
				第5小隊長 米谷出張所 休務特別救助隊長																																																																												
第6小隊長 応急救護班 西谷出張所 休務警防救急隊長																																																																																
部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担																																																																													
水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 消防課長 隊長付 情報警備課長 (シフト担当)	水	第二大隊長 東消防署長	第1中隊長 (東消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関する事 2 災害情報の収集及び連絡に関する事 3 被害調査に関する事 4 災害現場広報に関する事 5 非常召集の連絡及び消防本部との情報連絡並びに庶務に関する事																																																																											
			第2中隊長 (当務警防統括課長)	第1小隊長 本署当務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事																																																																											
				第2小隊長 本署当務救急隊長	2 その他防災活動に関する事																																																																											
				第3小隊長 雲雀丘出張所当務救急隊長																																																																												
				第4小隊長 中山台出張所 当務特別救助隊長																																																																												
				第5小隊長 米谷出張所当務警防隊長																																																																												
				第6小隊長 西谷出張所当務救急隊長																																																																												
			第3中隊長 (休務警防統括課長)	第1小隊長 本署休務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動及び 実施に関する事																																																																											
				第2小隊長 応急救護班 本署休務救急隊長	2 その他防災活動に関する事																																																																											
				第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所 休務救急隊長																																																																												
				第4小隊長 中山台出張所 休務特別救助隊長																																																																												
				第5小隊長 米谷出張所休務警防隊長																																																																												
第6小隊長 応急救護班 西谷出張所休務救急隊長																																																																																
<p>水防隊</p> <p>ア 災害が同時多発で広域にわたり、かつ、消防本部との連絡が途絶した場合は、必要な時間までは所轄大隊長が当該大隊の水防隊の運用を行うものとする。</p> <p>イ 休日、夜間等日勤者が不在の場合は、日勤者が参集するまでの間、当務消防課長が当該大隊の指揮を執るものとする。</p> <p>ウ 署長が不在の場合は、消防課長が大隊長を代行する。</p> <p>エ 災害が全市域にわたる場合で、管理隊が水防隊を統括したときは、各大隊長は管理隊指揮班と連絡を密にして指揮活動にあたるものとする。</p>				<p>水防隊</p> <p>ア 災害が同時多発で広域にわたり、かつ、消防本部との連絡が途絶した場合は、必要な時間までは所轄大隊長が当該大隊の水防隊の運用を行うものとする。</p> <p>イ 休日、夜間等日勤者が不在の場合は、日勤者が参集するまでの間、当務警防統括課長が当該大隊の指揮を執るものとする。</p> <p>ウ 署長が不在の場合は、警防統括課長が大隊長を代行する。</p> <p>エ 災害が全市域にわたる場合で、管理隊が水防隊を統括したときは、各大隊長は管理隊指揮班と連絡を密にして指揮活動にあたるものとする。</p>																																																																												



頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																
40	<p>(3)消防団の編成</p>	<p>(3)消防団の編成</p>																																
49	<p>資料2 宝塚市防災会議委員名簿 (変更箇所抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長</td> <td>宝塚市長</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第1号に基づく委員</td> <td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官 (兵庫県担当) 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 <u>神戸地方気象台長</u></td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第2号に基づく委員</td> <td rowspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第3号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第4号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第5号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第6号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第7号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第8号に基づく委員</td> <td rowspan="2"><u>宝塚市自治会連合会会長</u> 中略 <u>女性の視点で防災を考える</u> 宝塚どないしょネット 代表 中略 宝塚市 病院経営統括部参事 (<u>総括</u>担当)</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第9号に基づく委員</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員 職 名	会 長	宝塚市長	第3条第5項第1号に基づく委員	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官 (兵庫県担当) 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 <u>神戸地方気象台長</u>	第3条第5項第2号に基づく委員	略	第3条第5項第3号に基づく委員	第3条第5項第4号に基づく委員	第3条第5項第5号に基づく委員	第3条第5項第6号に基づく委員	第3条第5項第7号に基づく委員	第3条第5項第8号に基づく委員	<u>宝塚市自治会連合会会長</u> 中略 <u>女性の視点で防災を考える</u> 宝塚どないしょネット 代表 中略 宝塚市 病院経営統括部参事 ( <u>総括</u> 担当)	第3条第5項第9号に基づく委員	<p>資料2 宝塚市防災会議委員名簿 (変更箇所抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長</td> <td>宝塚市長</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第1号に基づく委員</td> <td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官 (兵庫県担当) 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 <u>神戸地方気象台次長</u></td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第2号に基づく委員</td> <td rowspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第3号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第4号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第5号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第6号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第7号に基づく委員</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第8号に基づく委員</td> <td rowspan="2"><u>宝塚市自治会ネットワーク会議代表</u> 中略 宝塚どないしょネット 代表 中略 宝塚市 病院経営統括部参事 (<u>経営改善</u>担当)</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第9号に基づく委員</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員 職 名	会 長	宝塚市長	第3条第5項第1号に基づく委員	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官 (兵庫県担当) 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 <u>神戸地方気象台次長</u>	第3条第5項第2号に基づく委員	略	第3条第5項第3号に基づく委員	第3条第5項第4号に基づく委員	第3条第5項第5号に基づく委員	第3条第5項第6号に基づく委員	第3条第5項第7号に基づく委員	第3条第5項第8号に基づく委員	<u>宝塚市自治会ネットワーク会議代表</u> 中略 宝塚どないしょネット 代表 中略 宝塚市 病院経営統括部参事 ( <u>経営改善</u> 担当)	第3条第5項第9号に基づく委員
区 分	委 員 職 名																																	
会 長	宝塚市長																																	
第3条第5項第1号に基づく委員	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官 (兵庫県担当) 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 <u>神戸地方気象台長</u>																																	
第3条第5項第2号に基づく委員	略																																	
第3条第5項第3号に基づく委員																																		
第3条第5項第4号に基づく委員																																		
第3条第5項第5号に基づく委員																																		
第3条第5項第6号に基づく委員																																		
第3条第5項第7号に基づく委員																																		
第3条第5項第8号に基づく委員	<u>宝塚市自治会連合会会長</u> 中略 <u>女性の視点で防災を考える</u> 宝塚どないしょネット 代表 中略 宝塚市 病院経営統括部参事 ( <u>総括</u> 担当)																																	
第3条第5項第9号に基づく委員																																		
区 分	委 員 職 名																																	
会 長	宝塚市長																																	
第3条第5項第1号に基づく委員	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官 (兵庫県担当) 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 <u>神戸地方気象台次長</u>																																	
第3条第5項第2号に基づく委員	略																																	
第3条第5項第3号に基づく委員																																		
第3条第5項第4号に基づく委員																																		
第3条第5項第5号に基づく委員																																		
第3条第5項第6号に基づく委員																																		
第3条第5項第7号に基づく委員																																		
第3条第5項第8号に基づく委員	<u>宝塚市自治会ネットワーク会議代表</u> 中略 宝塚どないしょネット 代表 中略 宝塚市 病院経営統括部参事 ( <u>経営改善</u> 担当)																																	
第3条第5項第9号に基づく委員																																		



頁	新計画案(変更後)	現計画(変更前)																																																																																																																																																								
	資料5 浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等 (1)略 (2)要配慮者関連施設	資料5 浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等 (1)略 (2)要配慮者関連施設																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分1</th> <th>施設区分2</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>さざんかグループホーム 〈あじさいホーム〉</td> <td>宝塚市安倉中5丁目20番31号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>みんと(有限会社輝きケアサポート)</td> <td>宝塚市亀井町10番74号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>あにもり</td> <td>宝塚市宮の町14番12号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>グループホームこころ</td> <td>宝塚市川面1丁目7番9号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>ふれも宝塚</td> <td>宝塚市安倉中2丁目11番14号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>エルケアグループホーム宝塚</td> <td>宝塚市泉町6番6号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>宝塚市立わかかさ保育所</td> <td>宝塚市高司1丁目4番32号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>かたつむりランド宝塚南口園</td> <td>宝塚市南口2丁目11番2号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>保育所かたつむりランド宝塚第2園</td> <td>宝塚市売布東の町20番5号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>すみれの花保育園</td> <td>宝塚市南口2丁目14番2号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>都市型保育園ポポラー宝塚山本園</td> <td>宝塚市山本東3丁目8番16号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>英光保育園宝塚駅南</td> <td>宝塚市湯本町9番18号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)</td> <td>宝塚市安倉西2丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>高齢者施設</td> <td>アリア宝塚</td> <td>宝塚市野上2丁目3番44号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>高齢者施設</td> <td>オリーブ・宝塚</td> <td>宝塚市光明町30番12号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>高齢者施設</td> <td>宅老所 光明の家</td> <td>宝塚市光明町29番29号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>医療施設</td> <td>コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)</td> <td>宝塚市平井5丁目1番8号</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム 〈あじさいホーム〉	宝塚市安倉中5丁目20番31号	表 中略				社会福祉施設	障害者施設	みんと(有限会社輝きケアサポート)	宝塚市亀井町10番74号	社会福祉施設	障害者施設	あにもり	宝塚市宮の町14番12号	社会福祉施設	障害者施設	グループホームこころ	宝塚市川面1丁目7番9号	社会福祉施設	障害者施設	ふれも宝塚	宝塚市安倉中2丁目11番14号	社会福祉施設	障害者施設	エルケアグループホーム宝塚	宝塚市泉町6番6号	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかかさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号	表 中略				社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号	社会福祉施設	児童福祉施設	保育所かたつむりランド宝塚第2園	宝塚市売布東の町20番5号	社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号	社会福祉施設	児童福祉施設	英光保育園宝塚駅南	宝塚市湯本町9番18号	社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西2丁目1番2号	表 中略				社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号	社会福祉施設	高齢者施設	オリーブ・宝塚	宝塚市光明町30番12号	社会福祉施設	高齢者施設	宅老所 光明の家	宝塚市光明町29番29号	表 中略				医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)	宝塚市平井5丁目1番8号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分1</th> <th>施設区分2</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>さざんかグループホーム 〈あじさいホーム〉</td> <td>宝塚市安倉中5丁目20番31号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>障害者施設</td> <td>みんと(有限会社輝きケアサポート)</td> <td>宝塚市亀井町10番74号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>宝塚市立わかかさ保育所</td> <td>宝塚市高司1丁目4番32号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>かたつむりランド宝塚南口園</td> <td>宝塚市南口2丁目11番2号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>すみれの花保育園</td> <td>宝塚市南口2丁目14番2号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>都市型保育園ポポラー宝塚山本園</td> <td>宝塚市山本東3丁目8番16号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>英光宝塚駅南保育園</td> <td>宝塚市湯本町9番18号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>児童福祉施設</td> <td>日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)</td> <td>宝塚市安倉西2丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>高齢者施設</td> <td>アリア宝塚</td> <td>宝塚市野上2丁目3番44号</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>高齢者施設</td> <td>宅老所 光明の家</td> <td>宝塚市光明町29番29号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表 中略</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>医療施設</td> <td>コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)</td> <td>宝塚市平井5丁目1番8号</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム 〈あじさいホーム〉	宝塚市安倉中5丁目20番31号	表 中略				社会福祉施設	障害者施設	みんと(有限会社輝きケアサポート)	宝塚市亀井町10番74号	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかかさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号	表 中略				社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号	社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号	社会福祉施設	児童福祉施設	英光宝塚駅南保育園	宝塚市湯本町9番18号	社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西2丁目1番2号	表 中略				社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号	社会福祉施設	高齢者施設	宅老所 光明の家	宝塚市光明町29番29号	表 中略				医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)	宝塚市平井5丁目1番8号
施設区分1	施設区分2	施設名	所在地																																																																																																																																																							
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム 〈あじさいホーム〉	宝塚市安倉中5丁目20番31号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
社会福祉施設	障害者施設	みんと(有限会社輝きケアサポート)	宝塚市亀井町10番74号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	障害者施設	あにもり	宝塚市宮の町14番12号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	障害者施設	グループホームこころ	宝塚市川面1丁目7番9号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	障害者施設	ふれも宝塚	宝塚市安倉中2丁目11番14号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	障害者施設	エルケアグループホーム宝塚	宝塚市泉町6番6号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかかさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	保育所かたつむりランド宝塚第2園	宝塚市売布東の町20番5号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	英光保育園宝塚駅南	宝塚市湯本町9番18号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西2丁目1番2号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	高齢者施設	オリーブ・宝塚	宝塚市光明町30番12号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	高齢者施設	宅老所 光明の家	宝塚市光明町29番29号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)	宝塚市平井5丁目1番8号																																																																																																																																																							
施設区分1	施設区分2	施設名	所在地																																																																																																																																																							
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム 〈あじさいホーム〉	宝塚市安倉中5丁目20番31号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
社会福祉施設	障害者施設	みんと(有限会社輝きケアサポート)	宝塚市亀井町10番74号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかかさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	英光宝塚駅南保育園	宝塚市湯本町9番18号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西2丁目1番2号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号																																																																																																																																																							
社会福祉施設	高齢者施設	宅老所 光明の家	宝塚市光明町29番29号																																																																																																																																																							
表 中略																																																																																																																																																										
医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)	宝塚市平井5丁目1番8号																																																																																																																																																							

令和 5 年度(2023 年度)  
宝塚市国民保護協議会資料

令和 5 年度 (2023 年度)  
宝 塚 市

# 国民保護協議会資料 目次

I 委員名簿（敬称略） .....	1
II 宝塚市国民保護計画（令和5年度(2023年度)）見直しについて（諮問事項） ..	3
1 計画策定及び見直し目的 .....	3
2 宝塚市国民保護計画案の主な見直し箇所と内容 .....	3

## I 委員名簿（敬称略）

1 会 長 宝塚市長 山 崎 晴 恵

### 2 委 員

#### (1) 法 40 条第 4 項第 1 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	澤 田 昌 利	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	小 竹 利 明	外部
神戸地方気象台長	佐 伯 亮 介	外部

#### (2) 法第 40 条第 4 項第 2 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
陸上自衛隊第 3 6 普通科連隊第 1 中隊長	福 重 貴 之	外部

#### (3) 法第 40 条第 4 項第 3 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県宝塚警察署長	田 村 隆 清	外部
兵庫県阪神北県民局長	宮 口 美 範	外部

#### (4) 法第 40 条第 4 項第 4 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部

#### (5) 法第 40 条第 4 項第 5 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市教育長	五十嵐 孝	内部
宝塚市消防長	山 中 毅	内部

#### (6) 法第 40 条第 4 項第 6 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市企画経営部長	古 家 健 志	内部
宝塚市財務担当部長	吉 田 恭 子	内部
宝塚市市民交流部長	加 藤 努	内部
宝塚市総務部長	中 出 勝 也	内部
宝塚市都市安全部長	池 澤 伸 夫	内部
宝塚市危機管理監	大 谷 英 次	内部
宝塚市都市整備部長	濱 田 一 二 三	内部
宝塚市健康福祉部長	藤 本 宜 則	内部
宝塚市子ども未来部長	西 垣 早 百 合	内部
宝塚市環境部長	政 処 剛 史	内部
宝塚市産業文化部長	岡 本 直 也	内部
宝塚市上下水道事業管理者	福 永 孝 雄	内部
宝塚市議会事務局長	津 田 裕 司	内部
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高 田 輝 夫	内部

宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）	島 廣 弘 二	内部
----------------------	---------	----

(7) 法第 40 条第 4 項第 7 号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	安 田 誠	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小 森 浩 治	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	湯出口 幸 久	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名 成 利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤 澤 正 輝	外部

(8) 法第 40 条第 4 項第 8 号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	馬 場 美智子	外部
宝塚市自治会連合会会長	久保田 久 男	外部
宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗 田 義 博	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近 山 透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福 本 芳 博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀 市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福 住 美 壽	外部
ボランティア活動家	榎 本 匡 笑	外部
女性の視点で防災を考える 宝塚どないしょネット代表	檜 垣 彰 子	外部



## II 宝塚市国民保護計画（令和5年度(2023年度)）見直しについて（諮問事項）

### 1 計画策定及び見直し目的

この計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、国や県、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に措置を行うため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、一般にいわゆる「国民保護法」第35条の規定に基づき、本市の当初計画は平成19年2月に策定したもので、政府が定めた「国民の保護に関する基本指針」や兵庫県の「国民保護計画」と整合を図りながら、非常時における市の役割等を示しています。

市は、当該計画を定める場合又は見直しを行う場合には、当国民保護協議会にお諮りすることとなっており、今回は市の組織体制や人事異動にかかる事項の修正、各種経年的データの更新を行います。

### 2 宝塚市国民保護計画案の主な見直し箇所と内容

別添 資料6 令和5年度(2023年度)宝塚市国民保護計画変更前後対照表（案）参照

- \* 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン表示しています。
- \* 変更前後対照表では人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各統計データの更新、記載方法の変更などの軽微な見直し内容は省略しています。

#### 1) 第2編 第1章 第2節 関係機関との連携体制の整備

##### 4 (3) 関係機関との協定の締結等

(変更前後対照表 P. 1 ~ P. 2)

- ・災害発生時における円滑かつ迅速な応急復旧対策の実施及び被災者救済等のため、各種団体・関係機関等による各方面の支援体制を構築することを目的とした各種協定の締結を拡充しており、令和4年度（2022年度）計画に2つの協定を追記します。

#### 2) 計画全般にわたる軽微な事項の見直し

##### ア) 経年的事項の見直し

- ・各種統計データの更新、組織編成替えや委員等の異動、関係団体・施設名称や連絡先、関連指針名の変更に伴う見直しを行います。

(案)

## 宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

- 第2編 平素からの備えや予防・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2
- 第3編 武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～4

令和5年度(2023年度)

宝 塚 市

資料6

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

変更前後対照表 ※各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

2. 第2編 平素からの備えや予防

頁	現計画 (変更前)	新計画案 (変更後)																																																												
32	<p>第1章 組織・体制の整備等                      第1節 略                      第2節 関係機関との連携体制の整備                      前文略                      1～3 略                      4 指定公共機関等との連携                      中略                      【参考：防災のための関係機関との協定一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>協定名称</th> <th>締結日</th> <th>相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">表略</td> </tr> <tr> <td>食糧物資</td> <td>災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定</td> <td>災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定</td> <td><u>岡本食品、宝塚キムラヤ</u>、宝塚富士ベーカリー、オイシス、阪神米穀(株)及び雪印乳業(株)関西販売本部</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表略</td> </tr> <tr> <td>道路啓開救助・車両応急整備・ドローン</td> <td colspan="3">表略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定</td> <td>平成29年3月1日</td> <td>特定非営利活動法人コミュニティリンク</td> </tr> <tr> <td>被災</td> <td colspan="3">表略</td> </tr> </tbody> </table>	分野	協定名称	締結日	相手方	表略				食糧物資	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	<u>岡本食品、宝塚キムラヤ</u> 、宝塚富士ベーカリー、オイシス、阪神米穀(株)及び雪印乳業(株)関西販売本部	表略				道路啓開救助・車両応急整備・ドローン	表略				災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成29年3月1日	特定非営利活動法人コミュニティリンク	被災	表略			<p>第1章 組織・体制の整備等                      第1節 略                      第2節 関係機関との連携体制の整備                      前文略                      1～3 略                      4 指定公共機関等との連携                      中略                      【参考：防災のための関係機関との協定一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>協定名称</th> <th>締結日</th> <th>相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">表略</td> </tr> <tr> <td>食糧物資</td> <td>災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定</td> <td>災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定</td> <td>宝塚富士ベーカリー、オイシス、阪神米穀(株)及び雪印乳業(株)関西販売本部</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表略</td> </tr> <tr> <td>道路啓開救助・車両応急整備・ドローン</td> <td colspan="3">表略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定</td> <td>平成29年3月1日</td> <td>特定非営利活動法人コミュニティリンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書</u></td> <td><u>令和5年2月21日</u></td> <td><u>株式会社フクユ</u></td> </tr> <tr> <td>被災</td> <td colspan="3">表略</td> </tr> </tbody> </table>	分野	協定名称	締結日	相手方	表略				食糧物資	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	宝塚富士ベーカリー、オイシス、阪神米穀(株)及び雪印乳業(株)関西販売本部	表略				道路啓開救助・車両応急整備・ドローン	表略				災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成29年3月1日	特定非営利活動法人コミュニティリンク		<u>災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書</u>	<u>令和5年2月21日</u>	<u>株式会社フクユ</u>	被災	表略		
分野	協定名称	締結日	相手方																																																											
表略																																																														
食糧物資	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	<u>岡本食品、宝塚キムラヤ</u> 、宝塚富士ベーカリー、オイシス、阪神米穀(株)及び雪印乳業(株)関西販売本部																																																											
表略																																																														
道路啓開救助・車両応急整備・ドローン	表略																																																													
	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成29年3月1日	特定非営利活動法人コミュニティリンク																																																											
被災	表略																																																													
分野	協定名称	締結日	相手方																																																											
表略																																																														
食糧物資	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	宝塚富士ベーカリー、オイシス、阪神米穀(株)及び雪印乳業(株)関西販売本部																																																											
表略																																																														
道路啓開救助・車両応急整備・ドローン	表略																																																													
	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成29年3月1日	特定非営利活動法人コミュニティリンク																																																											
	<u>災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書</u>	<u>令和5年2月21日</u>	<u>株式会社フクユ</u>																																																											
被災	表略																																																													

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	現計画（変更前）				新計画案（変更後）			
40	者 支 援	災害時における連 携協力に関する協 定書	令和4年2月3 日	兵庫県弁護士会	者 支 援	災害時における連 携協力に関する協 定書	令和4年2月3 日	兵庫県弁護士会
	表略				<u>損害調査結果の提 供及び利用に關す る覚書</u>			
<p>第4節 通信の確保 前文略 1 略 2 情報通信機器等の活用 (1) (2) 略 (3) 県他関係機関との連絡 市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。 ア フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 市役所2階都市安全部総合防災課及び消防本部4階情報管制課に配置 イ 兵庫衛星通信ネットワーク 市庁舎及び衛星電話及び衛星ファクシミリ設置 市役所2階都市安全部総合防災課及び消防本部4階情報管制課に配置</p>				<p>第4節 通信の確保 前文略 1 略 2 情報通信機器等の活用 (1) (2) 略 (3) 県他関係機関との連絡 市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。 ア フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 市役所2階都市安全部総合防災課及び消防本部4階指令課に配置 イ 兵庫衛星通信ネットワーク 市庁舎及び衛星電話及び衛星ファクシミリ設置 市役所2階都市安全部総合防災課及び消防本部4階指令課に配置</p>				
表略				表略				

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

3. 第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現計画（変更前）	新計画案（変更後）																
54	<p>第1章 組織の設置</p> <p>第1節 危機管理対策本部等における初動体制</p> <p>前文略</p> <p>1 危機管理対策本部等の設置</p> <p>前文略</p> <p>(1) 危機管理対策本部</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 組織構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、<u>ワクチン接種担当部長</u>、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、<u>経営統括部参事（経営改善担当）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監	本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、 <u>ワクチン接種担当部長</u> 、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（経営改善担当）</u>	<p>第1章 組織の設置</p> <p>第1節 危機管理対策本部等における初動体制</p> <p>前文略</p> <p>1 危機管理対策本部等の設置</p> <p>前文略</p> <p>(1) 危機管理対策本部</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 組織構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、<u>経営統括部参事（総括担当）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監	本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（総括担当）</u>
区分	職名																	
本部長	市長																	
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監																	
本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、 <u>ワクチン接種担当部長</u> 、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（経営改善担当）</u>																	
区分	職名																	
本部長	市長																	
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監																	
本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（総括担当）</u>																	
56	<p>第2節 市対策本部の設置等</p> <p>前文略</p> <p>1 市対策本部等の設置</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p>	<p>第2節 市対策本部の設置等</p> <p>前文略</p> <p>1 市対策本部等の設置</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p>																



宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	現計画（変更前）	新計画案（変更後）																
	<p>ア 組織構成（法 28）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 359 638 415">区 分</th> <th data-bbox="638 359 1528 415">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 415 638 472">本部長</td> <td data-bbox="638 415 1528 472">市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 472 638 573">副本部長</td> <td data-bbox="638 472 1528 573">副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 573 638 915">本部員</td> <td data-bbox="638 573 1528 915">企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、<u>ワクチン接種担当部長</u>、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、<u>経営統括部参事（経営改善担当）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監	本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、 <u>ワクチン接種担当部長</u> 、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（経営改善担当）</u>	<p>ア 組織構成（法 28）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1688 359 1935 415">区 分</th> <th data-bbox="1935 359 2825 415">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1688 415 1935 472">本部長</td> <td data-bbox="1935 415 2825 472">市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1688 472 1935 573">副本部長</td> <td data-bbox="1935 472 2825 573">副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1688 573 1935 867">本部員</td> <td data-bbox="1935 573 2825 867">企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、<u>経営統括部参事（総括担当）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監	本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（総括担当）</u>
区 分	職 名																	
本部長	市長																	
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監																	
本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、 <u>ワクチン接種担当部長</u> 、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（経営改善担当）</u>																	
区 分	職 名																	
本部長	市長																	
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監																	
本部員	企画経営部長、経営改革推進担当部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、 <u>経営統括部参事（総括担当）</u>																	

以下略